

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【内閣府(2)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (iii) 病児保育事業(児童福祉法6条の3第13項)については、事業運営の実態や課題を把握した上で、病児保育事業の趣旨に沿った事業運営の観点から可能な方策について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(v)保育所における特種児童対策については、地方公共団体からの意見聴取等を通じて実態等の把握を進め、更なる保育の受け皿整備に向けた取組について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>(2)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(1)保育所における特種児童対策については、可能な限り早期に特種児童の解消を目指すとともに、更なる保育の受け皿整備のため、地域の特性に応じた支援などを柱とする「新子育て安心プラン」を地方公共団体に通知する。</p> <p>【措置済み(令和2年12月21日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)】</p>	<p>保育所における特種児童対策については、地方公共団体からの意見聴取等を通じて実態等の把握を行い、令和2年12月21日に「新子育て安心プラン」をとりまとめ、公表した。</p>			<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>【総務省】</p> <p>(1)地方自治法(昭22法67)</p> <p>(ii)地域による団体に対する市町村長(特別区)の長を含む。)の認可(260条の2第1項)については、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、活動実態に合わせて認可の目的を見直し、不動産等の保有の有無にかかわらず、これを可能とする。</p>		<p>認可地縁団体の認可の目的について不動産等の保有を前提しないものに見直し、地域による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けることができることとする地方自治法の改正を含む第11次地方分権一括法が第204回通常国会で成立し、令和3年5月26日に公布。</p> <p>市町村長の認可に係る申請において、地域による団体の代表者が申請書に添える書類について、保有資産目録及び保有予定資産目録を不要とするにとり申請書の様式を改正するものとする地方自治法施行規則の一部を改正する省令が8月31日に公布。</p>	<p>【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法の改正について(令和3年5月26日付け総務省自治行政局長通知)</p> <p>【総務省】地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和3年9月1日付け総務省自治行政局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/22fu.tsuchi.h.tml#2.19</p>	<p>総務省自治行政局市町村課</p>
<p>【文部科学省(13)】【経済産業省(4)】</p> <p>電源立地地域対策交付金</p> <p>(1)交付事業に他府省の所管が含まれる場合の事前協議については、以下の措置を講ずる。</p> <p>・農林水産省への事前協議を廃止する。</p> <p>【措置済み(令和2年9月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)】</p> <p>・国土交通省への事前協議については、協議手続の効率化及び迅速化を図るため、令和3年度の申請に関するものから、申請書などの提出書類を簡素化するともに、電子的な手段による提出を可能とし、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p> <p>(ii)申請方法については、複数事業の申請を一括で行うことが可能であることを、地方公共団体に改めて通知する。</p> <p>【措置済み(令和2年10月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)】</p> <p>(iii)当該交付金事業の軽微な変更については、主務大臣の承認が不要であることを、経済産業局に改めて通知する。</p> <p>【措置済み(令和2年10月30日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)】</p> <p>(iv)各種申請書類等については、令和2年度中に電源立地地域対策交付金交付金交付規則(平16文部科学省、経済産業省告示2)を改正し、公印の押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とする。</p>	<p>(1)交付事業に農林水産省の所管が含まれる場合の事前協議については、廃止した。</p> <p>国土交通省への事前協議については、令和3年度から、電子的な手段による協議資料の提出を可能とし、その旨通知した。(令和3年2月26日付け事務連絡)</p> <p>(ii)申請方法について、一の申請書で複数事業の申請を一括で行うことが可能である旨通知した。</p> <p>(iii)交付金事業の軽微な変更について、主務大臣の承認が不要であることを、経済産業局宛てに通知した。</p> <p>(iv)各種申請書類等については、電源立地地域対策交付金交付規則を改正し、公印の押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とした。(令和3年3月31日文部科学省経済産業省告示第2号)</p>	<p>【文部科学省・経済産業省】電源立地地域対策交付金に係る農林水産省所管事業に係る協議について(令和2年9月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室)</p> <p>【文部科学省・経済産業省】電源立地地域対策交付金における国土交通省所管公共用施設に係る協議について(令和3年2月26日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)</p> <p>【文部科学省・経済産業省】電源立地地域対策交付金の交付申請について(令和2年10月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)</p> <p>【経済産業省】電源立地地域対策交付金に係る計画変更の取扱いについて(令和2年10月30日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)</p> <p>【文部科学省・経済産業省】電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則(令和3年3月31日文部科学省経済産業省告示第2号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/22fu.tsuchi.h.tml#2.20</p>	<p>文部科学省研究開発局原子力課立地地域対策室</p> <p>資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課</p>	
<p>【環境省】</p> <p>(1)自然公園法(昭32法161)</p> <p>自然公園における太陽光発電施設の設置に関する許可基準(施行規則11条12項)については、運用の明確化を図るため、都道府県と地方環境事務所における審査事例を令和2年度中に取集し、整理した。その上で、当該事例とともに許可基準の具体的な考え方と記載したガイドラインを策定するなどの必要な措置を講じ、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>		<p>自然公園における太陽光発電施設の設置に関する許可基準(施行規則11条12項)については、運用の明確化を図るため、都道府県と地方環境事務所における審査事例を令和2年度中に取集し、整理した。その上で、当該事例とともに許可基準の具体的な考え方と記載したガイドラインを策定するなどの必要な措置を講じ、都道府県に令和3年度中に通知した。</p>	<p>【環境省】国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドライン(令和4年3月30日付け環境自国発第2203301号環境省自然環境局国立公園課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/22fu.tsuchi.h.tml#2.22</p>	<p>環境省自然環境局国立公園課</p>
<p>【国土交通省】</p> <p>(15)社会資本整備総合交付金</p> <p>(1)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。</p> <p>・小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まつつ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、その旨を地方公共団体に通知し、また、社会資本整備総合交付金システムを改修した上で、当該システムのマニュアルを改正し、地方公共団体に周知した。</p>	<p>【国土交通省】社会資本整備総合交付金等に係る事務手続における公印省略及び電子化について(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官庁社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/22fu.tsuchi.h.tml#2.23</p>	<p>国土交通省大臣官庁社会資本整備総合交付金等総合調整室</p>
<p>【内閣府(3)】【総務省(2)】【財務省(1)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(8)】</p> <p>児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まつつ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令7></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)については、令和7年度中に健康保険法施行規則(大15内務省令36)や児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて、(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)等を改正した。</p>	<p>小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)については、高額療養費制度の所得区分情報及び加入医療保険情報(保険者名称を含む。)の記載を不要とするため、健康保険法施行規則(大15内務省令第36号)及び児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて、(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)等を改正した。</p>	<p>【厚生労働省】健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第7号)</p> <p>【厚生労働省】児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて、一部改正について(令和8年2月16日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/22fu.tsuchi.h.tml#2.24</p>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R2	25	02.農業・農地	都道府県	宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県	法務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	自作農創設特別措置法第10条第1項、前令(自治体)第4条、法務省民事行政部長通知(平成22年5月11日付)登記第339号)、農林水産省所管の不審登記等の嘱託職員に指定する省令第33号	自作農創設特別措置法に基づく農地買収に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事案における事務処理の簡素化	・時効取得手続きの簡素化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催スケジュールの明確化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消滅の義務化	国が戦後の農地解放で自作農創設特別措置法により農地を買収した際、特別により簡易な登記(欄外登記)を行っていたが、法務局が欄外登記を看過して旧所有者からの登記申請を受け付け、二重登記となった事例が発生している。私人による登記を消滅し二重登記を解消するには、関係者全員から当該登記を消滅することについての承諾書を徴する必要があるが、その事務は法務局民事行政部長通知により県が行うことになっている。しかしながら、複数回二重登記が看過された場合は相続等により関係者が多数に上り、また、法務局の過失が要因にあることから関係者の理解を得られず、承諾を得られない場合が多い。二重登記の名義人から時効取得の申出があった場合は、自作農財産紛争処理等連絡協議会に諮る必要があるが、不定期開催のため迅速な解決が難しい。また、当該協議会で時効取得を主張する際に、根拠資料として、昭和時代の資料が必要となるため、その収集が占有者にとって困難なものとなっている。現在、県営土地改良事業区域内で見発見されており、事業の進捗に影響している。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html
R2	26	01.土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画 と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、所在都道府県が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	—
R2	27	12.その他	一般市	松原市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法第27条第4項第2号、地方自治法第229条第2項、第5項	利用者負担額に係る行政不服審査法に基づく審査請求手続の公示と私立における施設別による差異の解消	利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査法に基づく審査請求手続の公示と私立における施設別による差異の解消	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)においては、公の施設の使用料決定処分という性格を有していると考えられます。内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。その上で、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならないとされています。また、同条第5項の規定より、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方で、私立保育所(私立幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査法に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。	—
R2	28	03.医療・福祉	一般市	藤枝市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	幼保連携型認定こども園の学校の編制、職員、設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学校の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて	幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し	幼保連携型認定こども園の付添いある園庭に代わるべき場所を園庭としてみなすこと。	保育所の設置基準では、保育所の付添いある屋外遊技場(いわゆる遊技場)とみなしてよいこととされているが、幼保連携型認定こども園の園庭は、園舎と同一敷地内または隣接地に設置することが原則とされている。既存の幼保連携型認定こども園に移行しようとする際、狭小地においては、同一敷地内や隣接地に園庭を設置することが困難な立地条件の施設もある。本市の支障事例は、幼児の徒歩圏内に公園があるにも関わらず、一時的に民間駐車場を園庭として有償で借上げ、設置認可のために借地権を設定するなど、こども園設置者にとって大きな負担となっており、何より、事例たちの身体づくりに影響を与える規定に起因している。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html
R2	29	03.医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項、同施行規則第6条の2第2号、障害者の生涯学習の推進方策について(令和元年7月8日付)元文科第291号文部科学省総合教育政策局長通知)	障がい福祉サービス(特に「自立訓練(生活訓練)」)における利用期間の弾力的運用	障がいのある者の学校卒業後等の学びの場について、生徒や保護者がその情報を入手しやすいよう、府として、障がい福祉サービスを活用して取り組む事業所の情報公開の仕組みを確立している。これら事業所は、学びの場として、カキアラム策定や職員配置等に關し、独自の取組みを展開している。これら事業所のように独自の取組みを展開する場合に、そのサービス利用期間について、利用者や事業所等の追加負担を生じさせることなく、弾力的な運用を可能とするなどの所要の制度改正を図りたい。	府では、平成30年に文部科学省「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」により、検討・検証を行い、上記「学びの場」の情報公表の仕組みの創設のほか、障がい福祉サービス(とりわけ「自立訓練」)に關し、その利用期間について、弾力的運用が可能となるよう、所要の制度改正を国に対して求める必要のあることについて、結論を得た。 【主な支障事例】 自立訓練は、障がいのある人の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助益その他の必要な支援であり、本来、学校卒業後等の「学びの場」として活用するもの。しかしながら、自立訓練(生活訓練)の期間は、原則2年で、障がい特性を踏まえて、個々の成長を促すには、期間があまりにも短い。自立訓練と就労継続支援B型を組み合わせて、4年間の「学びの場」を確保している例もあるが、B型は一定の賃金収入が求められるなど、あくまでも就労の場であり、「学び」にはなじまない。以上のとおり、自立訓練(生活訓練)の期間を延長することにより、新たに制度創設することなく、障がい者の学校卒業後等の学びの場を全国的に確保することができる。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html
R2	30	03.医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)	重度障がい者等の就労中における介助の法定給付化	重度障がい者等の就労中における介助については、全国一律の制度として法定給付化することを求める。	密時介護が必要な重度障がい者については、就労中においても日常生活と同様、生活上の介助が必要であるにも関わらず、現行制度上では、就労中であることをもって法定給付(重度訪問介護サービス等)の支給対象外とされている。	—
R2	31	03.医療・福祉	都道府県	大阪府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱交付要綱7(1)イ及び16(1)イ、子ども子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱10(1)ウ及び10(1)ク及び10(1)カ、保育所等整備交付金交付要綱12(1)イ及び16(1)イ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令の規定によることとされているが、同法施行令第17条に基づき同意を外すことが可能かどうか明確にされたい。	保育対策総合支援事業費補助金、子ども子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育所等整備交付金について、道府県知事から市町村からの申請・実績報告について必要な審査を行うという事務処理規定が設けられているが、東京府知事と併発規定と同様とする。なお、上記の補助金等については、交付要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令の規定によることとされているが、同法施行令第17条に基づき同意を外すことが可能かどうか明確にされたい。	本提案に係る国から市町村へ直接交付される補助金について、市町村から国になされる交付申請等を、道府県が取りまとめ、内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査を行い、国へ提出することが交付要綱で定められている。国からの交付申請依頼等は短期間で回答が必要な場合が多く、特に市町村が事業者へ間接補助を行っている場合、事業者→市町村→道府県→国という手続きの流れとなり、道府県を経由することで、事業者及び市町村はより短期間で対応が求められる過度な負担が生じている。道府県において事務の審査等のために当該補助金の運用について国に確認する回答が得られないことも多く、当該事務の審査、市町村とのやりとりの等も多大なことから、道府県に過度な負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【法務省(4)(w)】【農林水産省(7)(w)(w)】 農地法(昭27法229)</p> <p>(3a)国有農地の占有者から取得時効の完成を主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営については、迅速な処理及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」(昭51農林省構造改善局長及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」(昭51農林省構造改善局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・占有者から時効取得の申出を受け付けた場合は、速やかに法務局又は地方法務局、地方農政局及び都道府県の3者で事前調整を行うこととする。 ・事前調整において取得時効の完成について検討した結果、協議会に付議しないと判断した場合は、地方農政局は申出者に対して、書面によりその理由を通知することとする。 ・申出者が提出する書類及び都道府県が準備する書類については、取得時効の完成を証明するための必要最小限のものとし、明確化する。 ・協議会は、定期的に開催することとする。</p> <p>【措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経費局長通知)】 (w)自作農創設特別措置法に基づく買収による登記が看過され、占有者等への所有権の移転の登記(以下「二重登記」という。)がされた国有農地については、以下の措置を講ずる。 ・占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知する。 ・申出者等への売払いや自作農財産紛争処理等連絡協議会における時効取得に関する手続が利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知する。 【措置済み(令和2年12月4日付け務省民事局民事第二課事務連絡、令和2年12月4日付け農林水産省経費局長通知)】</p>	<p>二重登記に関し占有者等への売払いや自作農財産紛争処理等連絡協議会における時効取得に関する手続が利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知した。 また、自作農財産紛争処理等連絡協議会の運営を改善すること及び占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知した。</p>	<p>【法務省】自作農創設特別措置法による買取嘱託登記を看過し、第三者への所有権の移転の登記がされている土地の二重登記の解消について(令和2年12月4日付け法務省民事局民事第二課事務連絡) 【農林水産省】自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について(令和2年12月4日付け農林水産省経費局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2020/r2fu.tsuchi.tml#r2.25</p>	<p>法務省民事局民事第二課 農林水産省経費局農地政策課</p>	<p>法務省民事局民事第二課 農林水産省経費局農地政策課</p>
<p>5【内閣府(7)】【文部科学省(7)】【厚生労働省(33)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)</p> <p>(3)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち園庭面積に係る基準(同令87第1)については、幼保連携等幼保連携型認定こども園への移行や施設の高齢化等に伴う園庭の確保などの施設整備により、当該施設整備に係る期間において当該基準を満たさない場合、幼保連携型認定こども園の設置等の認可権者である地方公共団体が、教育・保育の内容等を確認した上で、一時的な園庭面積の不足についてやむを得ないものとして取り扱うことが可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	<p>幼保連携型認定こども園への移行や園舎の増築などの施設整備期間において基準を満たさない場合、認可権者が教育・保育の内容について確認した上で、一時的な園庭面積の不足についてやむを得ないものとして取り扱うことができることを通知。</p>	<p>【内閣府・文部科学省・厚生労働省】幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(一部改正について)(通知)(令和3年1月29日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長通知) 【内閣府・文部科学省・厚生労働省】幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(通知)(令和3年1月29日付け内閣府政策統括官(若生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2020/r2fu.tsuchi.tml#r2.28</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>
<p>5【厚生労働省】 (32)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (1)自立訓練(生活訓練)の利用期間(施行規則6条の6)については、原則2年間(長期入院していた者等については3年間、以下この事項において「標準利用期間」という。)としているが、個別の状況に応じ、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えて最大3年間(原則1回)の支給決定期間(施行規則15条)の更新が可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	<p>個別の状況に応じ、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えて最大3年間(原則1回)の支給決定期間の更新が可能であることを令和3年3月26日付け事務連絡において、地方公共団体にに対して周知した。</p>	<p>【厚生労働省】自立訓練(生活訓練)に係る支給決定期間の更新の取扱いについて(令和3年3月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課生活支援推進室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2020/r2fu.tsuchi.tml#r2.29</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>
<p>5【厚生労働省】 (9)児童福祉法(昭22法164)、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金 保育所等整備交付金(56条の4の3)、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金の申請等に係る事務については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、申請書類の簡素化やFAQの整備など必要な方策を検討し、令和2年度中に結果を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令3＞ 5【厚生労働省】 (9)児童福祉法(昭22法164)、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金の申請等に係る事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請書類の簡素化やFAQの整備等を行い、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年3月25日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課人材研修係事務連絡、令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室事務連絡)】 また、保育対策総合支援事業費補助金の申請等に係る事務についても、地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請書類の簡素化を行い、地方公共団体に通知する。</p>	<p>【厚生労働省】子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助手続き等に係るFAQの送付について(令和3年3月25日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課人材研修係事務連絡) 【厚生労働省】保育所等整備交付金に関する質疑応答集(FAQ)(第1版)について(令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室事務連絡) 【厚生労働省】保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(令和3年12月1日付け厚生労働省次官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2020/r2fu.tsuchi.tml#r2.31</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (概要年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【5】内閣府(9)【文部科学省(8)】【厚生労働省(34)】 子ども子育て支援法(平24法65) (v)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)の要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・研修の実施方針については、オンライン等による研修の実施が可能であることを明確化するともに積極的な活用を促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・保育所及び地域型保育事業所(以下この事項において「保育所等」という。)が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修(以下この事項において「園内研修」という。)については、保育所等が園内研修の認定申請と同時に、都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化する。地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・研修実施主体の認定状況等については、地方公共団体に情報提供を行うこととし、その旨を令和2年度中に通知する。 ・保育士等が受講したキッズアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。 ・幼稚園教諭等が受講した研修の修了証の効力については、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。 ・保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易とするよう整理を行い、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・研修受講の須欠の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【5】内閣府(16)【文部科学省(11)】【厚生労働省(50)】 子ども子育て支援法(平24法65) 保育所等給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)の要件となっている研修受講の必須化については、地方公共団体に、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和5年度から段階的に適用する。 【措置済み(令和3年9月2日付け内閣府子ども子育て本部参事官子ども子育て支援担当)、内閣府子ども子育て本部参事官(認定とも担当)、文部科学省中等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長通知】</p>	<p>保育所等を対象とした保育士等キッズアップ研修の実施方法については、各自自治体に通知を行い、オンライン等による研修の実施が可能であることを明確化し、また積極的な活用を促した。 保育所等が企画・実施する当該園内研修については、都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、各自自治体に通知する。 令和3年度より、幼稚園・認定こども園教諭向けの研修の実施主体に関して、各加算認定自治体における認定状況を集約した上で、各加算認定自治体に情報提供を行うこととし、その旨を各自自治体に通知した。 保育士等が受講したキッズアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、各自自治体に通知した。 幼稚園・認定こども園教諭が受講した、幼稚園・認定こども園園長等が実施する研修の修了証については、団体等を認定した加算認定自治体でのみ有効であること、及び、転勤などやむを得ない理由がある場合は、他の加算認定自治体が認定した団体等の研修の修了証を有効とする取扱いを行うことも可能であることを、併せて各自自治体に通知をした。 令和2年度末に研修受講の状況等に関する調査を実施し、令和3年6月18日開催の子ども子育て会議(57回)において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和4年度からの研修了要件の適用は行わず、令和5年度から段階的に適用する旨の研修了要件の取扱いに関する方針案が了承されたことを踏まえ、9月2日に当該方針を自治体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】保育士等キッズアップ研修に係る保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野及びオンライン等による研修の実施の促進について(令和3年3月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 【文部科学省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱの園内研修(保育所等)に係る都道府県への申請書類の標準様式及び保育士等キッズアップ研修の修了証の効力について(令和3年3月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 【文部科学省】処遇改善加算Ⅱ受講要件付AQ(令和3年3月31日) 【内閣府・文部科学省・厚生労働省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講率についての一部改正について(令和3年9月2日付け内閣府子ども子育て本部参事官子ども子育て支援担当)、内閣府子ども子育て本部参事官(認定とも担当)、文部科学省中等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eainbosyuu/2020/r2hu.tsuchi.htm#r2_32</p>	<p>内閣府子ども子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>【5】厚生労働省 (20)国民健康保険法(昭33法192) (iv)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。 ・オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報(以下この事項において「資格重複情報」という。)を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。 ・資格重複情報により国民健康保険の喪失処理手続を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【5】厚生労働省 (30)国民健康保険法(昭33法192) (ii)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報により喪失処理手続を行うことが可能とし、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)】</p>	<p>令和3年2月末及び3月5日に厚生労働省から、資格重複状況結果一覧の取扱い(提供情報等)について都道府県等に通知したものの、医療保険者の資格情報登録ミス等により、オンライン資格確認システムが正常に運用を開始できず、同システムが本格運用を開始するまでの間、同一一覧は事業所長会の代替手法として利用できない旨を3月31日に通知した。 その後、オンライン資格確認等システムの本格運用の開始に伴い、市区町村による資格重複状況結果一覧の利用が可能となること、同一一覧については、対象者の資格喪失の事実等を確認するために「行方不明」の電話や文書等による照会と同等のと置ける旨を令和3年10月15日に通知した。 市区町村における国民健康保険被保険者の資格喪失に関する事務について、資格重複の結果一覧を活用した職権による資格喪失処理の流れを令和4年11月29日に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市区町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(令和3年2月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】医療保険者等向け中間アンケート等における資格重複チェック等の新機能の導入について(令和3年3月5日付け厚生労働省保険局保険課、厚生労働省保険局国民健康保険課、厚生労働省保険局高齢者医療課及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課連発事務連絡) 【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市区町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(留意事項)(令和3年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】オンライン資格確認、本格運用開始について(協力依頼)(令和3年10月15日付け厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長及び医療介護連携政策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eainbosyuu/2020/r2hu.tsuchi.htm#r2_34</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>
<p>【5】総務省 (1)地方自治法(昭22法67) (iv)私人の公金取扱いの制限(243条)については、以下のとおりとする。 ・負担金、負担金等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入(施行令158条)として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・金融機関の医療費やデジタル・ガバナンスの推進など、公金を取扱う状況の変化を踏まえ、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体の意見を踏まえつつ、地方公共団体の判断により公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とし、その在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【5】総務省 (1)地方自治法 (ii)私の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体の判断により、原則として全ての歳入等の収納に関する事務について私人に委託することを可能とし、令和3年度中に可能とする。 <令5> 【5】総務省 (1)地方自治法 (ii)私の公金取扱いの制限(243条)については、令和6年度から、地方公共団体の判断により、原則として全ての歳入等の収納に関する事務を私人に委託できるようにする。</p>	<p>私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体の判断により、原則として全ての歳入等の収納に関する事務について私人に委託することを可能とし、令和3年度中に可能とする。</p>	<p>【総務省】地方自治法施行令及び市区町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第46号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eainbosyuu/2020/r2hu.tsuchi.htm#r2_35</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>
<p>【5】厚生労働省 (30)介護保険法(平9法123) (iii)保険者機能強化推進交付金等(122条の3)については、毎年度の評価指標の見直しを検討において、当該交付金に係る地方公共団体の取組の円滑な実施に配慮するとともに、評価指標や評価結果の通知を令和3年度交付分から可能限り早期に行う。</p>	<p>—</p>	<p>令和3年度交付分については、評価指標を令和2年9月に、評価結果を同年11月に通知し、昨年度分9月期に通知した。 令和4年度交付分の評価指標については、介護保険事業計画期間中は権力指標を要しないことにより地方公共団体における取組の円滑な実施に配慮するとともに、昨年度より廃止時期を更に前倒し、令和3年8月に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】令和3年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関する評価指標について(令和2年9月18日付け厚生労働省老健局介護保険計画課交付金審査・交付係事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度市区町村介護保険者機能強化推進交付金及び市区町村介護保険保険者努力支援交付金の評価結果及び交付見込額の算定に用いる参考値について(令和2年11月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知) 【厚生労働省】令和3年度都道府県介護保険者機能強化推進交付金及び都道府県介護保険保険者努力支援交付金の評価結果及び交付見込額の算定に用いる参考値について(令和2年11月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eainbosyuu/2020/r2hu.tsuchi.htm#r2_37</p>	<p>厚生労働省老健局介護保険計画課</p>
<p>【5】厚生労働省 (30)介護保険法(平9法123) (iv)定員80人以下の介護老人福祉施設の介護報酬(指定施設サービス等)に要する費用の額の算定に関する基準(平12厚生省告示21)については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【5】厚生労働省 (45)介護保険法(平9法123) (ii)介護老人福祉施設(定員80人以下を含む。)の介護報酬(指定施設サービス)に要する費用の額の算定に関する基準(平12厚生省告示21)については、基本報酬を引き上げる。 【措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)】</p>	<p>社会保障審議会介護給付費分科会(令和2年11月5日)において、定員規模別利用者負担が異なることや事業者からの運営等に対する懸念が示された。これを踏まえ検討した結果、特別介護老人ホームの基本報酬について定員規模別に報酬を設定する見直しは行わなかった。 ただし、令和3年度介護報酬改定では、特別介護老人ホームの基本報酬全体を引き上げるとともに、小規模特養への介護報酬の経過措置を継続することとした(令和3年3月厚生労働省告示)。</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年3月15日厚生労働省告示第73号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eainbosyuu/2020/r2hu.tsuchi.htm#r2_38</p>	<p>厚生労働省老健局高齢者支援課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
R2	41	02.農業・農地	広島県、宮城県、広島市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条	集落法人に使用収益させている農地における所有権移転に係る農地法の改正	農地を集落法人に使用収益させている場合、当該農地については農業者であっても農地法第3条および所有権移転の許可が得られ、集落法人に継続的に土地利用できるように、規定の改正を求める。 また、規定の改正に時間を要する場合は、特区での対応を求める。	地方に居住する親(保:現住、非農業者)に農地の所有権を移転したいが、所有権移転後も、引き続きこの集落法人に使用収益権を設定したいと考えている。 しかし、この親は、農地法第3条許可要件(全部耕作、常時従事)を満たさないため、所有権移転が認められない。	—	
R2	42	10.運輸・交通	都道府県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱	地域間幹線系統確保補助金(国)における各種申請の電子化	地域間幹線系統確保維持改善費国庫補助金における各種申請の電子化(様式)の電子化(電子申請システム)	地域公共交通確保維持改善計画は、国の様式に合わせて各事業者が独自にExcelデータ等で作成し、補助対象期間前に当初計画として県の協議会へ提出するものであるが、一度作成された計画に対して、事業者の修正計画もある場合には都道府県の修正変更規定申請を行う必要があるが、そのために数回や計形式のチェックなど多大な時間を要するものとなっている。 資料の計画策定や計画変更について、事業者のミスが起きないよう、国が様式を厳密に定め、正しい計形式やマーク、入力制限等が設定されたExcelデータ、もしくは電子申請システムを作成・共有してもらうことを求める。	—	
R2	43	12.その他	都道府県	総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第22条(転入届)、23条(転居届)、24条(転出届)	人口の移動理由を把握するための、全国的な調査の実施	国による、人口の移動理由を把握するための、全国的な調査を実施を提案。 その方法として、「住民基本台帳法」を活用した調査の実施を図るための住民基本台帳法の改正を提案。	音響圏への人口集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠。 しかしながら、住民基本台帳を使った移動人口は把握されているが、移動理由については全国統一的な調査は現在行われていない。 現在、本県を含めて8県が独自に調査を行っているが、その調査方法や調査項目は様々であるため、容易に比較することが困難。	—	
R2	44	12.その他	都道府県	総務省	B 地方に対する規制緩和	電子契約における電子署名の見直し	電子契約における電子署名の見直し	国における政府認証基盤(GPK)の職責認定と同様に、地方公共団体組織認証基盤(LPK)の職責認定を、自治体が電子契約を行う際に利用できる電子署名の対象とする。	〔現行〕 国の電子契約では政府認証基盤(GPK)の職責認定を利用して電子署名を行っている。 しかし、現在の法では電子契約で有効となる電子署名として地方公共団体組織認証基盤(LGPK)の職責認定は対象となっていない。 このため自治体では職責認定を利用した電子契約が成立せず、契約者及び、契約者の代理人、それぞれ本人が「電子証明書」を取得する必要があるため電子契約の導入を妨げる大きな原因となっている。 〔支障事例〕 ○「電子証明書」の発行には約2週間程度必要であり、人事異動により人が入れ替わる場合、「電子証明書」の発行が間に合わず、契約事務が行えない期間が発生する可能性がある。 ○「電子証明書」の発行には、費用負担に加え、住民票、印鑑証明の提出が必要であり、人事異動時に「電子証明書」を発行することは、事務負担が非常に大きく現実的ではない。 ○国交省の電子契約は「電子証明書」と「職責認定」(役職による認証)を使用しているが、「職責認定」は地方自治体施行規則の「電子証明書」には含まれないため、自治体では使用できない。 また、職責認定は「電子証明書」と異なり、自治体で発行できないため、全国で定められている長期継続契約の対象には当たらないことから、商慣習・慣例に基づいた契約とすることが一般的であるにもかかわらず、毎年、契約更新を繰り返す不合理を生じている。ソフトウェアを用いた情報処理は行政業務を行う中で欠かせないものとなっており、規定でソフトウェアに接続するシステムを構築し、多種多様なライセンス契約を締結することは商慣習上困難であり、また全ての契約について債務履行行為を設定することも、合理的でない。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html	
R2	45	12.その他	都道府県	愛知県、高知県	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第24条の3、地方自治法施行令第167条の17、総務省自治行政局長通達(平成16年総行第143号)	長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大	地方自治法第24条の3に規定する長期継続契約の対象(電気、ガス、の供給、不動産の借入れ等)、又は法施行令第167条の17に基づき条項で定めるときに、対象契約(当該条項で定める一定の物品の借入れ又は債務を定める契約)にソフトウェア(集約的)のライセンス(使用許諾)契約を締結する必要があるが、ソフトウェアのみ単年度契約を締結することは商慣習上困難であり、また全ての契約について債務履行行為を設定することも、合理的でない。	—		
R2	46	12.その他	都道府県	愛知県	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省	厚生労働省が毎年実施する消費生活協同組合(連合会)実態調査要綱	消費生活協同組合(連合会)実態調査要綱 実態調査における都道府県による組合等送付事務の廃止及び都道府県票の調査項目の見直し	各組合は、「組合票」の回答を(国民業者)に送付し、「決算関係書類」データを都道府県に送付することされており、送付枚数が多くなることで、事務に負担が生じている。 また、各組合の決算関係書類については、本調査前に報告を受け、確認を行っているものであり、都道府県から回答(提出)する必要性はなく、各組合への調査票の送付、決算関係書類データの回収及び国(調査先委託事業者)へ決算関係書類等を送付することとする。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html	
R2	47	03.医療・福祉	都道府県	愛知県、横浜市、高知県	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、健康保険法施行令第41条、健康保険法施行規則第98条の2、特定医療費の支給認定の業務上の取扱いについて(平成26年12月25日付健康発122第1号)厚生労働省健康局疾病対策課長通知	指定難病の医療受給者区分の医療保険の所得区分の記載の廃止	指定難病の医療受給者区分の医療保険の所得区分を、受給者が加入する保険者に対し照会を行い、医療受給者証に記載することとされており、従来から、下の通り、医療受給者区分の記載が、医療機関に提出する際、所得区分が誤っている場合や最新ではない場合があり(年間100件程度)、医療機関の事務に混乱を生じており、これに係る問合せが多いため、医療受給者区分の記載を医療受給者証に記載する事務の負担は非常に大きい。 所得区分の変更の場合は、保険者からの連絡により職種医療受給者証を発行するため、受給者からの問い合わせが多い。また、医療受給者証の継続申請と所得区分の変更の医療受給者証発行のピークが重なっており、医療受給者区分の変更が同時に発生し、受給者、医療機関に混乱を生じている。 上記について、平成26年2月27日付厚生労働省健康局難病対策課長通知「平成27年の地方からの提案等に対する対応方針」に基づき対応について(最終的な対応方針)において、「保険者からの所得区分に係る回答が必要な情報は継続する特定医療に限定して適用することと確保する方法として、現時点において、医療受給者証に医療保険の所得区分を記載する以外の方策がない」とあるが、医療保険の所得区分は100種類あり、届出が複数ある場合は、必ず命令を発生することとなっている。また、命令は行政処分であるため、行政手続法の手続きを踏まえる必要がある。そのため、具体的な事務の流れは、「届出提出(土地所有者等)」→「審判の機会付与(県)」→「回答(土地所有者等)」→「土地汚染状況調査の実施及び結果の報告の命令(県)」→「土地汚染状況調査結果提出(土地所有者等)」となる。 土地所有者等が、届出時点において土地汚染状況調査を実施していることも多く、調査命令の発出までの流れが、事務手続きの無駄になっているだけでなく、事業者の早期の工事を妨げる要因となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html	
R2	48	06.環境・衛生	都道府県	愛知県、埼玉県	B 地方に対する規制緩和	土壌汚染対策法第3条第7項、第3条第8項	土壌汚染対策法第3条第7項、第3条第8項	法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果を定めることとし、報告した場合には、あらかじめ調査の実施及び結果の報告を命じた土地に係る土地の形質の変更の見直しに関する事務手続きの見直しを行う。	現在の手続きにおいては、届出が複数ある場合は、必ず命令を発生することとなっている。また、命令は行政処分であるため、行政手続法の手続きを踏まえる必要がある。そのため、具体的な事務の流れは、「届出提出(土地所有者等)」→「審判の機会付与(県)」→「回答(土地所有者等)」→「土地汚染状況調査の実施及び結果の報告の命令(県)」→「土地汚染状況調査結果提出(土地所有者等)」となる。 土地所有者等が、届出時点において土地汚染状況調査を実施していることも多く、調査命令の発出までの流れが、事務手続きの無駄になっているだけでなく、事業者の早期の工事を妨げる要因となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html	
R2	49	06.環境・衛生	都道府県	富山県	B 地方に対する規制緩和	水質汚濁防止法に基づき常時監視における重要監視項目の見直し	水質汚濁防止法に基づき常時監視における重要監視項目について、環境基準項目に移行する必要がなければ重要監視項目とせず、国において項目と見直しを求めらる。	都道府県知事は、水質汚濁防止法第15条の規定により、公共用水域の水質の汚濁の状況について常時監視が義務付けられている。具体的な測定対象物質については、法第16条の規定による測定計画において各県において定められており、環境基準が設定されている項目については、通知において、常時監視の対象として位置付けるよう求められている。 一方、現時点では環境基準項目とせず、国において項目と見直しを求めらる。	各一		
R2	50	12.その他	都道府県	岡山県	厚生労働省	A 権限移譲	地方自治法施行令第174条の26第1項及び174条の49の2第1項(1)	指定都市又は中核市が設置する保育所等の指導監督権限を都道府県から指定都市等に移譲する	現行の地方自治法施行令の規定では、指定都市等に所在する保育所は、設置を初めとして人員、設備等運営に係る変更や休止、廃止に関する権限を指定都市等が有している一方で、公立保育所の指導監督に關する権限のみ都道府県が行使することとされている。これは、指定都市等以外の市町村に所在する公立保育所や内閣府が所管する幼保連携型認定こども園に限らずとも異なるため、都道府県は指導監督に必要な情報を指定都市等から一時的に収集する手段が限られていると指摘されている。 また、地方自治法施行令においては都道府県が指導監督を行うこととされている指定都市等が設置する公立施設についても同様である。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html	
R2	51	12.その他	都道府県	秋田県、男鹿市、大仙市、仙北市、小坂町、井川町、大田町	総務省	B 地方に対する規制緩和	マイナンバーID設定支援計画における調査・報告(一斉調査)システムの活用	毎月、都道府県が市町村分をまとめた報告を行っている。マイナンバーID設定支援計画に基づく実施報告について、各町町村の提出形式及び都道府県のとりまとめ様式を統一し、市町村から提出されたExcelファイルに含まれる都道府県集計シート(シート)から実施報告のシートを正しく抽出し、都道府県に提出する。また、報告結果については、都道府県別に集計したものを当該システム上で閲覧できるようにする。	「マイナンバーID設定支援計画」については、各市町村が策定の土、設定支援に限り、各都道府県において、その実施報告を毎月とりまとめ電子データにより総務省に報告することとなっている。 各町町村の提出形式及び都道府県のとりまとめ様式を統一し、市町村から提出されたExcelファイルに含まれる都道府県集計シート(シート)から実施報告のシートを正しく抽出し、都道府県に提出する。また、報告結果については、都道府県別に集計したものを当該システム上で閲覧できるようにする。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html	
R2	52	12.その他	都道府県	秋田県、男鹿市、大田町	総務省	B 地方に対する規制緩和	統計調査員確保対策事業実施要綱(平成17年8月15日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)令和元年5月31日付(7)総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官普告及指導担当事務連絡	統計調査員確保対策事業のうち、総務大臣が実施する事業である「都道府県別統計調査員研修」について、都道府県が事務連絡による依頼に基づき行っている。研修対象者への周知・募集及び出席者の旅費支給等の事務を、都道府県でなく、総務省に委託することとし、都道府県で行っていた。	都道府県別統計調査員研修は、統計調査員確保対策事業実施要綱(以下「要綱」という)において、「7 総務大臣が実施する事業」に定められた事業であり、国が実施する統計調査の統計調査員となる意思を有する者として登録され、登録調査員を対象に行う研修で、直接、事業者を委託契約を締結して実施している。 本来、都道府県の事務ではないが、事務連絡による依頼に基づき、研修対象者への周知・募集、出席者の旅費支給等の事務を行っている。 県内の対象者約1,300名の開催通知の発送や、参加者約100名に係る名簿の作成、事前に提出されるワークシートのデータ化、旅費支給対象者への支給手続き等、事務量が膨大で、統計専任職員が削減が進む中、事務負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html	
R2	53	12.その他	都道府県	秋田県、男鹿市、大田町、羽後町	法務省	B 地方に対する規制緩和	外国人入居環境整備交付金の提出書類を明確化する	外国人入居環境整備交付金の提出書類を明確化する	外国人入居環境整備交付金については、交付金交付申請書の提出締切が3月中旬(令和2年度交付金は、令和2年4月18日)とされている。その際の添付書類として、「歳入歳出予算(見込み)書抄本」の提出を指し示しているが、申請書には見込みであるが、当該申請書は、個人事業主の申請書に適用され、申請書に、実績報告については、4月上旬(令和元年度交付金は、令和2年4月10日)までとされている。「歳入歳出決算書(抄)」の提出が指示されているが、決算書が出来上がるのは秋頃であり、この時期には提出できないものである。 したがって、添付書類については、国に確認の上、代替書類を提出している。 歳入歳出予算(見込み)書抄本一筆算内容説明書 歳入歳出決算(見込み)書抄本一筆算取次申請書	外国人入居環境整備交付金については、交付金交付申請書の提出締切が3月中旬(令和2年度交付金は、令和2年4月18日)とされている。その際の添付書類として、「歳入歳出予算(見込み)書抄本」の提出を指し示しているが、申請書には見込みであるが、当該申請書は、個人事業主の申請書に適用され、申請書に、実績報告については、4月上旬(令和元年度交付金は、令和2年4月10日)までとされている。「歳入歳出決算書(抄)」の提出が指示されているが、決算書が出来上がるのは秋頃であり、この時期には提出できないものである。 したがって、添付書類については、国に確認の上、代替書類を提出している。 歳入歳出予算(見込み)書抄本一筆算内容説明書 歳入歳出決算(見込み)書抄本一筆算取次申請書	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (50) 消費生活協同組合(連合会)実態調査 消費生活協同組合(連合会)実態調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、都道府県を経由せず国が直接実施する方向で検討し、令和3年度調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>地方公共団体が契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、電子署名と併せて送信することにより当該契約を確定させることができる電子証明書(施行規則12条の4の2)については、地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する職責証明書を追加する。 【措置済み(地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第90号)、地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件(令和2年総務省告示第273号))】</p>	<p>【総務省】地方自治法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について(令和2年9月18日付け総務省自治行政局長通知) 【総務省】地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第90号) 【総務省】地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件(令和2年総務省告示第273号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.h.tml#r2_44</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>
<p>【総務省】 (11) 地方自治法(昭22法67) (31) 長期継続契約(234条の3)を締結することができる契約については、ソフトウェアのライセンス契約も含められることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>		<p>長期継続契約(地方自治法234条の3)を締結することができる契約については、ソフトウェアに係る使用許諾契約(ライセンス契約)も含められることを明確化し、その旨を通知した。(令和2年12月22日付け総務省307号)</p>	<p>【総務省】ソフトウェアのライセンスに係る長期継続契約について(令和2年12月22日付け総務省自治行政局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.h.tml#r2_45</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>
<p>【厚生労働省】 (38) 消費生活協同組合(連合会)実態調査 消費生活協同組合(連合会)実態調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、都道府県を経由せず国が直接実施する方向で検討し、令和3年度調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>令和3年11月1日に、都道府県を経由せず国が直接令和3年度調査を実施することを消費生活協同組合(連合会)に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】令和3年度消費生活協同組合(連合会)実態調査の実施について(令和3年11月1日付け厚生労働省社会・援護局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.h.tml#r2_46</p>	<p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室</p>
<p>【内閣府(11)】【総務省(12)】【財務省(4)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(36)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(難病)の患者に対する医療等に関する法律(7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>指定難病の医療費助成制度に係る医療受給者証(難病)の患者に対する医療等に関する法律(7条4項)については、高額療養費制度の所得区分情報及び加入医療保険情報(保険者名称を含む。)の記載を不要とするため、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第30号)及び「難病」の患者に対する医療等に関する法律(5条第1項)に規定する特定医療及び特定疾患治療研究事業による医療に関する給付の対象医療に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(「平26厚生労働省健康局疾病対策課長通知」)等を改正した。高額療養費制度の所得区分情報及び加入医療保険情報(保険者名称を含む。)の記載を不要とする。</p>	<p>【厚生労働省】健康保険法施行規則の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第7号) 【厚生労働省】「難病」の患者に対する医療等に関する法律(5条第1項)に規定する特定医療及び特定疾患治療研究事業による医療に関する給付の対象医療に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成26年12月26日付)「厚生労働省健康局疾病対策課長通知」等を改正した。</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.h.tml#r2_47</p>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課</p>
<p>【総務省(10)】【環境省(7)】 土壌汚染対策法(平14法53) 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等に対する土壌汚染状況の調査・報告の命令については、都道府県知事等が土壌汚染状況の調査・報告を一時的に免除した土地の形状の変更の届出を受理したときの命令(3条8項)については、行政手続法(平5法88)第2章から第4章の2までの規定が適用されないことを明確化し、都道府県等に周知する。 【措置済み(令和2年11月25日付け環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)】</p>		<p>都道府県知事等が土壌汚染状況の調査・報告を一時的に免除した土地の形状の変更の届出を受理したときの命令については、行政手続法(平5法88)第2章から第4章の2までの規定が適用されないことを明確化し、都道府県等に通知を发出した。</p>	<p>【環境省】土壌汚染対策法第3条第8項の土壌汚染状況調査及びその結果の報告の命令に係る趣旨又は弁明の機会の付与について(令和2年11月25日付け環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.h.tml#r2_48</p>	<p>総務省行政管理局行政手続室 環境省水・大気環境局土壌環境課</p>
<p>【厚生労働省】 (5) 児童福祉法(昭22法164) (ニ) 指定都市、中核市及び児童相談所設置市(特別区を含む。以下この事項において「指定都市等」という。)が設置する保育所に対する指導監査については、当該指定都市等の長が行う旨を明確化し、都道府県及び指定都市等に通知する。 【措置済み(令和2年10月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)】</p>		<p>指定都市等が設置する保育所に対する指導監査については、当該指定都市等の長が行う旨を明確化し通知した。</p>	<p>【厚生労働省】指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監査の実施主体について(周知)(令和2年10月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長通知) 【厚生労働省】指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監査の実施に関する取組について(令和2年10月30日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.h.tml#r2_50</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>【総務省】 (17) マイナンバーID設定支援計画 マイナンバーID設定支援計画の実施実績報告については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、市町村(特別区を含む。)の実績報告については、都道府県の取りまとめに係る運用の改善を行うとともに、全国での実施実績について地方公共団体に情報提供する。 【措置済み(令和2年9月29日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡等)】</p>		<p>マイナンバーID設定支援計画の実績実績報告については、市区町村からの実施実績について都道府県の取りまとめを不要とし、その旨を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省】「マイナンバーID設定支援計画」の実績報告の提出方法の変更について(令和2年9月29日付け自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.h.tml#r2_51</p>	<p>総務省自治行政局地域政策課マイナポイント施策推進室</p>
<p>【総務省】 (15) 統計調査員確保対策事業 統計調査員確保対策事業のうち、都道府県別登録調査員研修については、都道府県と総務省の委託を受けた事業者との業務分担を明確化するともに、都道府県の事務負担の軽減に資するよう、研修の実施回数、開催規模等について都道府県の柔軟な取扱いが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。</p>		<p>都道府県別登録調査員研修について、都道府県と総務省の委託を受けた事業者との業務分担を明確化し、当該研修の実施回数、開催規模等について都道府県の事務負担等を考慮した柔軟な取扱いが可能であることを通知した。(令和3年2月19日付け事務連絡)</p>	<p>【総務省】都道府県別登録調査員研修の実施について(通知)(令和3年2月19日付け総務省政策統括官(統計基盤担当)付統計企画管理官事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.h.tml#r2_52</p>	<p>総務省政策統括官(統計基盤担当)付統計企画管理官付地方統計機構担当</p>
<p>【法務省】 (8) 外国人受入環境整備交付金 外国人受入環境整備交付金については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、「外国人受入環境整備交付金Q&A(出入国在留管理庁在留管理支隊留留支隊)」において、交付申請及び事業実績報告に係る提出書類の例示を追加し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。</p>		<p>地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、「外国人受入環境整備交付金Q&A(令和3年1月版)」Q26において、交付申請及び事業実績報告に係る提出書類の例示を追加し、地方公共団体に周知した。</p>	<p>【法務省】令和3年度外国人受入環境整備交付金の事前相談の受付について(連絡)(令和3年1月18日付)「出入国在留管理庁在留管理支隊留留支隊課補佐官事務連絡」 【法務省】外国人受入環境整備交付金Q&A(令和3年1月版)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.h.tml#r2_53</p>	<p>法務省出入国在留管理庁在留管理支隊留留支隊課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R2	54	12.その他	都道府県	秋田県、青森県、岩手県、宮古市、久慈市、陸前高田市、洋野町、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、三橋町、井川町、大鷲村、羽後町、姫路市、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	2020年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和元年12月20日付)内閣府地方創生推進事務局事務連絡)別添2	地方創生推進交付金の対象経費の拡充	地方創生推進交付金については、地方の実情に応じて活用しやすい観点から、現在対象外である経費のうち、販促活動及び各種PR等の交付対象事業に係る地方公共団体職員の旅費及び、移住やインターンシップを促進するための個別企業への給付事業や、おかし移住等に係る個人への旅費について、対象経費とする。	地方公共団体職員の旅費については、経常的経費のみならず一律に対象外経費とされているため、観光PRコンベンションや移住フェアといったイベント等への参加に必要な職員旅費を単価換算で措置しなければならなくとなり、経費の確保に際する地方公共団体の取組を阻害している。これらの職員旅費は経常的な経費ではなく、地方創生のための特定の政策目的を達成するために必要となる経費である。また、インターンシップやおかし移住等のための旅費は、個人給付に該当するとして対象外経費とされているが、こうしたインセンティブは、インターンシップや移住の促進等の事業目的の達成に大きく資するものであり、一律に個人給付として対象外経費とすることで、政策目的の達成を阻害している。	—
R2	55	12.その他	都道府県	秋田県、青森県、岩手県、宮古市、久慈市、一関市、陸前高田市、洋野町、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、三橋町、井川町、大鷲村、羽後町、姫路市、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	第55回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請交付金について(通知)(令和元年12月20日付)内閣府地方創生推進事務局事務連絡)、2020年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和元年12月20日付)内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	地方創生推進交付金に依る提出書類の簡素化	地方創生推進交付金については、1)地方創生推進交付金実施計画(以下、実施計画)を1)地域再生計画(以下、再生計画)とみなし、実施計画のみ作成すれば足りよ、運用を見直すこと。	地方創生推進交付金の活用は、①実施計画の作成②国との事前相談による内容の調整③調整後の実施計画の国への提出(メール)④実施計画の内容を踏まえた再生計画の作成⑤再生計画の国への提出(メール)など、認定申請書(受押印)はメールに加え、紙ベースでも提出という流れで行われる。その際、再生計画の作成・提出期限(④⑤)、実施計画提出期限(③)の翌日に設定される場合が多く、実施計画の確定に時間を要した場合、再生計画策定のための時間が限られ、時間外労働等、負担が大きいため、作業時間の制約から、内容の精査が十分に出来ず、記載誤り等が発生している。また、認定申請書については紙で提出する必要があるため、実施計画の確定に時間を要した場合、提出期限内の対応が困難である。有効な第55回国庫交付金は、実施計画の提出期間が12/20(水)、再生計画の提出期間が1/24(金)であり、秋田県では、当初予算編成の最終段階の作業と並行することになったため、全実施計画の内容が確定4/21(3)の夕方となったことから、深夜までの作業で対応した。また、認定申請書の紙提出は、期限超過となっている。また、地方創生推進交付金申請が不採択となった場合には、地域再生計画の取次処理が必要となり、この点についても業務負担であり非効率である。国においては、自治体の負担軽減のため、地域再生計画作成支援ツールの開発・提供等に尽力いただいておりますが、一方で、そのような対応にも現場の重複感・負担感は拭ききれないため、進捗に両様の提案を行っているが、再度見直しを提案するものである。	—
R2	56	03.医療・福祉	都道府県	秋田県、男鹿市、大館市、鹿角市、大仙市、仙北市、小坂町、三橋町、井川町、雄五郎、山形県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和元年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、令和元年度地域少子化対策重点推進事業実施要綱	地域少子化対策重点推進交付金の運用改善	地域少子化対策重点推進交付金について、都道府県が市町村に間接補助する結婚新生活支援事業は、夫婦の年齢が共に34歳以下かつ世帯所得340万円未満と要件が厳しいため、対象者が少なく事業を実施できない市町村があることから、年齢要件を40歳程度までとする等緩和すること。	本県では稼働率が進行しており、特に男性においては、年齢別初婚者数について、制度対象外となる35歳以上が全体の婚約者数の24%に上っており、35～39歳で結婚している割合は13.4%を占めている。また、男性の35～39歳の未婚率は36.9%と全国平均を上回っている。こうした中で申請の相談に来たカップルが補助対象外となってしまう事例が多く見られている。実際に、本県において当該交付金を平成30年度に活用した市町村は、3市町村であるが、3市町村において、補助対象外となる事例があったと報告されている。	—
R2	57	03.医療・福祉	都道府県	秋田県、岩手県、宮古市、一関市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療施設運営費等補助金及び申請情報基盤整備事業費補助金交付要綱	医療施設運営費等補助金の早期交付決定	医療施設運営費等補助金について、早期に交付決定すること。	標榜補助金の交付決定の時期が年度末近くとなり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。 【交付決定状況】 令和元年度 令和2年3月19日 平成30年度 平成31年2月18日 平成29年度 平成30年1月12日	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html
R2	58	03.医療・福祉	中核市	明石市	厚生労働省	A 権限移譲	生活困難者自立相談支援センター等実施要綱3(3)の(ウ)、ひきこもり対策推進事業実施要綱2(2)	ひきこもり地域支援センター設置運営事業の実施主体	ひきこもり地域支援センター設置運営事業の実施主体について、都道府県又は指定都市であるところ、中核市を加えること。	県の「ひきこもり地域支援センター」は遠方で、当事者・家族が相談しづらく、市で把握しているユースに対して、実際に相談しているケースは極めて少ない。また、センターは、管轄する区域が広域のため地域の実情や課題の把握が難しく、アウトリーチ支援を含む地域に応じた支援が難しい状況である。ひきこもりの支援は、当事者・家族への直接的・継続的な支援に加え、地域住民や地域団体、地域資源と連動した居場所の創出や見守り支援体制の構築等の必要性があることから、県レベルの広域ではなく、保健所を有する中核市においては、市がセンターの実施主体となることで、市の実情を把握した上で、市の関連部署と地域が一体となってひきこもりに対する施策展開が可能と考える。また、当市が、潜在的なひきこもりに対する支援やアウトリーチ支援などきめ細かな支援を継続して行うには、精神保健福祉士や保健師、臨床心理士等の専門職員がまだ不足十分であり、地域の実情や課題を把握したひきこもり支援コーディネーターを確保・育成・配置し、定着させるための予算に補助が足りないことが支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html
R2	59	06.環境・衛生	中核市	明石市	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	大気汚染防止法施行規則様式第1、第2の2、第3、第3の2、第3の4、第3の7、第4～第5の2、騒音規制法施行規則様式第1～第4、第5～第10、騒音規制法施行規則様式第1、第2の2、第5～第7、第10、第10の2、ゾーン制対策特別措置法施行規則様式第1、第3～第7、神戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第1、第2、第5、第7～第9、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則様式第1～第3の4、第6、第8	大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化(押印・本人署名の省略等)をすること	大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化(押印・本人署名の省略等)をすること	現行の指定様式では押印が必要とされていることで、本社が東京にある企業などは代表者の印を容易に押印できない場合がある。「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」では、押印を電子署名に換えることができるとされているが、実際には、電子署名を利用した届出を導入している自治体においても、利用率が低いと聞いている。届出事項の種類によっては年間数百件受理するものもあり、多量に発生する文書の管理や、集計作業等に非常に多くの労力を要している。また、当該様式には、氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印するに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。」との記載があり、押印に代えて本人署名でも届出が可能である。代表者による本人署名は、場合によって、押印を求める以上に時間と労力を費やす場合がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html
R2	60	03.医療・福祉	一般市	白山市、七尾市、加賀市、川北町、津幡町、内藤町、志賀町、中能登町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第63条の2第3項	国民健康保険における療養費等から滞納保険料へ充当することができること明確化	国民健康保険における療養費等から滞納保険料へ充当することができること明確化。	国民健康保険法第63条の2第3項において、保険料滞納者の保険給付額から滞納保険料額を控除できる規定があるが、保険給付額から滞納保険料額を控除できないこととなっている。また、取扱いが不明確なため、各市町村において対応が異なっている。保険料滞納者に給付金等を支給することは、保険料を納付している被保険者との公平性に欠き、一般住民にとって理解されにくい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html
R2	61	05.教育・文化	施行時特例市	平塚市、神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	授業教諭及び学校栄養職員の見直し	国が定める授業教諭及び学校栄養職員の配置基準のうち、共同調理場に係る配置基準を規模に応じた配置基準に見直しを求める。	当市では小学校2校のうち、7校は自校式、21校は共同調理場方式(2場)で給食給食を提供している。また、国の配置基準により、授業教諭及び学校栄養職員が、自校式7校には4人(児童数551人以上は4校)、共同調理場には4人(児童数1,501人～6,000人の共同調理場2場のため、2人×2)が配置されている。共同調理場は1校設置から4校以上が設置し、老朽化が著しく、かつ前年度に不足しているため、統合・移転を検討している。また、当市においても、全国や県内で実施が進む中学校完全給食を実施するため、新たな共同調理場を準備し、小学校21校(約9,000食)に加え、中学校15校(約7,000食)にも給食をできるお検討している。新たな共同調理場では、これらでの小学校分の給食管理業務(栄養管理、衛生管理、検査・保存食対応、調理指導等)に加えて、中学校分の給食管理業務が必要となるほか、アレルギーに関する児童・生徒への対応にも対応する必要がある。さらに、授業教諭を削減した食育のサポートを構築し、各学校の食に関する指導(給食の時間を使った指導や教科と連携した指導等)も展開する必要がある。このことから、給食管理業務から栄養管理以外の栄養士業務は、学校教員や児童・生徒数に応じた教育職となるため、調理場を転用しても、学校栄養職員を減らすことはできず、むしろ体制強化が必要がある。しかし、2場の共同調理場を統合することで、現在の学校栄養職員約40人の配置が、基準(600人以上は3人)により1人減りだけでなく、新たに開始する中学校給食に対応する職員が事実上配置されないこととなる。上記の業務を全て対応することは物理的に不可能であり、安全・安心な給食の提供等が担保されないことから、公共施設の効率的な再編等を検討する上でも大きな支障となっている。(例えば1つの土地に調理場を3箇所設置した場合は基準より最大4人配置されることができ、効率的に3箇所設置した場合13人以上が配置されないことになる。)	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (39) 医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。</p>		<p>新型コロナウイルス感染症の対応による医療機関の繁忙等の事情を勘案し申請を待たざるを得ず、結果として標準処理期間内の交付決定を行うことはできなかったものの、可能な限り早期の交付決定に努め、令和4年3月23日に交付決定を行った。</p>	<p>【厚生労働省】令和3年度医療施設運営費等補助金交付決定通知書(厚生労働省発医政)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#2_57</p>	<p>厚生労働省医政局医療経理室</p>
<p>【経済産業省(1)】【環境省(2)】 大気汚染防止法(昭43法97)、騒音規制法(昭43法98)、水質汚濁防止法(昭45法138)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110)、振動規制法(昭51法64)及びダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) 特定施設設置届出書などの各種届出書類については、令和2年度中に省令を改正し、押印及び本人署名を不要とする。</p>		<p>特定施設設置届出書などの各種届出書類について、省令を改正し、押印及び本人署名を不要とした。</p>	<p>【環境省】押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令(令和2年12月28日環境省令第31号) 【経済産業省・環境省】特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年12月28日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#2_59</p>	<p>経済産業省産業技術環境局環境管理推進室 環境省水・大気環境局総務課、大気環境課、水環境課、大気生活環境室、閉鎖性海域対策室</p>
<p>【厚生労働省】 (20) 国民健康保険法(昭33法192) (4) 国民健康保険料については、保険料を滞納し被保険者資格証明書交付を受けている世帯主であって、保険給付の支払の一時差止の措置が取られている者が、滞納している保険料をなお納付しない場合に、市区町村が、あらかじめ当該世帯主に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額を当該世帯主が滞納している保険料額に充当することが可能である旨を、全国会議を通じ、令和2年度中に市区町村に周知する。</p>		<p>全国高齢者医療主管課(部)長、国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者広域連合事務局長会議(令和3年3月8日開催)において、国民健康保険料を滞納し被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主であって、保険給付の支払の一時差止の措置が取られている者が、滞納している保険料をなお納付しない場合に、市区町村が、あらかじめ当該世帯主に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額を当該世帯主が滞納している保険料額に充当することが可能である旨を周知した。</p>	<p>【厚生労働省】全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議について(令和3年3月8日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長、厚生労働省保険局高齢者医療課長連名事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#2_60</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R2	62	03.医療・福祉	中核市	豊田市	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の業務命令で定められた事務及び情報等を定める命令第25条、国民健康保険法第6条、第8条、第9条	国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に関する届出の負担を軽減し、国民健康保険カードナンバー情報連携の利用事務の拡大	国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に関する届出の負担を軽減し、国民健康保険カードナンバー情報連携の利用事務の拡大	【支障事例】国民健康保険資格喪失に関する事項は、国民健康保険法第9条により、世帯主が市町村に申し出なければならないが、職権の健康保険に加入しても国民健康保険喪失届の対象者が一定数存在する。資格喪失処理は、平成23年12月16日付保基連1216第1号府省保健局国民健康保険課長通知により、年金被保険者情報を活用した職権による資格喪失処理が認められている。現状、当市では事業所へ文書照会し回答結果に基づき職権による資格喪失処理を行っているが、事務処理に多大な時間を費やしているだけでなく、文書照会に非協力的な事業所もあるため、必ずしも職権喪失にたがってない。 【支障事例】文書照会を行っている理由は扶養者の有無の確認(扶養者がいる場合は被保険者と合わせて資格喪失処理を行うため)と新保険の種類の確認(国民健康保険法第8条各号により国民健康保険組合とその他の健康保険は国民健康保険被保険者の資格喪失日が変わるため)とするためである。 【当市の職権による資格喪失処理手続】 ① 日本年金機構から提供される年金13号喪失一覧表より、国民健康保険の資格喪失未届であると見込まれる者を抽出し、届出勧奨文書を送付する ② 年金番号未届の対象者の事業所名を調べる ③ 自庁システム、インターネット等で事業所の住所と電話番号を調べる ④ 事業所への連絡し、対象者の在籍確認と照会文書の送付の了承を得る ⑤ 照会文書の作成、事業所へ文書送付 ⑥ 事業所から回答書受理 ⑦ 対象者の国民健康保険資格喪失	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceinbosyuu/2020/ceinbosyuu_jekka.html
R2	63	06.環境・衛生	中核市	豊田市	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条、令第2年度市町村からの引き取り品質ガイドライン	プラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋について、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第1項に規定する「容器包装」に当たらないため、また、日本容器包装リサイクル協会の設定する市町村からの引き取り品質ガイドラインに「購入してないこと」と規定されているため、職権が破綻して手選り回収し、焼却処分している。	プラスチック製容器包装は比重が軽く、風で簡単に飛散してしまふため、回収する際、回収拠点に上って2種類の市指定のビニール袋を使用している。どちらかリサイクル可能な純度の高いポリエチレン製にも関わらず、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第1項に規定する「容器包装」に当たらないため、また、日本容器包装リサイクル協会の設定する市町村からの引き取り品質ガイドラインに「購入してないこと」と規定されているため、職権が破綻して手選り回収し、焼却処分している。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceinbosyuu/2020/ceinbosyuu_jekka.html	
R2	64	09.土木・建築	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住生活基本法第17条第4項、第8項	住生活基本計画策定の(変更)に係る手続きの簡素化・迅速化等	住生活基本計画策定の(変更)に係る手続きの簡素化・迅速化等	(制度の概要)住生活基本法(以下「団体」という。)に基づく県の住生活基本計画策定(変更)手続きにおいては、法第17条4項(変更の場合8項)により、「公営住宅供給目標量」について国の協賛(同意)が定められている。 ① 住生活基本計画策定の(変更)時、国の事前とアンプの段階から「公営住宅供給目標量」に関し協賛が必要であり、その際に国の「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」を使用しているが、プログラムの設計が複雑で、目標量が迅速に算出できなかった。結果として、事前協議終了まで、数ヶ月を要した。 また、プログラムを使用しない場合には、更に多数の審査資料が必要となるため、迅速な計画策定(変更)が困難である。	—
R2	65	12.その他	中核市	八王子市	個人情報保護委員会、総務省	B 地方に対する規制緩和	個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	個人情報の取扱いの法律による一元化	現在、各地方公共団体が条例で定めている地方公共団体に保有する個人情報の取扱いについて、法律による一元化を図ること。	地方公共団体(以下「団体」という。)が保有する個人情報の取扱いについては、各団体が条例によって定めており、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定以前に条例制定した団体も多く存在することから、その取扱いが団体ごとに異なる点がある。 その中で、個人情報保護制度はアラビヤン保護の観点により運用されており、個人情報の利用については知識や経験が不足している。 また、国又は都道府県が実施する施策等において、区市町村が保有する個人情報を活用する際、個人情報の目的外利用に当たらないため、必要な手続きが地方公共団体によって異なり、事業実施までの労力やスケジュールが団体間で異なることがある。 たとえば、所得制限のあるプレミアム商品券配布対象世帯の抽出にあたっては、本来迅速な政策効果を求めるべき国の経済対策において、当市においては例外なく個人情報保護委員会の審査手続きを経る必要があり、庁内情報連携の煩雑さがスピーディな施策展開への支障となっている。	—
R2	66	06.環境・衛生	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	墓地、埋葬等に関する法律第5条、昭和30年8月11日閣議第56号環境衛生課長回答、昭和30年11月15日閣議第84号環境衛生課長回答	海外で火葬した焼骨の埋蔵等に関する改葬許可証交付手続きの明確化	海外で火葬した焼骨の埋蔵等に関する改葬許可証の交付について示されている通知が発出されてから相当の時間が経過していることから、取扱いを明確に示すことを求める。	改葬法では、日本国内で焼骨を埋蔵しようとするときは、市区町村長が交付する埋葬許可証等の証明書類を墓地管理者に提出しなければならない。ところが、海外で死亡し火葬をした焼骨は、国内法の適用除外となるため改葬申請書類を保持しておかず、特例的な対応が必要になる。 具体的には、海外で火葬した焼骨を日本国内で埋蔵しようとする者(以下「納骨希望者」という。))は、通知(昭和30年8月11日閣議第56号、昭和30年11月15日閣議第84号)により、改葬の場合に準じて取り扱うこととしており、その場合、「焼骨の現存する地の市区町村長」が交付する改葬許可証により納骨することとしている。 しかし、焼骨の納骨先である墓地管理者が、海外で火葬した焼骨の埋蔵等に係る改葬許可証については焼骨の存する地に関わらず、どの市区町村において交付できると誤解している現状があり、問い合わせ等に対応する事務負担が生じている。また、納骨希望者にとっても墓地管理者からの取った情報により、申請に訪れた市区町村で改葬許可証の交付を受けなければならない場合がある。 なお、焼骨は重くすることができるとは異なるため、「現存者が存する地の市区町村長」から改葬許可証を受けると限定する市区町村での交付を受ける必要性は少なく、火葬した国で発行された証明書をもとにどの市区町村においても改葬許可証の交付を受けられることが望ましいと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceinbosyuu/2020/ceinbosyuu_jekka.html
R2	67	03.医療・福祉	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成14年3月31日厚生省令第39号) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成14年3月31日厚生省令第40号)	ICT等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設について、ICTを活用した業務の効率化など、業務改善で効果が認められた事例については、人員基準を緩和(介護・介護職員の人員基準3:3(入所者一人に対し職員一人)を、施設の実情により、例えば、常勤換算で0.3を減じた人員基準3:3.1とする)することを可能とする。	急速に増加する介護需要に対し、介護人材確保が困難になる中、介護サービス産業の生産性向上に関し、ICT等の活用による業務効率化は、非常に重要な課題である。 現在は、人による介護という視点から、一律に人員基準が定められ、ICT導入等による効率化や、業務内容の改善が考慮される余地が無く、現在の人員基準が、単に介護者の人数を定めているという点は、昨今の社会状況と合わない。介護人材不足と事業評価の格差から見て、十分であると言わざるを得ない。 現状では、ICT導入等による業務効率化後も人員確保が必要と状況で、基準を満たすための介護人材確保の負担が増え、施設運営法人の資金が人件費に多く費やされる結果、企画や施設整備に資金を回すことが困難といったことがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceinbosyuu/2020/ceinbosyuu_jekka.html
R2	68	03.医療・福祉	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第122条、第123条の介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第3条、第7条 介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令第3条、第7条	介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金について、交付対象期間の改定	介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金について、交付対象とする期間を暦年単位から年度単位に改定すること。	介護保険給付及び地域支援事業に要する費用に対する国庫負担金は、介護給付費等負担金、介護給付費財政調整交付金及び地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業分、包括的支援事業・任意事業分及び総合事業調整交付金を含む)の3種の交付金のうち保険者へ交付される。 このうち、介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金は、交付対象年度の前年度の1月から当該年度の12月までの1年間に支出決定した保険給付費等の額をもとに交付額を算定する。交付額算定にあたっては、例年1月～1月に行われる所要額において、前年度の1月から当該年度12月まで、会計年度をまたいだ1年間の交付対象経費にかかる歳入・歳出額を、会計年度途中の段階で、当該交付金の交付手続きのみのために集計する必要があるため、集計作業が煩雑化し、相応の事務負担が生じている。 一方、介護給付費等負担金及び地域支援事業交付金(総合事業調整交付金の部分を除く)については、交付対象年度の4月から3月までに支給決定した保険給付費等の額をもとに交付額を算定しており、交付対象年度経過後に実績報告を行っているため、歳入・歳出の集計は容易である。 保険者である市町村の介護保険財政運営において、介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金の交付対象とする期間を暦年単位とする必要性は無く、現行の仕組みは不必要に市町村の事務負担を増大させるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceinbosyuu/2020/ceinbosyuu_jekka.html
R2	69	03.医療・福祉	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第9条、国民健康保険法施行規則第13条	オンライン資格確認システム情報を利用した国民健康保険の資格情報適正化及び事務改善	オンライン資格確認システムで一元管理した情報を利用して、保険者(区市町村)の被保険者資格情報を適正化する仕組みを構築する。一元管理した情報を利用して、二重加入の取組となっている被保険者の情報を、資格確認情報として保険者へ定期的に通知することで、迅速で適正な資格管理を行うことが可能となる。さらに、オンライン資格確認システムによる、自動的な資格の切り替えが可能とした。	国民健康保険被保険者が、社会保険に加入した場合、国民健康保険の資格を喪失する。現状、国民健康保険の資格喪失については、原則被保険者からの届出に基づき処理を行っている。しかし、被保険者が喪失を届け出ない場合、保険者(区市町村)は資格の異動を把握することができない。資格状況の調査や、届出の勧奨を行っているが、これらは事務が煩雑である時間がかるため、迅速で適正な資格管理ができない。その結果、保険料の二重課税、収納率の低下及び不要な滞納整理等の影響を及ぼし、業務量が増加している。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceinbosyuu/2020/ceinbosyuu_jekka.html
R2	70	02.農業・農地	中核市	八王子市	農林水産省	A 権限移譲	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の指定について都道府県知事から区市町村長へ権限移譲	農業振興地域の指定、区域の変更及び廃止について、区市町村長に権限移譲する。	①農業振興地域の区域の変更及び廃止しようとしたこと。廃止する分に相当する区域面積の要求を東京都から指示され、年2回の審査会開催のため、最終的に区域変更及び廃止に2年ほどの期間がかった。 ②農業振興区域の指定は、農業振興の観点からのみの制度であって、本来であれば、まちづくり(都市計画)の視点も必要である。市民が農地を手放すとしても、指定されていることが要因となって、手放すことができず、そのまま休耕地となっている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (従来年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (20)国民健康保険法(昭33法192) (k)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。 ・オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報(以下この事項において「資格重複情報」という。)を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それと先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。 ・資格重複情報により被保険者資格の喪失処理手続を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (k)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報により喪失処理手続を行うことを可能とし、地方公共団体に通知する。 〔措置済み(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)〕</p>	<p>令和3年2月末及び3月5日に厚生労働省から、資格重複状況結果一覧の取扱い(提供情報等)について都道府県等に通知したものの、医療保険者の資格情報登録システムよりオンライン資格確認等システムへの運用を継続することを受け、同一システムが本格運用を開始するまでの間、同一一覧は事業所照会の代替手法として利用できない旨を3月31日に通知した。 その後、オンライン資格確認等システムの本格運用の開始に伴い、市町村による資格重複状況結果一覧の利用を可能とするとは、同一一覧については、対象者の資格喪失の事実等を確認するために行う事業所への電話や文書等による照会と同等のものと位置づける旨を令和3年10月15日に通知した。 市区町村における国民健康保険被保険者の資格喪失に関する事務について、資格重複状況結果一覧を活用した職権による資格喪失処理の流れを令和4年11月29日に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(令和3年2月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】医療保険者等向け中間サーバー等における資格重複チェック等の新機能の導入について(令和3年3月5日付け厚生労働省保険局保険課、厚生労働省保険局国民健康保険課、厚生労働省保険局高齢者医療課及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課連名事務連絡) 【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(留意事項)(令和3年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】「オンライン資格確認」本格運用開始について(協力依頼)(令和3年10月15日付け厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長及び医療介護連携政策課長通知) 【厚生労働省】「資格重複状況結果一覧」を活用した国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2020/r2h.tsuchi.htm#r2_62</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>
<p>【経済産業省(2)】【環境省(6)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) プラスチック製容器包装収集袋をまとめてリサイクルすることについては、「中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環課小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議」におけるプラスチック資源循環施策に関する議論の中で必要な検討を行い、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【経済産業省(2)】【環境省(7)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) ・市町村がプラスチック製容器包装廃棄物を回収する際に使用するプラスチック製の収集袋の再商品化については、市町村は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法6)、以下の事項において「法」により、において、当該収集袋の再商品化を、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する指定法に準じて定める(法23条)とす。法は公刊(令和3年6月11日)後1年以内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。</p>	<p>プラスチック製容器包装収集袋をまとめてリサイクルすることについては、「中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環課小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議」におけるプラスチック資源循環施策に関する議論の中で必要な検討を行い、令和3年1月に今後のプラスチック資源循環施策のめり方について取りまとめられた。これを踏まえ、令和3年3月政府としてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を閣議決定。令和3年6月4日に成立、同月11日に公布された。令和3年10月11日に閣議した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環課小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第10回)において、政省令・告示を審議いただき、令和3年10月11日においてパブリックコメントを実施。令和3年11月に閣議した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環課小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第11回)において、パブリックコメントを踏まえて修正した政省令・告示案を審議いただいた。上であり、政省令・告示が令和4年1月19日に公布され、同年4月1日に施行された。</p>	<p>【経済産業省(2)】【環境省(7)】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法112) 【経済産業省(2)】【環境省(6)】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令(令和4年1月19日付け政令第25号) 【経済産業省(2)】【環境省(6)】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則(令和4年1月19日付け経済産業省環境省令第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2020/r2h.tsuchi.htm#r2_63</p>	<p>経済産業省産業技術環境局資源循環経済課 容器包装リサイクル担当 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室</p>
<p>【厚生労働省】 (12)墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 海外で火葬した焼骨を埋蔵する場合の許可については、焼骨の現に存する地の市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)又は火葬した焼骨を埋蔵した市町村長が行うことが可能であることを、地方公共団体に通知する。 〔措置済み(令和2年11月6日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)〕</p>	<p>—</p>	<p>海外で火葬した焼骨を埋蔵する場合の許可について、焼骨の現に存する地の市町村長又は火葬した焼骨を埋蔵した市町村長が行うことが可能であることを、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】海外で火葬した焼骨の埋蔵は取置きを認めるための許可について(令和2年11月6日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2020/r2h.tsuchi.htm#r2_66</p>	<p>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課</p>
<p>【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (v)介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に介護ロボット等を導入した場合における看護・介護職員人員配置に係る見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (ii)介護老人福祉施設に介護ロボットなどのICTを導入した場合の看護・介護職員の人員配置については、夜勤職員配置加算の算定基準において、見守り機器の更なる設置等を行った場合の職員の配置要件を緩和するなどの見直しを行う。 〔措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)〕</p>	<p>社会保障審議会介護給付費分科会(令和2年11月9日)において、サービスの質の確保、安全性の確保への懸念が示された。これを踏まえ検討した結果、ICTを活用した場合における看護・介護職員の3:1の人員配置基準の見直しは全般的には行わないとした。ただし、ICTの活用により、介護サービスの質の上昇、業務効率化等を推進していく観点から、令和3年度介護報酬改定において、見守り機器等のOICTを活用し、業務効率化を図る場合に限って、介護老人福祉施設等の夜勤職員配置加算の要件の見直し及び介護老人福祉施設(従来型)の夜間の人員配置基準の緩和を行った(令和3年3月厚生労働省告示)。</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年3月15日厚生労働省告示第73号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2020/r2h.tsuchi.htm#r2_67</p>	<p>厚生労働省老健局高齢者支援課、老人保健課</p>
<p>【厚生労働省】 (va)調整交付金(122条)及び介護予防・日常生活支援総合事業調整交付金(122条の2第2項)の交付額の算定については、市区町村における事務の実態等を把握した上で、市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (k)調整交付金(122条)及び介護予防・日常生活支援総合事業調整交付金(122条の2第2項)の交付額の算定については、各令を改正し、算定期間の見直しを行い、市区町村の事務に係る期間を十分確保する。 〔措置済み(介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号)〕</p>	<p>令和2年度に、市区町村における事務の実態等について調査を実施。その結果を踏まえ、令和3年3月に各令改正を行い、調整交付金の算定期間の前倒しや事務事項の簡素化を図ると、市町村の事務負担の軽減措置を実施。</p>	<p>【厚生労働省】介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号) 【厚生労働省】令和3年度以降の介護給付費財政調整交付金の算定事務の変更について(令和3年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2020/r2h.tsuchi.htm#r2_68</p>	<p>厚生労働省老健局介護保険計画課</p>
<p>【厚生労働省】 (20)国民健康保険法(昭33法192) (k)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。 ・オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報(以下この事項において「資格重複情報」という。)を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それと先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。 ・資格重複情報により被保険者資格の喪失処理手続を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (k)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報により喪失処理手続を行うことを可能とし、地方公共団体に通知する。 〔措置済み(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)〕</p>	<p>令和3年2月末及び3月5日に厚生労働省から、資格重複状況結果一覧の取扱い(提供情報等)について都道府県等に通知したものの、医療保険者の資格情報登録システムよりオンライン資格確認等システムへの運用を継続することを受け、同一システムが本格運用を開始するまでの間、同一一覧は事業所照会の代替手法として利用できない旨を3月31日に通知した。 その後、オンライン資格確認等システムの本格運用の開始に伴い、市町村による資格重複状況結果一覧の利用を可能とするとは、同一一覧については、対象者の資格喪失の事実等を確認するために行う事業所への電話や文書等による照会と同等のものと位置づける旨を令和3年10月15日に通知した。 市区町村における国民健康保険被保険者の資格喪失に関する事務について、資格重複状況結果一覧を活用した職権による資格喪失処理の流れを令和4年11月29日に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(令和3年2月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】医療保険者等向け中間サーバー等における資格重複チェック等の新機能の導入について(令和3年3月5日付け厚生労働省保険局保険課、厚生労働省保険局国民健康保険課、厚生労働省保険局高齢者医療課及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課連名事務連絡) 【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(留意事項)(令和3年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】「オンライン資格確認」本格運用開始について(協力依頼)(令和3年10月15日付け厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長及び医療介護連携政策課長通知) 【厚生労働省】「資格重複状況結果一覧」を活用した国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2020/r2h.tsuchi.htm#r2_69</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【文部科学省】</p> <p>(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法62)</p> <p>県費負担教職員の任免その他の進退に関する市町村教育委員会の内申(38条)に係る事務については、教育長に委任することができない事務(25条2項4号)に該当するが、同項の規定の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会がその権限と責任において適切に判断した上で、教育長の専決事項とすることは妨げないことを明確化し、都道府県教育委員会等に通知する。</p> <p>【措置済み(令和2年10月30日付け文部科学省初等中等教育企画課事務連絡)】</p>		<p>県費負担教職員の任免その他の進退に関する市町村教育委員会の内申に係る事務については、教育長に委任することができない事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律25条2項4号)に該当するが、同項の規定の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会がその権限と責任において適切に判断した上で、教育長の専決事項とすることは妨げないことを明確化し、都道府県教育委員会等に通知した。</p>	<p>【文部科学省】市町村委員会の内申に係る事務の委任等について(令和2年10月30日付け文部科学省初等中等教育企画課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_71</p>	<p>文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課</p>
<p>【経済産業省】</p> <p>(3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33)</p> <p>事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。</p> <p>・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)]において周知する。</p> <p>・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。</p>		<p>過去に国に対し問合せがあった事業承継税制に係る個別具体的な内容とそれへの回答を整理した質疑応答集を作成し、令和3年4月に都道府県実務担当者に共有した。これにより、事業者に対する回答の統一性を担保するとともに、都道府県担当者の事務負担の軽減を図った。</p> <p>また、経営承継円滑化法施行規則の改正(2022年9月1日施行)に備えて、都道府県の認定実務担当者が即時に対応できるよう、改正内容(認定にかかると申請書類の一部省略等)に関する都道府県の認定実務担当者向けに研修会を令和4年8月下旬に実施した。</p>			<p>中小企業庁事業環境部財務課</p>
<p>【農林水産省】</p> <p>(12) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)</p> <p>(ロ) 「農業振興地域制度に関するガイドライン(平12農林水産省構造改善局)」については、以下のとおり改正する。</p> <p>・農用地区域内の土地を農用地に転用し得るために行う農用地区域の変更(13条2項)については、当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地(10条3項2号)に該当する場合、当該事業の「工事が完了した」年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが必要である(施行令9条)とす。当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受け取るべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の短縮を指定する旨を都道府県に通知した場合に、当該土地の一部については、当該通知において利益の全てが発生したと認める日を含む年度に「工事が完了した」とすることとする。</p> <p>【措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農林振興局長通知)】</p>		<p>ガイドラインを改正し、事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受け取るべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の短縮を指定する旨を都道府県に通知した場合には、当該土地の一部については、当該通知において利益の全てが発生したと認める日を含む年度に「工事が完了した」と報せられることを加筆した。</p>	<p>【農林水産省】「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和2年11月5日付け農林水産省農林振興局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_76</p>	<p>農林水産省農林振興局農村計画課</p>
<p>【内閣府】</p> <p>(15) 地方創生推進交付金</p> <p>地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。</p> <p>・地方創生推進交付金の申請手続について、地方公共団体の検討期間を確保するため、事業設計の参考となる情報を、申請に係る事務連絡の発出前の可能な限り早期に地方公共団体に提供する。</p> <p>【措置済み(令和2年11月30日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)】</p>		<p>地方創生拠点整備交付金について、財務省令和2年度予算執行調査における指摘を踏まえた対応案を検討中の様式とともに地方公共団体に通知した。</p>	<p>【内閣府】財務省令和2年度予算執行調査における指摘を踏まえた地方創生拠点整備交付金の今後の申請に係る対応について(令和2年11月30日付け内閣府地方創生推進事務局)</p>		<p>内閣府地方創生推進事務局</p>
<p>【内閣府】</p> <p>(15) 地方創生推進交付金</p> <p>地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。</p> <p>・地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体の的確な判断に資するよう、引き続き、事前相談等を通じて助言に努めるとともに、地方創生推進交付金に関するQ&Aの見直しを行い、令和3年度から実施する事業の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。</p>		<p>地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体からの問い合わせを踏まえた見直しを行い、対象外経費の事例を追記して地方公共団体に通知した。</p>	<p>【内閣府】(別添2) 令和3年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和2年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局)</p>		<p>内閣府地方創生推進事務局</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省】 ①土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金 ②土地改良事業関係補助金交付要綱(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱(昭31農林省)」に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【農林水産省】 (20)土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金 ①土地改良事業関係補助金交付要綱(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱(昭31農林省)」に定める農林水産大臣の承認が不要な軽微な変更については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大する。 【措置済み(令和3年4月1日付け農林水産事務次官依命通知)】</p>	<p>農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更について、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大することとし、土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金の各交付要綱の一部改正通知を发出(令和3年4月1日)した。</p>	<p>【農林水産省】土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(令和3年4月1日付け農林水産事務次官依命通知) 【農林水産省】農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について(令和3年4月1日付け農林水産事務次官依命通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2_84</p>	<p>農林水産省農村振興局設計課、防災課</p>
<p>【農林水産省】 (13)農業競争力強化整備事業 農業競争力強化整備事業のうち、経営体育成促進換地等調整事業については、当該事業の予定地区において実施する土地改良事業が採択される前年度又は前々年度から実施することになっているが、地域の実情に応じた時期に実施することを可能とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【農林水産省】 (18)農業競争力強化整備事業 農業競争力強化整備事業のうち、経営体育成促進換地等調整事業については、当該事業の予定地区において実施する土地改良事業が採択される前年度又は前々年度から実施することになっているが、令和4年度事業から地域の実情に応じた時期に実施することが可能となるよう、「経営体育成促進換地等調整事業実施要綱(平6農林水産省構造改善局長)を改正する。</p>	<p>令和4年4月1日付け3農振第2953号にて「経営体育成促進換地等調整事業実施要綱(平6農林水産省構造改善局長)を改正。</p>	<p>【農林水産省】経営体育成促進換地等調整事業実施要綱の一部改正について(令和4年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2_85</p>	<p>農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (i)都道府県が管理事務の一部を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、その早期処分に向けて、都道府県の事務が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。 ・農業上の利用のために国有農地の売払い又は貸付けを行う場合の要件のうち下限面積要件(施行規則91条及び95条)については、令和2年度中に省令を改正し、廃止する。</p>	<p>—</p>	<p>国有農地の売払い又は貸付けを行う場合の要件のうち下限面積要件については、省令を改正し、廃止した。</p>	<p>【農林水産省】農地法施行規則の一部を改正する省令(令和3年3月31日農林水産省令第16号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2_87</p>	<p>農林水産省経営局農地政策課</p>
<p>【総務省】 (18)自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査 自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和3年度調査から調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施する。 (19)情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検の報告については、市町村(特別区を含む。)の点検結果について、都道府県の取りまとめに係る事務負担の軽減を図るため、令和3年度の情報提供ネットワークシステムの更改に合わせて当該報告に係るシステムの機能改善を行う。</p>	<p>—</p>	<p>(18)については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和3年度調査から調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施した。 (19)については、情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検の報告に関して、情報提供ネットワークシステムの更改に合わせて、令和3年末に「情報共有サイト」でデジタルPMO)が統合した。これにより、デジタルPMO上で当該報告に係る機能改善が実施された。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ</p>
<p>【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (ii)都道府県が管理事務の一部を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、その早期処分に向けて、都道府県の事務が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。 ・農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めた国有農地については、原則として、旧所有者等の買受意向確認のための公告期間の満了を待たずに、旧所有者等への売払い又は財務者への引継ぎに向けた準備を進めるとし、その旨を地方農政局及び都道府県に通知する。 【措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)】</p>	<p>—</p>	<p>旧所有者等への買受意向確認のための公告開始後における財務者への引継ぎ及び旧所有者等への売払いの手続については、公告した日から起算して6ヶ月の経過を待たず、速やかに進める旨を通知した。</p>	<p>【農林水産省】国有農地等に係る財務大臣への引継ぎの取扱いについて(令和元年11月29日付け元経第1833号、農林水産省経営局農地政策課長通知)の一部改正について(令和2年12月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知) 【農林水産省】国有農地等に係る財務大臣への引継ぎの取扱いについて(令和元年11月29日付け元経第1833号、農林水産省経営局農地政策課長通知)の一部改正新旧対照表 【農林水産省】国有農地等に係る財務者への引継ぎ及び旧所有者等への売払いについて(令和2年12月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2_89</p>	<p>デジタル庁デジタル社会共通機能グループ 文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム 厚生労働省厚生労働社会・援護局保課</p>
<p>【農林水産省】 (16)国有農地等管理処分事業事務取扱交付金 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金については、都道府県による国有農地等の管理に支障が生じないよう、令和3年度から年度当初に交付決定を行う。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>【農林水産省】 (ii)国有農地の占有者から取得時効の完成を主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営については、迅速な処理及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて(昭51農林省構造改善局長)及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会等の運営について(昭31農林省構造改善局長)」を改正し、以下の措置を講ずる。 ・占有者から時効取得の申出を受け付けた場合は、速やかに法務局又は地方農政局、地方農政局及び都道府県の3者で事前調整を行うこととする。 ・事前調整において取得時効の完成について検討した結果、協議会に付議しないと判断した場合は、地方農政局は申出者に対して、書面によりその理由を通知することとする。 ・申出者が提出する書類及び都道府県が準備する書類については、取得時効の完成を証明するための必要最小限のものとし、簡略化する。 ・協議会は、定期的に開催することとする。 【措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)】</p>	<p>—</p>	<p>自作農財産紛争処理等連絡協議会の運営を改善することを知した。</p>	<p>【農林水産省】自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」等の一部改正について(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2_91</p>	<p>農林水産省経営局農地政策課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】</p> <p>【17】地方税法(昭25法226) 日本年金機構から市区町村に提出される公的年金等支払報告書(施行規則10条)については、追加又は訂正が生じた場合も、地方税ポータルシステム(eLTAx)を活用して電子的に提出することする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【厚生労働省】 【21】地方税法(昭25 法226) 日本年金機構から市区町村に提出される公的年金等支払報告書(施行規則10条)については、追加又は訂正が生じた場合も、地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAx)を活用して電子的に提出する仕組みを構築し、令和6年度を目途に運用を開始する。</p>	<p>日本年金機構から市区町村に提出される公的年金等支払報告書について、追加又は訂正が生じた場合も、地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAx)を活用して電子的に提出する仕組みを構築し、令和7年2月から電子的提出を開始した。</p>			厚生労働省年金局事業管理課
<p>【内閣府】</p> <p>(15) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・事業費の増額を伴う変更申請について、地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、申請機会を拡充することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>認定地域再生計画の変更認定申請を要せず、かつ当初予期し得なかった外的要因によるやむを得ない場合については、新たに増額の申請の機会を設ける措置を講じた(令和4年8月31日付内閣府地方創生推進事務局事務連絡)。</p>			内閣府地方創生推進事務局
<p>【経済産業省】</p> <p>(3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。 ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。</p>		<p>過去に国に対し問合せがあった事業承継税制に係る個別具体的な内容とそれへの回答を整理した質疑応答集を作成し、令和3年4月に都道府県実務担当者に共有した。これにより、事業者に対する回答の統一性を担保するとともに、都道府県担当者の事務負担の軽減を図った。 また、経営承継円滑化法施行規則の改正(2022年9月1日施行)に備えて、都道府県の認定実務担当者が即時に対応できるよう、改正内容(認定にかかると申請書類の一部省略等)に関する都道府県の認定実務担当者向けに研修会を令和4年8月下旬に実施した。</p>			中小企業庁事業環境部財務課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)
R2	103	02.農業・農地	都道府県	奈良県	総務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法施行規則第29条及び第30条、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地の取扱いについて(平成16年6月2日付け総合通信審議会局設部事業部事業政策課企画係長事務連絡)、農地法施行規則第五条および第七条の二の改正について(昭和45年10月7日付45農地第2921農林省農地局長通達)、農地法施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭60年12月9日付け60農改第1685農林水産事務次官通知)	認定電気通信事業者による中継施設等の敷地に対する農地転用に必要な都道府県知事等に対する調整を不要とする	認定電気通信事業者による中継施設等の敷地に対する農地転用に必要な都道府県知事等に対する調整について、一定規模以下の調整については、調整不要とする等の運用の見直しを求める。	認定電気通信事業者による携帯電話の基地局(中継施設)設置に伴う農地転用については、「中継施設の設置に係る用地取得前、その事業計画書について都道府県農地担当部長に説明を行い、中継施設の設置と土地利用計画書(農業関係公的事業及び農作業等農業上の土地利用の調整を図ること。)(認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日付け総合通信審議会局設部事業部事業政策課企画係長事務連絡))とされている。しかし、中継施設設置のための農地転用は、毎年30～50程度あり、その多くは農地のごく一部を転用するのみで農業への影響は小さい。ところが、現状では規模等にかかわらず、文書による調整を事業者に求めている。事業者は農地の調整に当たって事業計画書や図面等の添付書類を準備する必要があり、県としても事業計画の精査等の事務のみならず、必要書類が不足する場合は事業者への補正指示や、農業委員会の調整にも時間を要しており、事業者に回答するまで提出書類一式が揃ってから、大体の選開程度がわかっており、事業者と行政双方にとって負担となっている。	https://www.cao.go.jp/banken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeikka.html
R2	104	12.その他	指定都市	京都市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第22条、第29条、公職選挙法施行令第29条第1項	新旧住所地における選挙人名簿更新に係るルールへの制定	選挙人名簿の管理に係る事務負担を軽減するとともに、選挙制度の根幹を揺るがす二重投票が発生しないよう、選挙時登録の際の新旧住所地における選挙人名簿更新時のルール(新旧住所地が選挙人名簿に登録したことを通知する「選挙人名簿登録通知」の制度化)を求める。	選挙人名簿の登録は、登録基準日において、引き続き3年以上、当該自治体の住民基本台帳に登録されている者について行われるが、名簿登録後、当該自治体を転出した場合には、新旧住所地への転入届提出までの期間の猶予等を考慮し、転入後3ヶ月を経過した後に選挙人名簿の抹消される。そのため、1人の選挙人が旧住所地及び新住所地のそれぞれの自治体の選挙人名簿に二重に登録されている期間が存在する。選挙時において、1人の選挙人が新旧それぞれの住所地で投票(二重投票)をされないよう選挙人名簿を適正に管理するため、新旧住所地での登録の有無を確認する必要があるが、①転入者が登録したことを旧住所地へ通知する自治体もあれば、②転出者の登録の有無を新旧住所地へ照会する自治体もあり、各自自治体の判断によって対応は様々である。このように選挙人名簿の管理に懸念、ルールが定まっていないことで、例えば、選挙人が、①の旧住所地への通知のみを行い、転出者の登録の有無を新旧住所地に照会していない自治体から、②の新住所地への登録の照会のみを行い旧住所地に転入者の登録通知をしていない自治体に転入した場合には、名簿登録に関する確認が全く行われないケースも発生している。	—
R2	105	12.その他	指定都市	京都市	財務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	財政法43条	補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化	補正予算による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。	文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における大規模改修事業や防災機能強化事業など、次年度に予定しているもので前例し可能な事業の申請を募る態様が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することとなる。そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越届出書を財務省に提出する必要がある。	https://www.cao.go.jp/banken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeikka.html
R2	106	03.医療・福祉	都道府県	岩手県、宮古市、久慈市、一関市、宮城県、秋田県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の早期交付決定	例年、交付決定の時期が年度末付近となり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。	https://www.cao.go.jp/banken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeikka.html	
R2	107	03.医療・福祉	都道府県	岩手県、宮古市、久慈市、一関市、洋野町、宮城県、秋田県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療施設等設備整備費補助金交付要綱	医療施設等設備整備費補助金の早期交付決定	例年、交付決定の時期が年度末付近となり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。	https://www.cao.go.jp/banken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeikka.html	
R2	108	12.その他	一般市	佐野市	総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法昭和42年法律第81号)住民基本台帳事務処理要綱	世帯分離届の申請に係る認定基準の明確化	世帯について、定義や確認方法について明示すること。	住民基本台帳事務処理要綱によると、「世帯は、「居住を主計とすることを社会生活上の単位」とされており、同じ変置(住所)に住んでいても、事実上生計を別にしていれば分離することも可能であるとされている。しかし、生計が異なるとして世帯分離を申請した場合、市町村により事実確認の有無方法、受理の取扱に差異が生じている。	https://www.cao.go.jp/banken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeikka.html
R2	109	12.その他	一般市	佐野市、野洲市	総務省	B 地方に対する規制緩和	個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱第7条第1項、第2項	個人番号カード利用環境整備費補助金申請における押印の省略	個人番号カード利用環境整備費補助金申請について、公印の押印を省略できることとする。併せて、書面の提出を不要とし、データ提出のみとする。	当該補助金申請手続では、タイムスケジュールの中、提出書類の準備をしており、その内の様式第一号の申請書においては、公印の押印が必要とされている。公印の押印には所定の手続が伴うとともに、個人番号カードに係る申請者が一定程度増加しつつある中、これに係る事務量も増加しつつあり、少なからず事務負担となっている。併せて、申請書の提出を不要とし、データ提出のみとする。併せて、書面の提出を不要とし、データ提出のみとする。	https://www.cao.go.jp/banken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeikka.html
R2	110	03.医療・福祉	都道府県	岡山県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	獣医師法第22条(第6号様式)	獣医師法に基づく届出をオンライン化すること	現在、獣医師法第22条に基づく届出は、書面で行っている。その届出を原則オンライン化することを求める。また、届出内容(獣医師の分布、就業状況、業務状況等)をデータベース化することで、獣医師確保など、データの有効活用につなげる。	獣医師法第22条に基づき、獣医師は、2年ごとの報告年に、氏名、住所及びその他省令で定める事項について、都道府県を経由し、農林水産大臣へ届出する義務がある。(令和2年5月現在、県内獣医師574名)この都道府県経由に膨大な事務が生じている。特に負担が大きい業務は、届出書(第6号様式)について①届出書類の回収・整理②内容の確認、届出状況表等への入力である。具体的な業務量としては、①回収業務(到着順に連番を付け)20時間、②取りまとめ(不備がないかの確認、届出状況表等への入力、書類ダブルチェック)92時間、③報告(3枚複写の管理、国への報告)5時間となっている。また、届出に関する全体のスケジュールとしては、毎年12月31日現在の状況を、県1月31日締め、国2月28日締めとなっている。以上のとおり、医師法、歯科医師法、薬剤師法の届出についてオンライン化を検討していることと同様に、獣医師法における届出についてもオンライン化することを求めるものである。	https://www.cao.go.jp/banken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeikka.html
R2	111	04.雇用・労働	町	砥部町、松山市、今治市、宇和島市、人越浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東島市、上島町、久万高岡町、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員災害補償法第2条第1項、地方公務員災害補償法施行令第1条	非常勤職員の労災申請に係る事務手続の簡素化	労災申請をする者が、地方公共団体の非常勤職員である場合、地方公務員災害補償法の対象でないことが証明する報告書に加え、賃金台帳や出勤簿、採用通知書等、多くの証明資料の提出を求められる。そのため、通常の申請書類に加えて、報告書と多くの証明資料を提出しなければならない、事務の複雑化のため、報告書の廃止や、添付書類の再考をお願いしたい。	労災申請をする者が、地方公共団体の非常勤職員である場合、地方公務員災害補償法の対象でないことを証明する報告書に加え、賃金台帳や出勤簿、採用通知書等、多くの証明資料の提出を求められる。そのため、通常の申請書類に加えて、報告書と多くの証明資料を提出しなければならない、事務の複雑化のため、報告書の廃止や、添付書類の再考をお願いしたい。	https://www.cao.go.jp/banken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省(4)】【農林水産省(7)】 農地法(昭27法229) 認定電気通信事業者(電気通信事業法(昭59法86)120条1項)の設置する中継施設のうち、土地改良事業や周辺農地における農業等への支障が生じおそれがないと農地転用許可権者が判断するものについては、農地転用許可権者と認定電気通信事業者とが行う農業上の土地利用との調整が不要である旨を、地方公共団体等に通知する。 【措置済み(令和2年11月13日付け総務省総合通信基盤局電気通信事業政策課事務連絡、令和2年11月13日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課事務連絡)】</p>	—	認定電気通信事業者(電気通信事業法(昭59法86)120条1項)の設置する中継施設のうち、土地改良事業や周辺農地における農業等への支障が生じおそれがないと農地転用許可権者が判断するものについては、農地転用許可権者と認定電気通信事業者とが行う農業上の土地利用との調整が不要である旨を、地方公共団体等に通知した。	【総務省】認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(令和2年11月13日付け総務省総合通信基盤局電気通信事業政策課事務連絡) 【農林水産省】認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(令和2年11月13日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_103	総務省総合通信基盤局電気通信事業政策課 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課
—	—	—	—	—	—
<p>【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。</p>	—	新型コロナウイルス感染症の対応による医療機関の繁忙等の事情を勘案し申請を待たざるを得ず、結果として標準処理期間内の交付決定を行うことはできなかったものの、可能な限り早期の交付決定に努め、令和4年2月16日に交付決定を行った。	【厚生労働省】令和3年度医療提供体制推進事業費補助金交付決定通知書(厚生労働省発医政)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_106	厚生労働省医政局医療経理室
<p>【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。</p>	—	新型コロナウイルス感染症の対応による医療機関の繁忙等の事情を勘案し申請を待たざるを得ず、結果として標準処理期間内の交付決定を行うことはできなかったものの、可能な限り早期の交付決定に努め、令和4年1月14日に交付決定を行った。	【厚生労働省】令和3年度医療施設等設備整備費補助金交付決定通知書(厚生労働省発医政)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_107	厚生労働省医政局医療経理室
<p>【総務省】 (7)住民基本台帳法(昭42法81) 市町村长(特別区の長を含む。)が、世帯に関する事項をはじめ住民票の記載事項(7条)につき、必要があると認めるときに行う調査(34条2項)については、令和3年度に実施する地方公共団体向けの研修会等において、その運用に当たった際の留意事項を周知する。</p>	—	令和3年5月～6月、市区町村の事務担当者向けに開催する令和3年度住民基本台帳事務説明会において、住民基本台帳法第34条の規定による調査の運用における留意事項について周知を図った。 ※市区町村長が調査の必要があると認める理由について特別な制限はなく、また調査の際に「指示を求めた文書に特別な制限はないが、趣旨を逸脱し住民への不当な権利侵害とならぬよう留意が必要であること等」について周知。	—	—	総務省自治行政局住民制度課
<p>【総務省】 (16)個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイポイント事業費補助金 個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイポイント事業費補助金に係る交付申請書等については、押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とする。〔個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱(令元総務省)〕及び「マイポイント事業費補助金交付要綱(令2総務省)を改正する。 【措置済み(令和2年8月3日付け総務大臣通知、令和2年8月5日付け総務省自治行政局マイポイント施策推進室事務連絡、令和2年8月11日付け総務省自治行政局マイポイント施策推進室事務連絡)】</p>	—	個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイポイント事業費補助金については申請等における押印を不要とした上で、電子的な手段による送付を可能とするため、要綱を改正した。	【総務省】個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱について(令和2年8月3日付け総務大臣通知) 【総務省】マイポイント事業費補助金交付要綱について(令和2年8月3日付け総務大臣通知) 【総務省】マイポイント事業費補助金の交付申請及び変更承認申請等について(令和2年8月5日付け総務省自治行政局マイポイント施策推進室事務連絡) 【総務省】個人番号カード利用環境整備費補助金の実施報告(8月事業完了団体)について(令和2年8月11日付け総務省自治行政局マイポイント施策推進室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_109	総務省自治行政局地域政策課マイポイント施策推進室
<p>【農林水産省】 (2)獣医師法(昭24法186) 獣医師法に基づく届出(22条)については、以下のとおりとする。 令和4年度の届出がオンライン化する。 ・獣医師の情報の都道府県による利活用を図るための方策について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>＜令3＞ 【農林水産省】 (1)獣医師法(昭24法186) 獣医師法に基づく届出(22条)については、令和4年度からオンライン化することとしているが、オンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の在り方について、獣医師の情報の都道府県による適切な利活用及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>＜令4＞ 【農林水産省】 (1)獣医師法(昭24法186) 獣医師法に基づく届出(22条)については、意向等の調査において都道府県から利活用の要望があった獣医師の業務経験等の項目を届出の様式(施行規則13条2項の第6号様式)に追加する。 【措置済み(獣医師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第58号)】</p> <p>＜令5＞ 【農林水産省】 (1)獣医師法(昭24法186) 獣医師法に基づく届出(22条)については、オンラインによる届出の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする。</p>	—	獣医師法に基づく届出については、獣医師の情報の都道府県による利活用を図るため、省令を改正し、獣医師法に基づく届出様式(施行規則第13条第2項第6号様式)に獣医師の業務経験等の項目を追加し、また、令和4年度の届出がオンライン化した。 なお、獣医師法に基づく届出がオンラインで行われた場合における都道府県知事の経由については、オンラインによる届出の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする。内容とする獣医師法改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が第213回通常国会で成立し、令和6年6月19日に公布した。	【農林水産省】獣医師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第58号) 【農林水産省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_110	農林水産省消費・安全局畜産安全管理課
<p>【厚生労働省】 (4)労働者災害補償保険法(昭22法50) 地方公共団体の非常勤職員が保険給付(7条1項)を請求する場合に、請求者が法の適用を受ける労働者であるか否かを都道府県労働局等が確認するために提出を求めている出勤簿などの書類については、当該確認に必要な最小限のものとし、その旨を令和2年度中に開催予定の全国会議等を通じて都道府県労働局等に周知する。</p>	—	全国の労働局幹部が参加する全国労働補償課長会議において、本件提案の経緯及び改正等について説明し、労災保険給付の決定に必要な資料の取扱いを行い、口頭で指示した。 また、労災保険給付の事務処理について「調査に当たっては、保険給付の決定のために緊急必要な調査を行うことに基づき、決定に不要な資料の取扱いを行い、必要な資料の不足が生じないよう」にすることを過不足のないよう調査を行い、文書にてご連絡した。	【厚生労働省】令和2年度労働補償課長会議(令和3年2月19日) 【厚生労働省】労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について(令和3年2月22日付け厚生労働省大臣官房審議官(労災、建設・自動車運送分野担当)通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_111	厚生労働省労働基準局補償課

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (20) 国民健康保険法(昭33法192) (iii) 国民健康保険の高額療養費(57条の2)の支給申請については、被保険者及び市区町村の負担を軽減する観点から、令和2年度中に省令を改正し、市区町村の判断により手続を簡素化することを可能とする。</p>		<p>令和3年3月17日に国民健康保険法施行規則を改正・施行し、市区町村の判断により手続を簡素化することを可能とした。</p>	<p>【厚生労働省】国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(令和3年3月17日厚生労働省令第49号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu_tsuchi.htm#r2_113</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>
<p>【厚生労働省】 (45) 補助金等の申請等に関する事務補助金等の申請等に関する様式については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和2年度中を目途に大臣等の個人名の記載を不要とする。</p>		<p>交付要綱において定めている大臣個人名を記載する様式については、令和3年度予算の執行にかかる交付要綱から、個人名を記載しない様式に改正等を行った。</p>	<p>【厚生労働省】国民健康保険団体連合会等の国庫補助について(令和3年4月1日付け厚生労働事務次官通知) 【厚生労働省】国民健康保険特定健康診査・保健指導費の国庫負担の一部改正について(令和3年4月20日付け厚生労働事務次官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu_tsuchi.htm#r2_115</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課、医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室、大臣官房会計課</p>
<p>【厚生労働省】 国民年金等事務取扱交付金 国民年金等事務取扱交付金のうち、協力・連携事務に係る交付金の交付申請については、算定事務の負担軽減に資する取組事例を収集し、市区町村に通知する。 【措置済み(令和2年11月27日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡)】</p>		<p>国民年金事務取扱交付金のうち、協力・連携事務に係る交付金の交付申請について、相談件数を効率的に把握する取組に係る事例を整理し、各地方厚生(支)局に対し管内市区町村に周知するよう通知し、同年12月2日までに各地方厚生(支)局が市区町村に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】国民年金等事務費交付金における協力・連携の相談業務に係る交付申請における算定事務の負担軽減に資する市区町村の取組例について(令和2年11月27日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡) 【厚生労働省】国民年金等事務費交付金における協力・連携の相談業務に係る交付申請における算定事務の負担軽減に資する市区町村の取組例について(令和2年12月1日付け九州厚生年金調整課長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu_tsuchi.htm#r2_118</p>	<p>厚生労働省年金局事業管理課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R2	121	12.その他	村	妻島村、長野県、大町市、長和町、原村、天瀬村、豊丘村、筑北村、山ノ内町、飯綱町	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体の特定の事務の確保に関する取扱いに関する法律第2条	郵便局において取扱いが可能な事務の要件緩和	郵便局において、下記の事務を取り扱わせることが可能とすること ①住民異動届 ②印鑑登録事務 ③地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条において、交付の請求の受付、引き渡しが可能とされている各種証明書等の交付決定 ④同条において、交付について「記載され、又は記録されている者に対するものに限る。」とされているものの代理請求の交付	令和元年の8月より支所の窓口業務をすべて管内の郵便局に委託した。その業務の中で住民異動届(転入届・転出届・転居届等)及び印鑑登録の申請があった場合、郵便局員では処理できない。また、公的証明書の交付の意思決定(代理請求(委任状による請求)も郵便局員では対応できない。現在は自治体職員1名を郵便局内に常駐させて対応している。今後、行政経費削減のため、やむを得ず職員を引き揚げることになった場合、住民異動届等が提出された際にはその都度本庁から職員が当該郵便局まで出向が必要あり、その間(約8km車で15分)待っていたり、申請者に本庁まで行ってもらわなければならない。本庁までの公共交通機関がないため、高齢者や運転免許証がない人には、大きな負担となり、住民サービスの低下に繋がるおそれがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jekku.html
R2	122	03.医療・福祉	中核市	福井市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法に基づき指定通所支援の事業等に関する法律、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基礎的当所支援に関する費用の額の算定に関する基準	放課後等デイサービスにおけるサービス提供時間等に関する規定	放課後等デイサービスにおいて、児童福祉法に基づき指定通所支援の事業等に関する法律、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基礎的当所支援に関する費用の額の算定に関する基準	放課後等デイサービスは、支援が必要な障がい児に対する発達支援を行う事業である。障がい児が事業所に到着して間もなく保護者が迎えに来て帰宅するというケースや、本人が事業所への入室を拒み玄関先で保護者の迎えを待っていたケースなど、個別支援計画に沿った長時間の支援を提供することはできない児童による短時間(30分未満)の利用が、複数の事業所で確認されている。障がい福祉サービスの不正受給が全国的にも問題となる中、サービスの質を高めて障がい児の学童保育を充実させることが求められている。 また、現在の報酬単価の算定においては、利用時間は考慮されない。事業者が、短時間を行った場合でも、長時間の場合と同様に報酬が算定される(1回あたりで算定される)。また、平成26年度の報酬見直しにおいて、1日のサービス提供時間が短い事業所に対し(短時間報酬)が設けられたが、そもそも長時間のサービス提供を行う児童もいるため長時間開業している事業所には適応されない。 制度の趣旨にそぐわない極端な短時間のサービス提供では、個別支援計画に定める質の高いサービスが提供されない恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jekku.html
R2	123	03.医療・福祉	市区長会、大村市	特別区長会、大村市	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月30日付け第1106002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長官通知)、有料道路における障害者割引措置共済制度(平成15年7月30日付け東日本高速道路株式会社等策定)	有料道路における障害者割引制度の是正	有料道路における障害者割引制度の是正	JRなどの公共交通機関では、あらかじめ障害者鉄道株式会社旅客運賃減額(欄)に障害者の区分が記載された身体障害者手帳等の提示によって運賃割引制度等を利用することが可能であるが、有料道路については、障害者が福祉事務所窓口まで申請に行くことを求められ、障害者にとって大きな負担が生じている。当該業務は法令上の根拠なく行っているものであり、また、福祉事務所等における業務負担の増加とともに、窓口、福祉事務所等での有料道路の割引制度の手続きを行う際、障がい者自身の体調等によってはその手続きに大きな負担があるという訴えがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jekku.html
R2	124	03.医療・福祉	町	三宅町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法施行規則第38条、通知(配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について(厚生労働省保険局保険課長発保発第0205001号、厚生労働省保険局国民健康保険課長発保発第0227001号)の取扱い等に係る適用範囲を配偶者からDVだけではなく、配偶者以外のDV被害者にも拡大してほしい。	配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について(厚生労働省保険局保険課長発保発第0205001号、厚生労働省保険局国民健康保険課長発保発第0227001号)の取扱い等に係る適用範囲の拡大	配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について(厚生労働省保険局保険課長発保発第0205001号、厚生労働省保険局国民健康保険課長発保発第0227001号)の取扱い等に係る適用範囲の拡大	父からDVを受けていることを理由に、他市町村から転入を伴う避難をしたことと本人(軽度の知的障害を保持)から相談があった。転出先を父に秘密にしたいと警察へDVの相談をし、DVの支援措置の証明書の発行も受けていた。 本人の医療保険については、父の被扶養者として社会保険に加入していたが、本人は父から被保険者証を受け取ってなかったため、被保険者証を用いて医療機関を受診することはできなかった。また、被保険者証をもちながらも、医療費通知などが居住地の発着を待たずに、自費で医療機関を受診していた。 また、本市においては、本人の国民健康保険への加入手続きを進めようとしていたが、父から被扶養者としての社会保険の資格喪失手続きがされていないことから、本人の国民健康保険の資格取得手続きをすることができなかった。そのため、本人の資格喪失手続きを健康保険組合に相談したが、DVだけではなく、配偶者以外のDV被害者にも拡大してほしい。 状況のため、国民健康保険用いての医療機関受診もできない状況にあった。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jekku.html
R2	125	05.教育・文化	町	東吾妻町	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第2項	へき地における複式学級に係る基準の緩和	二の学年の児童で編制する学級の児童の数が十六人を八人に緩和すること。	① 本市のへき地小学校の児童数は減少を続け、1つの学年で1つの学級を維持するのが厳しい状況であり、複式学級が2学級生じていること。 ② 児童数の減少による複式学級の存在は、地区保護者が校区から町の中心部か町外へ転出する要因になること、へき地小学校区の過疎化にさらに繋がること。 ③ ②によって、へき地小学校区は住民の高齢化に層拍車がかかり、地区にある小学校の存続が危ぶまれること。 ④ 平成27年4月から町内5つの中学校を1つに統合したところであるが、地域コミュニティにおける小学校の存在は地域内活気に果たす役割が非常に大きく、また、広い地域を考えた時に、小学校の統合は児童のスクールバス通学への負担(特に低学年)が相当心配されること。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jekku_yosan.html
R2	126	03.医療・福祉	施行時特例市	茨木市	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行跡病人及行跡死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律、生活保護法、民法	身寄りのない方の遺留金の取扱い方法の明確化	身寄りのない方の遺留金の取扱い方法の明確化	(経緯) 身寄りのない方が死亡した場合の葬祭に関して、死亡者の火葬を行うものがない又は判明しない時、行跡病人及行跡死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律又は生活保護法の葬祭扶助に基づき、各自治体の火葬場を行う。費用は、第一義的には故人の遺留金を充て、不足時は地方自治体が負担することとなるが、葬祭の遺留金処理について、残余が生じる場合、生活保護上では相続財産管理人の選任を請求し、引き渡さなければならないとされている。生活保護法以外に明確な規定はないため、民法の規定に基づき、相続人のあることが明らかでない場合、相続財産管理人の選任を経て、最終的に国庫に帰属することとなる。しかし、遺留金が申立て手続きに必要な経費に満たない場合には、申立てを行うことが困難であるほか、相続人がいる場合でも遺留金の受け取りを拒否することもあり、結果として、自治体では地方自治法上望ましくない(事務処理)が行われている。また、その他にも関連した課題がある。 【支援事例】 遺留金取扱について、大阪市(H24.10、H26.10)、会計検査院(H26.3)、指定都市市長会(H29.7)、衆議院予算委員会(H30.2.8)、総務省行政評価局(R2.3)等で、厚生労働省・法務省に対して、要請、指摘、質疑、調査が行われているが、いまだ法整備されていない。自治体においては入職外現業などで保管する等ない状況。公営住宅等の物品取扱について、国土交通省が対応指針を示し、相続人が明らかでない場合に相続財産管理人選任前でも、残置物の移動等ができる。民間住宅内の遺品は、残置物の移動等について相続人等の了解が必要で、相続財産管理人を選任せず、相続人以外の者が許可なく、整理・処分してしまつた不法行為となる。自治体が警察から遺体とともに遺品を預かる場合があるが、行跡死亡人以外の根拠がなく、遺品を最終的に処分するまで自治体で保管しなければならない。 遺留金が少額であった場合、相続財産管理人の選任申立費用を賄えず、相続財産管理人の選任申立が実質できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jekku.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【金融庁(1)】(厚生労働省(2))【農林水産省(1)】 行政訴訟人取扱い(明32法30)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 市町村長(特別区長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等より充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行政訴訟人及行政訴訟人取扱い11条から15条)については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。</p>		<p>預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化した事務連絡を、令和3年3月31日に厚生労働省・農林水産省・金融庁から発出した。</p>	<p>【金融庁】身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について(令和3年3月31日付け金融庁監督局銀行第一課事務連絡、令和3年3月31日付け金融庁監督局銀行第二課事務連絡、令和3年3月31日付け金融庁監督局銀行第二課協同組織金融連事務連絡) 【厚生労働省】亡くなった身寄りのない方の預貯金の取扱方法の明確化について(令和3年3月31日付け厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課、社会・援護局保護課連名事務連絡) 【農林水産省】亡くなった身寄りのない方の預貯金の取扱方法の明確化について(周知)(令和3年3月31日付け農林水産省経営局金融調整課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/eanbosyus/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_127</p>	<p>金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融連 厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課、社会・援護局保護課 農林水産省経営局金融調整課</p>
<p>【国土交通省】 (15) 社会資本整備総合交付金 (イ) 社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 執行額調査等の照会について、令和3年度から、記載内容を簡素化するとともに、当該システムのエクスポート機能の活用等により運用の改善を図る。</p>		<p><記載内容の簡素化・運用の改善> 令和3年度以降に行う調査において、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、例えは調査様式の項目の重複を省く等、記載の簡素化等を実施した。 <システム改修> システムのエクスポート機能を活用しやすくするため、令和3年4月にシステムを改修した。</p>			<p>国土交通省大臣官庁社会資本整備総合交付金等総合調整室</p>
<p>【農林水産省】 (7) 農地法(昭27法229) (イ) 公共事業により買収された農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得をすることについては、下限面積要件(3条2項5号)を満たさない場合であっても取得が可能となるよう、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法(昭55法6)18条)を作成・公告することができることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 あわせて、当該権利取得が可能となるよう、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で下限面積を設定することができることを、地方公共団体に令和2年度中に周知する。</p>		<p>【前段】公共事業により買収された農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得をすることについては、下限面積要件を満たさない場合であっても取得が可能となるよう、市町村が農用地利用集積計画を作成・公告することができることを通知した。 【後段】農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得が可能となるよう、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で下限面積を設定することができることを農林水産省HPにて周知した。</p>	<p>【農林水産省】公共事業により買収された農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得について(令和2年12月21日付け農林水産省経営局農地政策課長通知、農林水産省HP(https://www.maff.go.jp/j/kozei/koukai/wakariyasu.html))</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/eanbosyus/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_130</p>	<p>農林水産省経営局農地政策課</p>
<p>【農林水産省】 (6) 治山事業(10条の15第4項4号)については、国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)により複数年にわたる契約を締結した過去の事例と併せて、国庫債務負担行為の活用について、令和2年度中に都道府県に通知する。</p>		<p>治山事業について、国庫債務負担行為により複数年契約を締結した過去の事例と併せて国庫債務負担行為の活用について通知した。</p>	<p>【農林水産省】国庫債務負担行為等を活用した治山事業の円滑な実施について(令和3年3月19日付け林野庁森林整備部治山課長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/eanbosyus/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_131</p>	<p>林野庁森林整備部治山課</p>
<p>【農林水産省】 (5) 家畜伝染病予防法(昭26法166) 豚熱の予防的ワクチン接種(初回接種を除く。)については、確実かつ継続的な接種体制の整備を図るため、令和2年度中に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫方針(令和2農林水産大臣)」を改正し、家畜防疫員(53条3項)に加え、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師が実施することを可能とする。</p>		<p>豚熱に関する特定家畜伝染病防疫方針の一部変更し、一定の要件を満たす民間獣医師によるワクチン接種(原則初回接種を除く)を可能にした。</p>	<p>【農林水産省】豚熱に関する特定家畜伝染病防疫方針の一部変更について(令和3年3月31日農林水産大臣公表)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/eanbosyus/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_132</p>	<p>農林水産省消費・安全局動物衛生課</p>
<p>【農林水産省】 (12) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (イ) 「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 市町村(特別区を含む。)の定める農用地利用計画(10条3項)については、農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において、農業上の用途を指定して定めるものであることを明確化する。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]</p>		<p>ガイドラインを改正し、農用地利用計画については、農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において、農業上の用途を指定して定めるものであることを加算した。</p>	<p>【農林水産省】農業振興地域制度に関するガイドラインの制定についての一部改正について(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/eanbosyus/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_134</p>	<p>農林水産省農村振興局農村計画課</p>
<p>【農林水産省】 (12) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (イ) 「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 (ロ) 「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 (イ) 「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 (ロ) 「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 (イ) 「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 (ロ) 「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]</p>		<p>ガイドラインを改正し、農用地区域内における開発行為の許可が不要な行為により農用地等とすることが適当でなくなった場合の農業振興地域整備計画の変更については、同計画に関する基礎調査を実施する必要がないことを加算した。</p>	<p>【農林水産省】農業振興地域制度に関するガイドラインの制定についての一部改正について(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/eanbosyus/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_135</p>	<p>農林水産省農村振興局農村計画課</p>
<p>【農林水産省】 (12) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (イ) 「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 (ロ) 「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 (イ) 「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 (ロ) 「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 (イ) 「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 (ロ) 「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]</p>		<p>ガイドラインを改正し、誤解を生じさせていた文言(施行規則第37条)を削除した。</p>	<p>【農林水産省】農業振興地域制度に関するガイドラインの制定についての一部改正について(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/eanbosyus/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_136</p>	<p>農林水産省農村振興局農村計画課</p>
<p>【国土交通省(15)】【環境省(11)】 社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の下水道広域化推進総合事業については、地方公共団体における汚水処理の広域化・共同化を促進する観点から、下水道事業を行う地方公共団体が、委託により他の地方公共団体と連携して当該事業を活用してし尿受入施設の運営を行っている事例等を調査した上で、地方公共団体に令和3年度中に周知する。</p>		<p>【国土交通省】 令和3年3月に各地方整備局を通じて地方公共団体に事例等を周知済み。 また、令和3年4月に全国下水道主管課長会議にて説明。 なお、国土交通省下水道部HPにて、当該事例等を公表(令和3年4月) https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewage_rk000577.html</p> <p>【環境省】 国土交通省の調査結果「広域化・共同化の事例集」について、都道府県廃棄物行政主管部(局)に対して周知するとともに、管内市区町村への周知を依頼済。</p>	<p>【国土交通省】 広域化・共同化の事例集</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/eanbosyus/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_137</p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【厚生労働省】 (3)次世代育成支援対策推進法(平15法120) (a)次世代育成支援対策施設整備交付金(11条1項)については、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)を活用する場合の事前協議や交付申請手続に係る留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。	—	次世代育成支援対策施設整備交付金に関する質疑応答集(FAQ)(第1版)について(令和3年3月31日事務連絡)にて、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)を活用する場合の事前協議や交付申請手続に係る留意事項を明確化した。	【厚生労働省】次世代育成支援対策施設整備交付金に関する質疑応答集(FAQ)(第1版)について(令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援施設政策等調整室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2_138	厚生労働省子ども家庭局子育て支援施設政策等調整室
【農林水産省】 (4)農業委員会に関する法律(昭26法88) 農地利用最適化推進委員の定数の基準(施行令8条)については、令和3年度を目途に政令を改正し、令和4年度から農業委員会ごとの農地等の状況に応じて配置できるよう緩和する。	—	農業委員会ごとの農地等の状況に応じて推進委員を配置できるよう、定数基準を見直す政令改正を行った。(「農業委員会等に関する法律施行令を改正する政令」(令和3年3月3日公布、令和4年4月1日施行、一部公布日施行。))	【農林水産省】「農業委員会等に関する法律施行令を改正する政令」(令和3年政令第248号) 【農林水産省】「農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和3年農林水産省令第53号)	—	農林水産省経営局農地政策課
【農林水産省】 (11)畜産経営の安定に関する法律(昭36法183) 肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格(3条4項)の算出に用いる牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し、都道府県に令和2年度中に通知する。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し協力を依頼するなど国による必要な支援を令和2年度中に実施する。	—	牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し、その旨通知した。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し、協力を依頼する等、必要な支援を行った。	【農林水産省】肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に用いる牛枝肉取引データの収集等について(令和3年2月26日付け農林水産省生産局畜産部畜産企画課長通知) 【農林水産省】肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に用いる牛枝肉取引データの収集等について(協力依頼)(令和3年2月26日付け農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2_140	農林水産省畜産局企画課畜産経営安定対策室
—	—	—	—	—	—
【内閣府】 (26)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) (1)母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に係る国庫償還額等(37条2項、5項及び6項)については、指定都市及び中核市(以下この項において「指定都市等」とい。)が都道府県から母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権を譲り受ける際に支払う金額を、当該指定都市等による特別会計への繰入額の総額に含めて算定することが可能であることを明確化し、都道府県及び指定都市等に令和2年度中に通知する。	—	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に係る国庫償還額等の算定において、指定都市等が都道府県から母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権を譲り受ける際に支払う金額を、当該指定都市等による特別会計への繰入額の総額に含めて算定することが可能であることを明確化し、通知した。	【厚生労働省】母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の運用について(令和3年1月22日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2_142	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
【法務省(3)】【国土交通省(5)】 国土調査法(昭26法180) 国土調査における境界の確認(地籍調査作業規程細則(昭32総理府令11)30条)については、登記簿上の土地の所有者が死亡し戸籍上相続人地籍調査における境界の確認(地籍調査作業規程細則(昭32総理府令11)30条)については、登記簿上の土地の所有者が死亡し戸籍上相続人となることが明らかでない場合(相続人全員が相続放棄をした場合を含む。)も、同条4項の「土地の所有者の所在が明らかでない場合」に該当することを明確化するため、「土地所有者等の所在が明らかでない場合における境界の調査要領」(平23国土交通省土地・水資源局)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。	—	土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在が「ずれも明らかでない場合」の境界の調査について、調査要領を改正し、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】「土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在が「ずれも明らかでない場合」における境界の調査要領」の作成について(令和3年1月29日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2_143	国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課
—	—	—	—	—	—
【厚生労働省】 (a)国民健康保険法の施行に係る戸籍簿本等の交付手数料については、保険給付に係る戸籍に関する無料証明の規定(112条)にかかわらず、市区町村の条例により免除することを定めることが可能である旨を、全国会議を通じ、令和2年度中に市区町村に周知する。	—	—	【厚生労働省】全国高齢者医療主管課(部長、国民健康保険主管課(部長)及び後期高齢者広域連合事務局長会議(令和3年3月8日開催)において、国民健康保険料の滞付に係る戸籍簿本等の交付手数料については、保険給付に係る戸籍に関する無料証明の規定(112条)にかかわらず、市区町村の条例により免除することを定める旨を周知した。	—	厚生労働省保険局国民健康保険課
【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) 開発許可の基準を適用するに必要と技術的細目のうち、道路に関する基準(施行令25条1号から5号)については、地方公共団体が歩道の設置の可否等を地域の状況に応じて判断できるように、以下のとおりとする。 ・予定建築物等の敷地に接する道路の幅員に係る基準(同条2号)について、条例により緩和している事例を地方公共団体に令和3年中に周知する。 ・歩道を分断しなければならない道路の幅員に係る基準(同条5号)について、制度の運用実態や地方公共団体の意向等を調査した上で、当該基準を条例により緩和できるようにすることも含め、当該基準の在り方について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	予定建築物等の敷地に接する道路の幅員に係る基準を条例により緩和している地方公共団体の一覧について、地方公共団体に周知するとともに、開発許可担当者会議等を通じて、条例により緩和している事例を周知した。	—	—	国土交通省都市局都市計画課
【総務省(6)】【防衛省(1)】 自衛隊法(昭29法165)及び住民基本台帳法(昭42法81) 自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合(自衛隊法97条1項及び同法施行令120条)については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、令和3年2月5日付けで地方公共団体に通知した。	—	自衛官等の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合について、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、令和3年2月5日付けで地方公共団体に通知した。	【総務省・防衛省】自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について(通知)(令和3年2月5日付け防衛省人事教育局人材育成課長、総務省自治行政局住民制度課長連名通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2_148	総務省自治行政局住民制度課 防衛省人事教育局人材育成課
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
R2	150	03.医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、群馬県、群馬県、群馬県、新潟県	厚生労働省、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業実施要領(肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業)について平成30年6月27日付け発第0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添	肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業について、事務上の簡便化を図るよう、関係法令上の特定医療機関対象業務の位置づけを変更し、患者が理解しやすい明瞭な制度とすること。また、これにより保険者による所得認定を不要とし、速やかな認定を可能とするともに、医療機関が患者の負担と負担入院医療記録票を廃止すること。	肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業について、事務上の簡便化を図るよう、関係法令上の特定医療機関対象業務の位置づけを変更し、患者が理解しやすい明瞭な制度とすること。また、これにより保険者による所得認定を不要とし、速やかな認定を可能とするともに、医療機関が患者の負担と負担入院医療記録票を廃止すること。	肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業について、事務上の簡便化を図るよう、関係法令上の特定医療機関対象業務の位置づけを変更し、患者が理解しやすい明瞭な制度とすること。また、これにより保険者による所得認定を不要とし、速やかな認定を可能とするともに、医療機関が患者の負担と負担入院医療記録票を廃止すること。	【制度改正の必要性】本事業は平成28年12月から開始しているが、全国的に申請者数が当初の見込みを大幅に下回っており、当県においては、令和2年3月現在で当初見込み173人に対し、申請2件、認定1件となっている。その原因の一つとして、制度が複雑であることが挙げられ、次の支障が生じている。 【支障事例】 ①重症な患者を対象としているにも関わらず、認定に時間を要するため、当県では、申請者が認定手続中に死亡し、助成を受けられないケースが発生した。 ②申請書類が年齢及び所得区分等により異なり、複雑である。また、「入院医療記録票」の作成・交付が医療機関の負担となっている。 ③医療機関及び患者からの意見・要望等) ・厚生労働省は、患者の抱い上げや説明を医療機関の役割としているが、医療機関がそれを行うことは容易ではなく、医師と事務方が協力して、患者を発見するための体制を整える必要がある。対象患者がほぼゼロに近い本事業のために、大きな努力をかけることはできない(医療機関) ・所得要件がある限り、医療機関が対象患者を容易に把握することはできない(医療機関) ・もう少し単純で、申請の窓口を感じられ、高齢者でもわかりやすいものにしたい(患者)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeokka_yosun.html
R2	151	03.医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、群馬県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業(肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業)の申請書類等の簡素化について平成30年6月27日付け発第0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添	肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業について、「入院医療記録票」を始めとした申請書類等の簡素化を図ること。	肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業について、「入院医療記録票」を始めとした申請書類等の簡素化を図ること。	肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業について、全国的に申請者数が当初の見込みを大幅に下回っており、当県においては、令和2年3月現在で当初見込み173人に対し、申請2件、認定1件となっている。その原因の一つとして、制度が複雑であることが挙げられ、次の支障が生じている。 【支障事例】 ①重症な患者を対象としているにも関わらず、認定に時間を要するため、当県では、申請者が認定手続中に死亡し、助成を受けられないケースが発生した。 ②申請書類が年齢及び所得区分等により異なり、複雑である。また、「入院医療記録票」の作成・交付が医療機関の負担となっている。 ③医療機関及び患者からの意見・要望等) ・厚生労働省は、患者の抱い上げや説明を医療機関の役割としているが、医療機関がそれを行うことは容易ではなく、医師と事務方が協力して、患者を発見するための体制を整える必要がある。対象患者がほぼゼロに近い本事業のために、大きな努力をかけることはできない(医療機関) ・所得要件がある限り、医療機関が対象患者を容易に把握することはできない(医療機関) ・もう少し単純で、申請の窓口を感じられ、高齢者でもわかりやすいものにしたい(患者)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeokka.html	
R2	152	03.医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、群馬県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第7条、特定医療費の支給認定の業務上の取扱いについて	難病の患者に対する特定医療費を受けることができる指定医療機関等の指定の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、申請者の負担軽減を図るため、事前の申告を廃止し、すべての難病指定医療機関での受診であれば助成対象とするよう改正を求める。	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、申請者の負担軽減を図るため、事前の申告を廃止し、すべての難病指定医療機関での受診であれば助成対象とするよう改正を求める。	【制度改正の必要性】本事業は平成28年12月から開始しているが、全国的に申請者数が当初の見込みを大幅に下回っており、当県においては、令和2年3月現在で当初見込み173人に対し、申請2件、認定1件となっている。その原因の一つとして、制度が複雑であることが挙げられ、次の支障が生じている。 【支障事例】 ①重症な患者を対象としているにも関わらず、認定に時間を要するため、当県では、申請者が認定手続中に死亡し、助成を受けられないケースが発生した。 ②申請書類が年齢及び所得区分等により異なり、複雑である。また、「入院医療記録票」の作成・交付が医療機関の負担となっている。 ③医療機関及び患者からの意見・要望等) ・厚生労働省は、患者の抱い上げや説明を医療機関の役割としているが、医療機関がそれを行うことは容易ではなく、医師と事務方が協力して、患者を発見するための体制を整える必要がある。対象患者がほぼゼロに近い本事業のために、大きな努力をかけることはできない(医療機関) ・所得要件がある限り、医療機関が対象患者を容易に把握することはできない(医療機関) ・もう少し単純で、申請の窓口を感じられ、高齢者でもわかりやすいものにしたい(患者)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeokka.html
R2	153	03.医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、群馬県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第6条	難病医療費助成制度の簡素化・効率化	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、以下の対応を求める。 ①臨床調査個人票の簡素化 申請に必要な臨床調査個人票(診断書)については、記載項目が多岐にわたるため、記載する指定医や審査を行う自治体の負担となっている。平成30年度本県提案において「負担を軽減する方向で検討」との回答をいただいているところであるが、引き続き簡素化に向けた検討をお願いしたい。 ②実効性のあるオンラインデータベースの導入 現在検討がなされているオンラインデータベースの導入について、指定医や自治体の負担が真に軽減されるよう、実効性のある仕組みでの導入を求める。	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、以下の対応を求める。 ①臨床調査個人票の簡素化 申請に必要な臨床調査個人票(診断書)については、記載項目が多岐にわたるため、記載する指定医や審査を行う自治体の負担となっている。平成30年度本県提案において「負担を軽減する方向で検討」との回答をいただいているところであるが、引き続き簡素化に向けた検討をお願いしたい。 ②実効性のあるオンラインデータベースの導入 現在検討がなされているオンラインデータベースの導入について、指定医や自治体の負担が真に軽減されるよう、実効性のある仕組みでの導入を求める。	【制度改正の必要性】 ①臨床調査個人票の簡素化 申請に必要な臨床調査個人票(診断書)については、記載項目が多岐にわたるため、記載する指定医や審査を行う自治体の負担となっている。 ②実効性のあるオンラインデータベースの導入 現在検討がなされているオンラインデータベースの導入について、指定医や自治体の負担が真に軽減されるよう、実効性のある仕組みでの導入を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeokka.html
R2	154	03.医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、群馬県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第15条	難病指定医研修オンラインシステムの運用改善	各自治体が実施する難病指定医研修については、令和2年2月にオンラインシステムが導入され、eラーニングにより受講できることになった。導入されたシステムにはIDパスワードの自動発行機能が搭載されておらず、自治体職員が指定医の申請を受け、手作業で発行する必要がある。類似の制度である小児慢性特定疾病の研修システムには同機能が搭載されていることから、システムの改善及び運用方法の見直しを求める。	各自治体が実施する難病指定医研修については、令和2年2月にオンラインシステムが導入され、eラーニングにより受講できることになった。導入されたシステムにはIDパスワードの自動発行機能が搭載されておらず、自治体職員が指定医の申請を受け、手作業で発行する必要がある。類似の制度である小児慢性特定疾病の研修システムには同機能が搭載されていることから、システムの改善及び運用方法の見直しを求める。	【制度改正の必要性】 自あたりのID・パスワード発行申請は、10件前後であり、発行に要する時間1件あたり5分程度であるため、大きな負担のあるものではない。 しかし、類似の制度である小児慢性特定疾病の研修システムでは自動発行機能が搭載されており、あえて自治体職員が手作業で発行する意義に乏しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeokka.html
R1	155	03.医療・福祉	中核市	宮崎市、津州市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領(精神障害者保健福祉手帳制度実施要領)について平成7年9月12日付け発第第1132号厚生省保健医療局長通知の別紙	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領に基づき(精神障害者申請書の押印省略)	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領を改正し、別紙様式にて(氏名)については、記名押印又は自主による署名のいずれかとすること。文書を追加する際、精神障害者保健福祉手帳申請書の押印の省略が可能であることを明確化する。	精神障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の第12条は、障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切の障害の除去に関するものとして定められているが、精神障害者保健福祉手帳申請書の様式において、申請者(精神障害者本人)及び申請書を提出した者の押印が必要となっていることで、押印漏れにより事務処理が滞ることがある。 なお、本市では年間約2,250件の手帳の申請を受け、交付を行っている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeokka.html	
R2	156	02.農業・農地	中核市	宮崎市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第23条	農地中間管理事業の効率的な運用と精度向上のための農地情報公開システムの共同利用	農地中間管理事業が整備され、全国の農業委員会において農地情報の登録(当該システムへの情報の集約)が行われているが、もともと当該システムは農地中間管理機構による農地情報・集約化を進めることを目的の一つとして整備されたものであった。一方で、農地中間管理機構が農業の振興に資するため(配分した)際、貸付け(配分)後の情報については、当市の情報、県が公告し、当市の市長部局が通知を受け、その通知をもとに農業委員会事務局が当該システムに情報を入力する流れとなっている。農地中間管理機構又は市長部局において入力すれば、県での公告及び市長部局への通知、さらに農業委員会事務局での入力が省略され、かつ、中間管理事業が推進されれば膨大な数の農地情報の整備が不可欠となる中で、精度が格段に向上し、さらに農地情報システムに即座に反映される等、当初のシステム整備の趣旨とおおむねの運用となることから、是れとも農地中間管理機構においても当該システムを使用可能とする。	農地中間管理事業が整備され、全国の農業委員会において農地情報の登録(当該システムへの情報の集約)が行われているが、もともと当該システムは農地中間管理機構による農地情報・集約化を進めることを目的の一つとして整備されたものであった。一方で、農地中間管理機構が農業の振興に資するため(配分した)際、貸付け(配分)後の情報については、当市の情報、県が公告し、当市の市長部局が通知を受け、その通知をもとに農業委員会事務局が当該システムに情報を入力する流れとなっている。農地中間管理機構又は市長部局において入力すれば、県での公告及び市長部局への通知、さらに農業委員会事務局での入力が省略され、かつ、中間管理事業が推進されれば膨大な数の農地情報の整備が不可欠となる中で、精度が格段に向上し、さらに農地情報システムに即座に反映される等、当初のシステム整備の趣旨とおおむねの運用となることから、是れとも農地中間管理機構においても当該システムを使用可能とする。	改正農地法施行に伴い「農地情報公開システム」が整備され、全国の農業委員会において農地情報の登録(当該システムへの情報の集約)が行われているが、もともと当該システムは農地中間管理機構による農地情報・集約化を進めることを目的の一つとして整備されたものであった。一方で、農地中間管理機構が農業の振興に資するため(配分した)際、貸付け(配分)後の情報については、当市の情報、県が公告し、当市の市長部局が通知を受け、その通知をもとに農業委員会事務局が当該システムに情報を入力する流れとなっている。農地中間管理機構又は市長部局において入力すれば、県での公告及び市長部局への通知、さらに農業委員会事務局での入力が省略され、かつ、中間管理事業が推進されれば膨大な数の農地情報の整備が不可欠となる中で、精度が格段に向上し、さらに農地情報システムに即座に反映される等、当初のシステム整備の趣旨とおおむねの運用となることから、是れとも農地中間管理機構においても当該システムを使用可能とする。	—
R2	157	12.その他	中核市	宮崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令第33条及び同条第2項～第4項、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第6条及び第42条	マイナンバーカード交付前に仮認証番号を設定することによる窓口対応時間の短縮	マイナンバーカード交付の際に仮認証番号を設定した上で交付することを可能とする。	現在、マイナンバーカードの暗証番号はカード交付時に本人が設定することとなっているが、窓口の順番等から住民の待ち時間を増加させている。このコロナ禍の中、3密を回避する点からも窓口対応の時間を短縮させる、混雑をためないための取り組みを進めることは重要な課題である。このことから、J-LISや市町村職員等でカード交付(仮認証番号)設定した状態で交付し、交付後に被交付者(カード交付を受けた住民)がマイナンバー又は利用者クライアントソフトで変更する運用となれば、窓口対応の時間短縮となり、住民や市町村職員等の負担軽減につながると思われる。 なお、暗証番号の変更については、操作方法等に関する住民からの問い合わせが増えることが懸念されるが、ホームページでの周知やコールセンターでのマニュアル化された対応等により事前に防げるものと考えている。	—	
R2	158	12.その他	中核市	宮崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令第33条及び同条第2項～第4項、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第6条及び第42条	マイナンバーカード申請時の顔写真判定をデジタル化、改訂の顔写真をオンラインで申請時に確認可能とする	マイナンバーカード申請の際の顔写真判定をデジタル化、改訂の顔写真をオンラインで申請時に確認可能とする	住民や市町村職員が撮影した顔写真は、J-LISにおいて写真審査を行っているが、審査は目視等により行われているため、審査する者によって交付可否の判断が異なる(不備の理由がわからない場合もある)。一方で、改訂の顔写真をオンラインで申請時に確認可能とする	住民や市町村職員が撮影した顔写真は、J-LISにおいて写真審査を行っているが、審査は目視等により行われているため、審査する者によって交付可否の判断が異なる(不備の理由がわからない場合もある)。一方で、改訂の顔写真をオンラインで申請時に確認可能とする	—
R2	159	03.医療・福祉	一般市	大田市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第27条及び第29条	施設型給付費及び地域型保育給付費の審査・支払に関する事務の連携委委託を可能とすること	子ども・子育て支援新制度は介護保険などの保険制度をモデルとして制度設計されており、施設型給付費等についても保険制度と同様に法定代理受領方式がとられ、事務の効率化の観点や、今後、給付業務に係る全国システムが立ち上がることを踏まえ、保険制度に似て施設型給付費等の審査・支払に関する事務について、国民健康保険制度連合会に委託する旨を子ども・子育て支援法に追加する。	子ども・子育て支援法は施行後5年を経過するが、毎年制度改正が行われており、市町村における改正対応の事務負担が大きい。複雑な制度が毎年改正される中で、事務処理を体系化していくことも急務でない自治体においては、職員の異動によってノウハウの喪失も生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeokka.html	

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (38) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における医療費助成の申請書類については、申請者及び医療機関の負担軽減を図るため、当該事業の見直しに合わせ、令和3年度から記載事項を簡素化する。</p>		<p>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における医療費助成の申請書類について、申請者及び医療機関の負担軽減を図るため、当該事業の見直しに合わせ、記載事項を簡素化することとし様式を改正のうえ、令和3年9月31日付けで地方公共団体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについての一部改正について（令和3年3月31日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝がん対策推進室長通知）</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_151</p>	<p>厚生労働省健康局がん・疾病対策課</p>
<p>【厚生労働省】 (37) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50） (イ) 指定医療機関の中から指定難病患者が特定医療を受けるものを定め、医療受給者証へ記載する事務（7条3項及び4項）の在り方については、指定難病患者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減を図る観点から、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【厚生労働省】 (53) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50） (イ) 指定難病患者が特定医療を受ける指定医療機関に医療受給者証に記載する事務（7条4項）については、指定難病患者及び都道府県等の事務負担を軽減するため、包括的に記載することを可能とする。</p>	<p>【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための法律の整備に関する法律に關する法律（令和4年法律第44号。令和4年5月20日公布・施行）により、難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項を改正し、医療受給者証について、指定難病の患者が特定医療を受ける指定医療機関を包括的に記載することが可能である旨を明確化する。同時に、同日、改正内容に関する通知（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）による児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正等について（令和4年5月20日厚生労働省健康局長通知）を発出した。</p>	<p>【厚生労働省】児童の自主性及び自立性を高めるための法律の整備に関する法律に關する法律の一部改正等について（令和4年5月20日付け厚生労働省健康局長通知） 【厚生労働省】特定医療費の支給認定についての一部改正について（令和4年5月20日付け厚生労働省健康局長通知）</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_152</p>	<p>厚生労働省健康局難病対策課</p>
<p>【厚生労働省】 (37) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50） (イ) 臨床調査個人票（6条1項）及び指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の負担を軽減する一方で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえ、記載事項（施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策委員会における議論を踏まえて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【厚生労働省】 (53) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50） (イ) 指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の事務負担を軽減するため、令和5年度の当該システムの更改に合わせ、指定医による臨床調査個人票（6条1項）のオンライン登録等を可能とする。 (イ) 臨床調査個人票（6条1項）については、難病の調査及び研究に必要な調査事項の精査を行い、専門家の意見を踏まえつつ、令和5年度中に記載事項（施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長）の簡素化を図る。</p>	<p>指定難病データベースについて、指定医による臨床調査個人票（6条1項）のオンライン登録を可能とするシステム更改を令和5年度に実施し、令和6年4月1日より運用を開始した。また、指定難病患者データベースの利用に関する医療機関向けの資料を各都道府県等に送付し、当該システムの利用方法について告知を行った。 臨床調査個人票については、記載目的の見直し等を行い、「指定難病に係る臨床調査個人票について」の改正について（令和5年11月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知）を各都道府県・各指定都市宛てに通知をした。</p>	<p>【厚生労働省】指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースに関する医療機関向け周知 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryuu/kenkou/nanbyou/ind00003.html 【厚生労働省】指定難病に係る臨床調査個人票について（令和5年11月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知）</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_153</p>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課</p>
<p>【厚生労働省】 (37) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50） (イ) 都道府県知事等が行う指定医の指定に係る研修（施行規則15条）については、都道府県等の負担軽減を図るため、都道府県等の意見を踏まえつつ、オンライン研修の登録方法の見直しについて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【厚生労働省】 (53) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50） (イ) 都道府県知事等が行う指定医の指定に係る研修（施行規則15条1項）については、都道府県等の負担を軽減するため、オンライン研修システムに研修の受講に必要なID及びパスワードを自動で発行する機能を搭載し、その旨を都道府県等に通知する。 【措置済み（令和3年7月14日付け厚生労働省健康局難病対策課難病企画係事務連絡）】</p>	<p>難病指定医のオンライン研修システムに、研修の受講に必要なID及びパスワードを自動で発行する機能を搭載するシステム改修を行い、令和3年6月17日付け及び同年7月14日付けで地方公共団体に周知を行った。</p>	<p>【厚生労働省】難病指定医向けオンライン研修サービスの改修について（令和3年6月17日付け厚生労働省健康局難病対策課難病企画係事務連絡） 【厚生労働省】難病指定医向けオンライン研修サービスの改修について（その2）（令和3年7月14日付け厚生労働省健康局難病対策課難病企画係事務連絡）。</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_154</p>	<p>厚生労働省健康局難病対策課</p>
<p>【厚生労働省】 (14) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123） 精神障害者保健福祉手帳の申請（43条1項）については、令和2年中に精神障害者保健福祉手帳制度実施要領（平7厚生省保健医療局長）を改正し、押印を不要とする。</p>		<p>精神障害者保健福祉手帳の申請について、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領を改正し、押印を不要とした。</p>	<p>【厚生労働省】押印を求めず手帳の見直しのための通知様式等の改正について（令和2年12月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_155</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神障害保健課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】</p> <p>(3) 建築基準法(昭25法201)</p> <p>(a) 都市公園の管理施設(都市公園法(昭31法79)2条2項8号)については、特例許可の実績等を踏まえながら、周辺の市街地環境への影響等について整理した上で、当該施設の迅速な整備に資するよう、適切な用途規制の在り方について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3></p> <p>5【国土交通省】</p> <p>(2) 建築基準法(昭25法201)</p> <p>(1) 都市公園の管理施設(都市公園法(昭31法79)2条2項8号)のうち、近隣に居住する者の利用に供する公園の管理のために設ける管理事務所及び倉庫については、「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」(施行令130条の4第2号)として、特定行政庁の許可(48条1項、2項、3項及び8項)を得ずに、第一種低層住居専用地域等において建築できることを明確化し、地方公共団体に通知する。[措置済み(令和3年10月29日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知)]</p>	<p>都市公園の管理施設(都市公園法(昭31法79)2条2項8号)のうち、近隣に居住する者の利用に供する公園の管理のために設ける管理事務所及び倉庫については、「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」(施行令130条の4第2号)として、特定行政庁の許可(48条1項、2項、3項及び8項)を得ずに、第一種低層住居専用地域等において建築できることを明確化し、地方公共団体に通知する。</p>	<p>【国土交通省】建築基準法における公園内に設ける管理事務所及び倉庫の取扱いについて(技術的助言)(令和3年10月29日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_162</p>	<p>国土交通省住宅局市街地建築課</p>
<p>【国土交通省】</p> <p>(3) 建築基準法(昭25法201)</p> <p>(1) 用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可(48条1項から14項、以下「特例許可」という。)]については、地方公共団体が公募する民間事業者からの提案段階であっても、特定行政庁が周辺の住居の環境に及ぼす影響等を踏まえ、特例許可の判断をすることが可能な建築計画を用いて、利害関係者への意見聴取及び建築審査会の同意取得(同条15項)を行うことが可能である旨を明確にしつつ、その運用について、特定行政庁に令和2年度中に通知する。</p>	<p>建築基準法第48条ただし書に基づく用途規制の特例許可の手続きについて、特定行政庁や周辺住民等が建築物による周辺の住居の環境に及ぼす影響等を判断することが可能な建築計画を用いて、利害関係者への意見聴取及び建築審査会の同意取得を行うことが可能であることを踏まえ、特定行政庁に以下の事項を通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFIやPark-PFI等の事業において公募対象施設の用途が特例許可を要する場合、民間事業者からの提案段階であっても、特定行政庁における許可の判断が可能な計画であるときは、事前相談や許可申請に適切に対応するなど、円滑かつ適切な運用に努めること ・PFI事業担当部局等から特例許可に関する相談があった場合は、円滑かつ適切な運用を図るため、特例許可の判断に必要な事項等を共有すること 	<p>建築基準法第48条ただし書に基づく許可に関する円滑な運用について(令和2年12月24日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡)</p>	<p>【国土交通省】建築基準法第48条の規定のただし書に基づく許可に関する円滑な運用について(令和2年12月24日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_163</p>	<p>国土交通省住宅局市街地建築課</p>
<p>【内閣府】</p> <p>(9) 子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(イ) 子どものための教育・保育給付認定(20条4項、以下「教育・保育給付認定」という。)を受けている保護者が子育てのための施設等利用給付認定(30条の3第4項、以下この事項において「施設等利用給付認定」という。)を受けたら認められる場合(同条7項)における施設等利用給付認定に係る通知(同条9項)の時期や方法については、当該教育・保育給付認定に係る通知(20条4項)と一本化するこも、含め市町村(特別区を含む。)の判断により決定することが可能であることを地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	<p>地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち農業集落排水施設の整備に係る繰越事務</p>	<p>地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち農業集落排水施設の整備に係る繰越事務の都府県への委任については都府県知事等に委任していることを改めて周知した。</p>	<p>【農林水産省】地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る繰越事務の都府県への委任について(令和2年9月29日付け農林水産省事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_165</p>	<p>農林水産省農村振興局整備部地域整備課</p>
<p>【財務省(5)】【農林水産省(19)】</p> <p>地方創生汚水処理施設整備推進交付金(地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち、農業集落排水施設の整備に係る繰越)の手続に関する事務については、予算決算及び会計令(昭22勅令165)140条に基づき、都府県の知事又は知事の指定する職員に委任していることを、地方農政局に改めて通知する。[措置済み(令和2年9月29日付け農林水産省事務連絡)]</p>	<p>地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手が可能とし、令和2年度中に必要な措置を講ずる。</p>	<p>地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手が可能となるよう要領を改正した。</p>	<p>【内閣府・農林水産省・国土交通省・環境省】地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要領の一部改正について(令和3年3月29日付け農林水産省農村振興局長、水産庁長官、国土交通省水管理・国土保全局長、環境省環境再生・資源循環局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_166</p>	<p>内閣府地方創生推進事務局 農林水産省農村振興局地域整備課 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室</p>
<p>【環境省】</p> <p>(10) 自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金(自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当該交付金の交付決定については、工事の早期着手に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(22) 鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金配分基準について」(平20農林水産省生産局長)を改正し、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の相互間の経費の額の変更のうち一定のものについては、農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」とする。 <p>[措置済み(令和3年3月30日付け農林水産事務次官通知)]</p>	<p>各交付金の交付要綱を令和3年3月に改正し、やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手を導入した。</p>	<p>【環境省】環境保全施設整備交付金交付要綱(令和3年3月31日最終改正) 【環境省】自然環境整備交付金交付要綱(令和3年3月31日最終改正)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_167</p>	<p>環境省自然環境局自然環境整備課</p>
<p>【国土交通省】</p> <p>(1) 社会資本整備総合交付金 (イ) 社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、地方公共団体に通知する。 <p>[措置済み(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長通知)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書等の提出を含め、事務手続が社会資本整備総合交付金システム上で完結するよう改修等を行うとともに、改修内容や操作方法等を明確にするため、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」(平29国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。 	<p>公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、その旨を地方公共団体に通知し、社会資本整備総合交付金システムを改修した上で、当該システムのマニュアルを改正し、地方公共団体に周知した。</p>	<p>【国土交通省】社会資本整備総合交付金等に係る事務手続における公印省略及び電子化について(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_168</p>	<p>国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室</p>	<p>国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	169	03.医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第1項、第2項、施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)、保育士等キャリアアップ研修の実施について(平成29年4月1日付け厚生労働省通知)	保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野に、事務職員や調理員などの保育士以外の職種向けの研修分野の拡充等	保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野に、事務職員や調理員などの保育士以外の職種向けの分野を新たに設けること。また、既設8分野と新設分野を含めて保育士以外の職員が受講すべき研修分野、内容を明示すること。	平成29年4月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修の内容と各分野とそのねらい等が示され、その各分野のねらい等を満たす研修の受講が保育士等の処遇改善等加算の要件とされている。この加算の対象には、保育士のほか事務職員や調理員等も含まれるが、現在のガイドラインには当該職員の業務に関連する研修内容がほとんどないため、施設等からは「どの研修を受けさせるのが適当か」との問い合わせがあり、対応に苦慮している。また、当該職員においては、既存の研修分野では自らの専門性に沿った研修を受講できず、実務に即したスキルアップが図れていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_kokka.html
R2	170	03.医療・福祉	都道府県	島根県、山梨県、中国地方知事会、日本創生のための若者世代応援知事同盟	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要綱、地域少子化対策重点推進交付金に関するQ&A	地域少子化対策重点推進交付金の対象事業である優良事例の模範開支援事業において、結婚支援センターの運営費やシステム等、恒常的に人件費や維持費等が発生するものについて、運用開始後30年度を補助期限とする取扱い(3年ルール)が令和元年度から追加された。少子化対策は、長期的に継続した取組が求められるため、補助期限の延期や対象費の見直しなど要件緩和を図ること。	地域少子化対策重点推進交付金の対象事業である優良事例の模範開支援事業において、結婚支援センターの運営費やシステム等、恒常的に人件費や維持費等が発生するものについて、運用開始後30年度を補助期限とする取扱い(3年ルール)が令和元年度から追加された。少子化対策は、長期的に継続した取組が求められるため、補助期限の延期や対象費の見直しなど要件緩和を図ること。	システム維持費等の補助期限を設置から30年度を限度とする要件は、事業を開始した際には示されており、導入済みの既存システムの運用にかかる費用の捻出に苦慮している。また、要件の追加が追加となり、新規の少子化対策事業を実施し辛くなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_kokka_yosan.html
R2	171	03.医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要綱	地域少子化対策重点推進交付金の結婚新生活支援事業について、新婦夫婦共に34歳以下とされている対象年齢要件を緩和すること。	本県では平均初婚年齢が上昇傾向であり、特に中山間地域では30代後半から40代で結婚する男性の割合が高くなっている。また、35歳以上の未婚率は性別を問わず、いずれの年代においても増加傾向にある。こうした中、結婚に伴う経済的負担を軽減し、未婚者の結婚を後押しするため、市町村が地域少子化対策重点推進交付金を活用し、結婚新生活支援事業を実施している。平成30年度からこの対象として、「夫・妻共に未婚日における年齢が34歳以下」とする要件が追加されたところ、要件が厳しく対象者が減少し、また県内の事業実施市町村も半減した。	本県では平均初婚年齢が上昇傾向であり、特に中山間地域では30代後半から40代で結婚する男性の割合が高くなっている。また、35歳以上の未婚率は性別を問わず、いずれの年代においても増加傾向にある。こうした中、結婚に伴う経済的負担を軽減し、未婚者の結婚を後押しするため、市町村が地域少子化対策重点推進交付金を活用し、結婚新生活支援事業を実施している。平成30年度からこの対象として、「夫・妻共に未婚日における年齢が34歳以下」とする要件が追加されたところ、要件が厳しく対象者が減少し、また県内の事業実施市町村も半減した。	—
										(提案団体の関係数値) 「平均初婚年齢」※H30厚労省人口動態調査 夫30.6 妻29.1 「未婚率」※H27及びH17国勢調査 H27 (H17) 男性 35～39歳 34.1% (29.9%) 女性 35～39歳 20.6% (15.3%) 40～44歳 28.6% (22.4%) 40～44歳 18.3% (9.1%) 45～49歳 25.4% (18.0%) 45～49歳 13.5% (5.8%)	
R2	172	03.医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第93条第1項及び第2項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条、補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律施行令第17条、平成20年5月31日厚生労働省告示第214号、後期高齢者医療給付費等国庫負担金交付要綱、高齢者医療制度費用増進臨時特別交付金交付要綱、後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱、高齢者医療制度費用増進臨時特別交付金交付要綱、後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金交付要綱、会計法第48条	後期高齢者医療制度にかかわる事務手続きの見直し	後期高齢者医療保険制度にかかわる交付金、補助金について、後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険団体連合会が実施主体となっている事業に対する補助金等の交付に関する事務手続き及び支出処理については、都道府県ではなく国が直接行うよう見直しを求める。	後期高齢者医療制度における国庫補助金・交付金等の交付に関する事務手続き及びADAMSでの支出処理について、後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険団体連合会が実施主体となっている事業に対する補助金等については、国の法定受託により、県が行っている。県で行っている具体的な事務手続き(審査)は広域連合又は国保連合会から提出された申請書類等と添付書類の突合等であるが、国でも同様に審査が行われているため、申請手続きにおける県での事務手続きが不要であると考え、国の通知から申請・交付までのスケジュールについても、県を通すことで、非常にタイトにもなっている。また、国の通知から申請・交付までのスケジュールについても、県を通すことで、非常にタイトにもなっている。なお、県が審査を行わなくても、補助金等の情報を、別途広域連合や国保連合会から情報提供いただければ、県費の補助金等の事務には問題ないと考え。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【内閣府(9)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(34)】 子ども子育て支援法(平成24年65) (v)施設型給付費等に係る経過改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27 内閣府告示49)1条35号の5)の要件となっている研修の取扱については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・研修の実施方法については、ワークショップ等による研修の実施が可能であることを明確化するともに積極的な活用を促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・保育所及び地域型保育事業所(以下この事項において「保育所等」という。)が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修(以下この事項において「園内研修」という。)については、保育所等が園内研修の認定申請に際し都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・研修実施主体の認定状況等については、地方公共団体に情報提供を行うこととし、その旨を令和2年度中に通知する。 ・保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。 ・幼稚園教諭等が受講した研修の修了証の効力については、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。 ・保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるよう整理を行い、各自宿所に通知した。</p>	<p>保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるよう整理を行い、各自宿所に通知した。</p>	<p>保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるよう整理を行い、各自宿所に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】保育士等キャリアアップ研修に係る保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野及びワークショップ等による研修の実施の促進について(令和3年3月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_169</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>5【厚生労働省】 (29)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療制度に係る補助金等については、都道府県及び後期高齢者医療広域連合等の円滑な事務の実施に資するよう、令和3年度から交付申請期間を1年確保するなど、運用の改善を図る。</p>	<p>後期高齢者医療給付費等国庫負担金、後期高齢者医療財政調整交付金(事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ)及び後期高齢者医療制度事業費補助金については、交付申請等において、申請期間を十分確保した。また、その他の補助金等についても、同様に十分な事前の申請期間等を設けるなど、申請期間を確保した。</p>	<p>後期高齢者医療給付費等国庫負担金、後期高齢者医療財政調整交付金(事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ)及び後期高齢者医療制度事業費補助金については、交付申請等において、申請期間を十分確保した。また、その他の補助金等についても、同様に十分な事前の申請期間等を設けるなど、申請期間を確保した。</p>	<p>【厚生労働省】令和2年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の変更交付決定に係る内示額について(令和3年1月7日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の当初交付申請書の提出について(令和3年3月29日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の交付(当初交付分)申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲを除く)(令和3年4月23日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の交付(当初交付分)申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ)(令和3年5月6日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療制度事業費補助金の交付申請について(令和3年7月21日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政安定化基金負担金における交付申請書の提出日等について(令和3年7月29日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金(後期高齢者医療高額医療費負担金)の変更交付申請について(令和3年8月4日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金の交付申請について(令和3年8月17日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金(後期高齢者医療給付費負担金及び後期高齢者医療高額医療費負担金)の変更交付申請書の提出について(令和3年9月5日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の変更交付申請について(特別調整交付金交付基準事業Ⅰから事業区分Ⅲを除く)(令和3年9月10日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療制度事業費補助金の変更交付決定に係る事前申請について(令和3年11月12日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の交付申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ)(令和3年11月12日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の変更交付決定に係る所要額調について(令和3年11月19日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の変更交付申請について(令和3年12月17日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金における変更交付申請書の提出期日について(令和3年12月17日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する後期高齢者医療改善等臨時補給金(一般会計)の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について(令和3年12月20日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療制度事業費補助金の変更申請について(令和4年1月25日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の変更交付申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲを除く)(令和4年2月8日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の変更交付申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ)(令和4年2月16日付け厚生労働省保険局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_172</p>	<p>厚生労働省保険局高齢者医療課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別 管理 番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 調整結果(個案等)
R2	173	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	日本放送協会放送送受信料免除申請の一部変更及びこれに伴い証明事務への協力依頼について(平成20年8月29日付付録第8第02901号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、放送法第64条	NHK放送送受信料免除申請に係る市町村証明事務を廃止し、申請者が障害者(身体障害、知的障害)等の必要書類を提出し、申請書類を郵送することによる直接申請方式の制度化	NHK放送送受信料免除申請に係る市町村証明事務を廃止し、申請者が障害者(身体障害、知的障害)等の必要書類を提出し、申請書類を郵送することによる直接申請方式の制度化	NHK放送送受信料の減免申請には、(市町村等)にて対象者(申請者)からの同意に基づき住民基本台帳、市町村民税課税の確認を行う等必要な調査を行い、証明印を押し、その申請書を対象者が日本放送協会へ直接提出し、申請書類を郵送することによる直接申請方式の制度化	https://www.cao.go.jp/banken-sushin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka.html
R2	174	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第18条の18、児童福祉法施行令第16条、第17条	保育士の就業状況等の届出の努力義務化	次の場合において、保育士の就業状況等の届出を努力義務とすることを法制化する。 ・保育所を離職した場合 ・保育士の業に専事にならなかった場合 ・資格取得後、直ちに就業しない場合 ・本件による法改正時、現に業務に従事していない場合 既に届け出た事項に変更が生じた場合	当県では保育士・保育所支援センター(以下、「センター」といふ。)を支援強化し、保育人材の確保に向けた支援の強化を図っているが、保育士の住所や就業状況など、現状把握が困難なため、資格取得後の継続的な支援ができない。 当県へ登録した保育士が28,564人(19年度末時点)いる一方で、センターへ登録した保育士は661人に留まり、相対数の保育士が潜在化している。 2 センター機能強化を図るため、就業状況・居住地域に応じた最新情報を発信するための専用ホームページを構築。 3 潜在保育士等を対象に、保育所において、自身の様子や抱負の保育の業務を見学するとともに、現役保育士の交流を通じて保育のしごとへの理解と関心を深めるための見学会を開催。 4 センターの支援により就業した保育士を中心に、離職防止、職場定着を図るための研修のほか、保育士の離職に繋がる様々なトラブルや課題等の対応能力をケーススタディで習得する実践研修を開催。 5 連絡選択を控えた保育士養成校の学生に対し、年齢の近い身元先覚保育士(就職後3年度)から、保育所等で働くことの魅力ややりがいについて情報を発信するセミナーを開催。 7 潜在保育士等を対象に、県内の指定保育士養成施設や保育所等が一室に集する「保育士にだけのための進学・就職総合フェア」を開催。 8 当県へ登録された保育士に対し、就業状況等アンケート調査を行うとともに、チラシによるセンターの周知を実施。	https://www.cao.go.jp/banken-sushin/teianbosyuu/20/teianbosyuu_jokka.html
R2	175	09.土木・建築	都道府県	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	砂防指定第2条、砂防指定地指定要綱	砂防指定地の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	砂防指定法に基づき指定される、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地(以下、本要綱において「砂防指定地」といふ。)について、都道府県の進捗を受けて国土交通大臣が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制等の抜本的見直しを求める。	都道府県知事は砂防指定法に基づき、法定受託事務として砂防指定地の監視、砂防設備の工事、維持・管理を行う義務があるほか、治水上砂防のため、条例で定めるところにより、砂防設備を損傷する行為の禁止や、河川物の新築、立木の大径伐、土砂採取等の制限等を行うことができることとなっている。 一方、砂防指定地の指定については、国土交通大臣(省)が補償を伴って、都道府県知事は砂防指定地指定要綱の指定基準に該当するに認められる場合に進捗するものとされている。都道府県は進捗に当たって、予の砂防事業を全計画に係る協議を各地で整備している。国土交通省(本省)と事前協議に向けた協議を提出している。それら都道府県が本省との事前協議の中で、書籍修正等の指示を受けて進捗を行い、国土交通大臣による指定・告示に至るという流れとなっている。(進捗に先立つ本省との事前協議は、年3回と限られているため、その時期に合わない場合は、進捗時期が次回(4ヶ月)以降に持ち越さとなり、砂防指定地の指定が遅れる大きな要因となっている。 昨年、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化する一方で、土砂災害の危険を感じている地域住民から、対策工事等への早期着手を求める声があるにも関わらず、砂防指定地の迅速な指定が行えないため、工事に着手できず、事業を通じて住民の安心・安全な暮らしを守りたい都道府県の責務を果たす上で、大きな支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/banken-sushin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka.html
R2	176	09.土木・建築	都道府県	栃木県、群馬県、新潟県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地すべり等防止法第3条、地すべり等防止法の施行について	地すべり等防止法第3条に規定される地すべり防止区域の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直しを求める。	都道府県知事は地すべり等防止法に基づき、法定受託事務として地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理や、指定の通知を受けた地すべり防止区域内への標識の設置を行うこととされている。また、地すべり防止区域内において地すべりを抑制・軽減させる、大型用排水路を新設する等の計画に当たっては、都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。一方、地すべり防止区域の指定については、国土交通大臣(省)が補償を伴って、都道府県知事は指定の必要がある管内区域について、地すべり指定申請をするものとされている。 例えば、国土交通大臣に提出する申請においては、都道府県は予め各地方整備局との事前協議に係る国土交通省(本省)に提出している。それら都道府県が本省との事前協議の中で、書籍修正等の指示を受けて進捗を行い、国土交通大臣による指定・告示に至るといった流れとなっている。進捗に先立つ本省との事前協議は、年3回と限られているため、その時期に合わない場合は、進捗時期が次回(4ヶ月)以降に持ち越さとなり、地すべり防止区域の指定が遅れる大きな要因となっている。 昨年、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化する一方で、土砂災害の危険を感じている地域住民から、対策工事等への早期着手を求める声があるにも関わらず、地すべり防止区域の迅速な指定が行えないため、工事に着手できず、事業を通じて住民の安心・安全な暮らしを守りたい都道府県の責務を果たす上で、大きな支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/banken-sushin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka.html	
R2	177	06.環境・衛生	都道府県	栃木県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金に関する法律第9条、第10条、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱別記2の第2の1	鳥獣被害防止総合対策交付金に関する一定程度の経費配分のための機器等を迅速に導入できない支障が生じた。推進事業費については、都道府県に配分された額の範囲内において、都道府県の裁量によって主体的に各事業への振り分けを行うことができる。	鳥獣被害防止総合対策交付金について、推進事業に要する一定程度の経費配分のための機器等を迅速に導入できない支障が生じた。推進事業費については、都道府県に配分された額の範囲内において、都道府県の裁量によって主体的に各事業への振り分けを行うことができる。 また、当該交付金の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業においては、都道府県が主導して広域捕獲活動等を行っているが、当該事業に割り当てられる限度額が2,300万円と定められている。この限度額によって、鳥獣の生体状況に応じた緊急的な取組を行う必要が生じた際に、経費配分の変更等に対応しようにして、必要な捕獲活動を十分に実施することができなくなっている。	https://www.cao.go.jp/banken-sushin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka.html	
R2	178	06.環境・衛生	都道府県	栃木県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準について	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準について	鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準についてにおいて、各都道府県への配分額のうち基礎配分については、各都道府県における前々年度の当該交付金等における不用額を上限として減じることであり、鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準については、計画的に実施するものであり、事業の進捗管理により不用額を抑えることができるが、鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準については、気象災害の影響による生体の変化、気象変動による生体の変化等により計画通りに捕獲が進まず、想定外の不用額が発生してしまうことがある。このため、前々年度の不用額に事象により発生した不用額に減額により、鳥獣による農林水産業に係る被害の軽減に向けた取組みを実施している。	鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準についてにおいて、各都道府県への配分額のうち基礎配分については、各都道府県における前々年度の当該交付金等における不用額を上限として減じることであり、鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準については、計画的に実施するものであり、事業の進捗管理により不用額を抑えることができるが、鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準については、気象災害の影響による生体の変化、気象変動による生体の変化等により計画通りに捕獲が進まず、想定外の不用額が発生してしまうことがある。このため、前々年度の不用額に事象により発生した不用額に減額により、鳥獣による農林水産業に係る被害の軽減に向けた取組みを実施している。	https://www.cao.go.jp/banken-sushin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka.html
R2	179	12.その他	都道府県	栃木県	財務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条、第22条	財産処分承認の際に、財産処分承認の申請に付添う国庫補助金相当額の納付の条件の見直し	農林水産省所管の間接補助事業に係る交付金要綱等において、財産処分の承認の申請に付添う国庫補助金相当額の納付の条件を「間接補助事業者から返還があった場合に限り国に納付すること」と規定し、財産処分手続において、間接補助事業者が納付しない場合には、国は都道府県や市町村に対し自己負担を申し立てることを求めることとする。	国庫補助金を活用して整備された施設については、補助金交付後、補助目的とは異なる目的で使用されたり、勝手に処分されたたりと、補助目的を達成することができなくなるため、当該施設の耐用年数の期間内において、財産処分を行うことが困難となり、その旨を都道府県に報告する必要がある。その際、国は財産処分承認するに当たり、原則として国庫補助金相当額の納付を条件としている。間接補助事業者の場合、財産上の利益を受けるのは国庫補助金を最終消費する間接補助事業者であるため、国から国庫補助金相当額の納付を命じられた場合には、当該間接補助事業者が都道府県や市町村を通じて国に納付すべきこと、現状は、当該間接補助事業者に返済能力がなく、都道府県や市町村に納付されない場合であっても、国は、財産上の利益を受けていない都道府県や市町村に対し、自己負担して納付することとなることとする。	https://www.cao.go.jp/banken-sushin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka.html
R2	180	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年6月14日付厚生労働省令第34号)第66条第1項、第2項第1号及び同項第2号	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年6月14日付厚生労働省令第34号)第66条第1項、第2項第1号及び同項第2号	小規模多機能型居宅介護については、厚生労働省令により、登録定員1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「定員×2倍基準」から「参約すべき基準」とする。	小規模多機能型居宅介護については、厚生労働省令により、登録定員1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「定員×2倍基準」から「参約すべき基準」とする。 本県では、平成17年に国の「イオマスのづくり交付金」を活用し、市町村を通じて事業者に対し、食品廃棄物リサイクル施設の整備に係る交付金を交付した。当該事業者は、自己資金が潤かたため、あらかじめ国から補助財源に担保権を設定することについて承認を得た上で資金を調達したが、その後、機械の不具合等により操業を停止し、担保権が実行されることとなった。そこで、国が改めて財産処分承認を受けるよう指示があり「補助金相当額の納付」を条件に承認されたが、当該事業者には返済能力がなく補助金相当額が返納されないにもかかわらず、本県から国へ返納されるを得たこととなる。	https://www.cao.go.jp/banken-sushin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【5】総務省(20)【厚生労働省(47)】 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、日本放送協会との協議の上、以下のとおりとする。 ・日本放送協会に対して郵送により申請することを令和3年度から可能とするともに、ICTの活用による申請手続の更なる効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を確認しつつ、引き続き検討する。 ・免除事由存否調査に係る市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【厚生労働省(59)】 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置のうち、半額免除措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、令和5年度中に日本放送協会へのオンラインによる申請を可能とする。</p>	<p>障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務について、令和3年10月1日より送付申請の受付を開始した。また、免除事由存否調査に係る事務負担を軽減する方策として、令和3年度調査より半額免除に係る世帯主要件に関する調査の頻度を現行の2年に1回から4年に1回に見直した。 半額免除措置に関する証明事務について、ICTの活用により申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、令和6年3月18日から日本放送協会へのオンラインによる申請を開始している。</p>	—	—	<p>総務省情報流通行政局放送政策課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>
<p>【5】厚生労働省 (5)児童福祉法(昭22法164) (vii)保育士確保のため、離職等した保育士からの届出を努力義務化することにより、当該保育士の状況を都道府県等が把握できることとする制度の導入については、保育士不足の状況や保育士保育費支援策など児童福祉事業の活用状況、他業種における届出制度の効果等を踏まえ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	—
<p>【5】国土交通省 (1)砂防法(明30法29) 砂防指定地(2条)の指定の手続については、都道府県が管内の土地において砂防工事(1条)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る国土交通大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>砂防指定地の指定の手続については、都道府県が管内の土地において砂防工事(1条)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る国土交通大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知した。</p>	<p>【国土交通省】令和2年度砂防指定地等に関するヒアリング(第3回)について(依頼)(令和3年1月15日付)国土交通省砂防部砂防計画課砂防管理室事務連絡</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2020/r2tsutuchi.html#2_175</p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課</p>
<p>【5】農林水産省(10)【国土交通省(9)】 地すべり防止区域(3条1項)の指定の手続については、都道府県が管内の土地において地すべり防止工事(2条4項)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る国土交通大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>地すべり防止区域の指定手続について、都道府県が急を要すると判断すれば国土交通大臣との事前協議が可能であることを通知した。</p>	<p>【農林水産省】地すべり防止区域指定に係る事前協議について(周知)(令和3年1月15日付)農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課、林野庁森林整備部治山課 【国土交通省】令和2年度砂防指定地等に関するヒアリング(第3回)について(依頼)(令和3年1月15日付)国土交通省砂防部砂防計画課砂防管理室事務連絡</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2020/r2tsutuchi.html#2_176</p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課 林野庁森林整備部治山課</p>
<p>【5】農林水産省 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 *事業の相互間の経費の額の異なるものについては、農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」とする。</p>	<p><令3> 【農林水産省】 (22)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 *事業の相互間の経費の額の異なるものについては、農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」とする。 【措置済み(令和3年3月30日付)農林水産省事務次官通知】</p>	<p>令和3年3月30日付けで「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」を改正し、令和3年度交付分から鳥獣被害防止総合対策交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金活動支援事業、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について、農林水産大臣の承認を要しない「軽微な変更」とすることとした。</p>	<p>【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱の一部改正について(令和3年3月30日付)農林水産省事務次官通知</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2020/r2tsutuchi.html#2_177</p>	<p>農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課</p>
<p>【5】農林水産省 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 *配分額に前々年度の不用額を反映することについては、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合は行わないこととするなど配分基準を見直す。</p>	<p><令3> 【農林水産省】 (22)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 *配分額に前々年度の不用額を反映することについては、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合は行わないこととするなど配分基準を見直す。 【措置済み(令和3年3月30日付)農林水産省農村振興局長通知】</p>	<p>令和3年3月30日付けで「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」を改正し、令和3年度から、前々年度の不用額について基礎配分額を控除しないこととした上で、取組内容や実績等に基づき算定するポイント配分額のポイントへ反映することとした(ただし、この場合においても、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合は行わないこととした)。</p>	<p>【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準についての一部改正について(令和3年3月30日付)農林水産省農村振興局長通知</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2020/r2tsutuchi.html#2_178</p>	<p>農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課</p>
<p>【5】財務省(3)【農林水産省(9)】 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、間接補助事業者等が資金繰りの悪化等により補助対象財産を維持管理することが困難となった場合における補助事業者等に対する国庫納付条件について、関連する司法判断も踏まえ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【財務省(3)】【農林水産省(9)】 (10)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、補助事業者等に対し、間接補助事業者等から納付を受けた額の国庫補助金等相当額を国庫納付すること等の条件を行うこととする。 【措置済み(令和3年3月31日付)農林水産省大臣官房参事官(経理)通知】</p>	<p>令和3年3月31日付けで「補助事業者等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成29年3月23日付)農林水産省大臣官房経理課長通知)を改正し、間接補助事業者等が資金繰りの悪化等により補助対象財産を維持管理することが困難となった場合で、補助事業者等が必要な措置を講ずるににもかかわらず一部又は全部の国庫納付を受ける可能性が高くなったときは、補助事業者等がそれまで納付を受けた額の国庫納付をもって、財産処分の承認の条件の履行が完了したものと取り扱ってこととした。</p>	<p>【農林水産省】補助事業者等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準についての一部改正について(令和3年3月31日付)大臣官房参事官(経理)通知</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2020/r2tsutuchi.html#2_179</p>	<p>農林水産省大臣官房参事官</p>
<p>【5】厚生労働省 (30)介護保険法(平14法123) (vi)指定介護予防(小規模多機能型居宅介護)の登録定員及び利用定員(78条の4第3項3号、115条の14第3項3号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平18厚生労働省令34)66条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平18厚生労働省令36)47条)に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (vi)指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員(78条の4第3項3号、115条の14第3項3号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平18厚生労働省令34)66条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平18厚生労働省令36)47条)に係る「従うべき基準」の見直しについては、「従うべき基準」を「軽微な変更」とする。 【措置済み(地域)の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律44号)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第141号)】</p>	<p>令和2年9月4日、令和2年10月9日、令和2年11月16日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において論点として提示した上で議論した結果、令和2年12月23日に取りまとめられた審議報告において以下のとおり記載された。 <審議報告> 令和2年の地方分権改革に関する提案案における提案を踏まえ、小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、小規模多機能型居宅介護等と同様に、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」(必ず適合しなければならない基準)である。国・都道府県から「標準基準」(遵守するべき基準)であり、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものに見出す。</p> <p>また、第2回回通常国会に介護保険法の改正を含む第11次地方分権一括法案を令和3年3月5日に提出し、令和3年5月19日に成立、令和3年5月26日に公布された(公布の日から起算して3月を経過した日(令和3年8月26日)から施行することとされた。)</p> <p>法の成立を受けて、令和3年6月25日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日付厚生労働省令第34号)等の改正案について諮問し、了承する旨の答申がなされた。令和3年6月28日に公示した「デジタルコンパス」を経た上で、当該省令を令和3年8月16日に公布した(令和3年8月26日施行)。</p>	<p>【厚生労働省】「地域」の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について(通知)(令和3年5月26日付)厚生労働省老健局(経理通知) 【厚生労働省】「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布及び施行について(通知)(令和3年8月19日付)厚生労働省老健局長通知</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2020/r2tsutuchi.html#2_180</p>	<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案における最終的な調整結果(概要等)	
R2	181	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基幹障害福祉サービス等に関する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日付)児童第031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、社会福祉施設における衛生管理について(平成9年9月31日付)社施第66号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局長・福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知)	障害福祉サービスにおける食事提供体制加算の対象の見直し	本件加算は、原則として施設内の調理室を使用して調理・提供されるものについて算定される。施設外で調理されたものを提供するときはクックパン等も提供するものに限定されているが、社会福祉施設における衛生管理について(平成9年9月31日社施第66号)では、適切に管理された衛生環境の下で、施設外で調理された食事を搬入して提供することが予定されている。本件加算を算定できる障害福祉サービスにおける食事の提供を、社会福祉施設における食事の提供と別異と解する合理的理由はなく、同様の要件を充足した場合に食事提供体制加算の対象に出前や弁当を含めることを求める。	厨房現場の機能的な人手不足が深刻化する中、利用者の嗜好やニーズを踏まえた満足度の高い食事を提供することが困難となりつつある。加算の対象となる食事提供は、原則として施設内の調理室を使用して調理・提供されるものについて算定されることとなっている。調理のタイミングや施設から食事提供場所への食事の運搬など様々な労務負担が生じるだけでなく、障がい特性又は日中作業の内容(肉内・軽作業)によりカロリー量やメニューごとに調整することも困難である。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html	
R2	182	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行規則、病児保育事業実施要綱	病児保育事業における職員配置要件に係る「実質的な義務付け」の緩和	各地域の実情等に鑑みて市町村が柔軟な職員配置を行うことができるよう、「病児保育事業実施要綱」上の病児保育事業における職員配置要件を緩和することを求める。 また、各地域の実情等において市町村が柔軟な職員配置を行った施設についても幼保無償化の対象施設となるよう、内閣府令(子ども・子育て支援法施行規則)上の病児保育事業における職員配置基準を緩和することを求める。	病児保育事業は、児童福祉法に位置づけられた事業である。当該事業の職員配置要件は「病児保育事業実施要綱」(以下、「要綱」といふ。))に定められており、保育士及び看護師等の各1名以上の体制が必須とされている。その上で、当該要件を満たす事業が子ども・子育て支援交付金の交付対象とされている。したがって、各自自治体の判断で要綱上の病児保育事業における職員配置要件を満たさない形で事業の実施は可能であるのみならず、事業は子ども・子育て支援交付金の対象にはならない。 病児保育事業は、交付金の交付を受けずとも赤十字等運営を実施しているところがあるように、国庫補助がなければ実施することが事実上困難である。かかる病児保育事業の実情に鑑み、自治体が病児保育事業を行うおとる場合には、結局、要綱上の病児保育事業における職員配置要件を満たす形で事業を行わざるを得ず、要綱上の病児保育事業における職員配置要件は自治体にとって「実質的な義務付け」になっていると云わざるを得ない。 また、内閣府令(子ども・子育て支援法施行規則)において、要綱上の病児保育事業における職員配置要件と同様の基準が定められており、当該基準を満たした施設のみが幼保無償化対象施設として認められている。無償化対象施設として認められるためには、結局、内閣府令において定められた基準を満たす形で事業を行わざるを得ず、要綱上の病児保育事業における職員配置要件は自治体にとって「実質的な義務付け」になっていると云わざるを得ない。 本県では、保育士不足のために要綱上の病児保育事業における職員配置要件等を満たせない施設も多く、病児保育施設の経営や既存の病児保育事業の経営が困難となる事例が発生している。各地域の実情に鑑みて市町村が柔軟に事業を実施できるような実質的な義務付けとなつては要綱上の要件や内閣府令上の基準を緩和していただきたい。	「職員の配置要件」内閣府令等 ・看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置 ・保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置 (各1名以上の配置が必要) ※必要な場合看護補助が対応する等により保育士配置のみでも可とする等の例外あり。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html
R2	183	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、就学所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	就学前児童に対する補助金の一元化等	就学前児童に対する補助金の一元化及び交付金体系における負担軽減のための改善を求める。	子ども・子育て支援新制度に基づく保育施設等の運営費は内閣府で一元化されているが、施設整備に係る補助は、施設種別によって所管省庁が分かれ、単価や交付率の違いが生じるなど統一かつ迅速な対応ができない。 加えて、厚生労働省の交付金は、市町村へ直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており交付決定日も別々である等、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題があり事務負担が大きくなってきている。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html	
R2	184	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級・編制、職員、設備及び運営に関する基準	保育所等における調理室設置義務の緩和	3歳未満児に係る給食の外部搬入(保育所等における調理室設置義務の緩和)	3歳以上児については給食の外部搬入が認められているが、3歳未満児を入所させる場合の調理室が必要となっている。施設を設置するに当たって大規模な改修が必要となり、その間には児童を預かることができず幼保連携型認定こども園への移行ができない幼稚園が県内において3施設ある。(3歳未満児への給食の外部搬入については、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園に限り構造改革特区を活用した場外搬入が認められている。)当県において11月1日時点で待機児童解消に向けて早期に待機児童解消に向けて早期に待機児童解消認定こども園への移行促進を図りたいと考えている。	—	
R2	185	05.教育・文化	都道府県	鳥取県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	栄養教諭・学校栄養職員等の配置基準(公立義務教育諸学校の学級編制及び職員給与等の標準に関する法律 第8条の2)＜単独校の場合＞ ・50人以上の学校:1人、549人以下の学校:1校につき1人 ＜共同調理場を設置している場合＞ ・1500人以下:1人、1501人～8000人:2人、6001人以上:3人	栄養教諭等の配置基準の見直し	小中学校における栄養教諭等の配置基準を見直し、給食の実施方法に関わらず、栄養教諭等を各校1名ずつ配置するよう定数改善を行うべきである。	学校数が多く、共同調理場化が進んでいる県では、学校数に対して配置される栄養教諭等が少なく、食育の取組が進まない。 特に学校数が多い市部では栄養教諭等一人当たりが担当する学校が多く、加配がない場合5～9校、(加配を含めると4～7校)を一人で担当する必要があるなど、学校における食育が十分に推進されない状況にある。 令和2年度は、配置基準による定数に加えて10名の国庫員負担職員が配置されているが、加配の場合、次年度の確保がないため非正規職員を配置せざるを得ないなど、特有の課題がある。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka_yosan.html	
R2	186	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年9月11日厚生省令第37号)第60条	訪問看護ステーションの人員に関する見直し	訪問看護ステーションごとに置くべき看護師等の員数を従うべき基準(から)「参酌すべき基準」とする。	人口が少なく、サービス利用者の確保が難しい中山間地域では、新たな訪問看護ステーションの設置が進まず、訪問看護の希望者があれば、市部の訪問看護ステーションが対応しているが、移動に時間がかかり、その間の困難が見込まれないため、効率のよいサービス提供が行えず、経営面で赤字となっている。「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していく必要があることから、地域の実情に合わせた訪問看護事業への参入促進を促し、看護師離職による休止・中止を抑制する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html	
R2	187	02.農業・農地	一般市	津久見市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	水利施設等保全高度化事業実施要領第5の1(3)ア(7)「農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第4の2(1)「農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙2)第3の1」 「農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙3)第6の1」	水利施設等保全高度化事業における「地帯担い手育成型」の採択要件と、農地中間管理機構関連農地整備事業における「農地整備事業」の採択要件のうち、以下において「2a」とされている部分について、「2b」とすることを求める。 「水利施設等保全高度化事業実施要領第5の1(3)ア(7)「農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第4の2(1)」	本市では、柑橘栽培が一次産業の基幹産業となっているが、急傾斜地が大半であることから、高齢化等により栽培が困難となっている。そこで、若い担い手へ農地の集積を図りながら生産業を維持し再度発展させていくために、より平坦または緩傾斜である遊休農地の再整備が課題となっている。 農地整備事業については、水利施設等保全高度化事業、農地中間管理機構関連農地整備事業などが国庫事業として算入されているが、事業実施に当たってはその受益面積によって要件が課されていることである。 具体的には、 ・水利施設等保全高度化事業における「地帯担い手育成型」については、相関地においては、一定の要件を満たした上で0.5ヘクタール以上の団地の面積が5ヘクタール以上であること ・農地中間管理機構関連農地整備事業における「農地整備事業」については、おおむね0.5ヘクタール以上であること が要件となっている。 しかしながら、本市の約三分の一は急傾斜地が大半を占める地域においては、最も大きい相関地であっても4ヘクタールか、5ヘクタールという面積要件を求める「地帯担い手育成型」や「農地整備事業」は実施できないというのが現状である。 よって、農地中間管理機構関連農地整備事業には「農地整備事業」の他にも「農地整備事業」の他にも「農地整備事業」があるが、どちらも農業整備事業の実施の予定が前提となっているため、「農地整備事業」の面積要件を満たさなければ、当然それらも実施できないこととなる。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka_yosan.html		
R2	188	03.医療・福祉	都道府県	高知県、山梨県、徳島県、香川県、愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱(平成29年3月31日付)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「6.職員配置等」	子ども家庭総合支援拠点の職員配置要件の緩和	市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱に基づき「子ども家庭総合支援拠点」における「子ども家庭支援員」について、常時2名以上とする配置要件を緩和するよう求める。	子ども家庭総合支援拠点(以下、「支援拠点」といふ。))については、平成30年12月に策定された「児童虐待防止対策体制強化プラン」において、令和4(2022)年度までに全市町村に設置することとされている。市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱(以下、「設置運営要綱」といふ。))で規定されている配置要件では、人口規模が約5.6万人未満(児童人口概ね0.9万人未満)の場合は、有資格者の子ども家庭支援員が1名以上、専任人口1万人未満の小規模な町村等は、限られた職員の中で支援拠点の設置に必要な職員数を確保することは困難であり、また、人材不足の中で有資格者を新たに確保することも困難であることから、補助金の交付条件に該当せず、支援拠点の設置が進んでいない。 こうした町村等においては、児童人口が1千人に満たない、対象児童数や相談対応件数の実施を鑑みると、常時2名の配置をせずとも、組織内で工夫することにより、対応することができると考える。複数の市町村においては、児童人口が1千人に満たないところがあるが、県内市町村の面積は総じて広く、市町村間の移動に時間がかかることから、「身近な場所」で「継続的な支援」をする支援拠点の役割や業務を果たすことは困難であり、設置運営要綱の趣旨や目的にそぐわない。なお、県内市町村のうち、人口1万人未満の町村は約半数を占めており、福祉関係業務を広域組織で担っている町村は、組織(市町村)のみ	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2020/teianbosyu_jokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【内閣府(2)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法66) (三)病児保育事業(児童福祉法6条の3第13項)については、事業運営の実態や課題を把握した上で、病児保育事業の遂行に沿った事業運営の観点から可能な方策について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 【措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)】 また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【内閣府(7)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(10)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、実績報告書に関する様式の一部の共通化を図るとともに、入力事務を効率化するための必要な措置を講ずる。 【措置済み(令和3年7月6日付け厚生労働事務次官通知)】</p>	<p>認定こども園に係る施設整備の事務手続における事務負担を軽減するため、実績報告書の様式の一部の共通化を図るとともに、入力補助機能を付加した。</p>			<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (vi)指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数(74条3項1号及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令37160条1号)に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。 また、当面の措置として、指定居宅サービスの確保が著しく困難である地域等、被保険者が指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合に支給することができる特例居宅介護サービス費(42条1項3号)について、地方公共団体が当該制度をより活用しやすくするために必要な措置を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (8)指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数(74条3項1号及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令37160条1号)に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。 また、当面の措置として、指定居宅サービスの確保が著しく困難である地域等、被保険者が指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合に支給することができる特例居宅介護サービス費(42条1項3号)については、市区町村による当該制度の活用を促すよう、市区町村の意向を踏まえた対象地域の追加指定、特別地域訪問看護加算との対象地域の分離等を行う。 【措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)、厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(令和3年厚生労働省告示第74号)、令和3年3月16日付け厚生労働省老健局長年齢支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長通知)】</p>	<p>特例居宅介護サービス費については、これまで当該サービス費の対象地域と特別地域加算の対象地域とが一体であったところ、当該制度を活用しやすくなるよう、両地域を分けて指定することし、地方公共団体の意向を踏まえ、対象地域を令和3年4月1日付けで指定した(令和3年厚生労働省告示第74号)。 指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数に係る「従うべき基準」の見直しについては、この当面の措置の効果等も踏まえ、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定。</p>	<p>【厚生労働省】厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(令和3年3月15日厚生労働省告示第74号) 【厚生労働省】厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域、及び厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(改正について(依拠)(令和2年11月25日付け厚生労働省老健局長老人保健課事務連絡)) 【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(等の一部改正について(令和3年3月16日付け厚生労働省老健局長年齢支援課長他連名課長通知))</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seibanbooyu/2020/2f1tsuchi.htm#2_186</p>	<p>厚生労働省老健局長老人保健課</p>
<p>【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vi)市区町村子ども家庭総合支援拠点(10条の2)に関する「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)に規定する小規模入型については、一定の要件を満たす場合に、子ども家庭支援員の配置要件を常時2名以上から常時1名以上とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (v)市区町村子ども家庭総合支援拠点(10条の2、以下この事項において「支援拠点」という。)に関する「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)に規定する小規模入型(人口5万人未満の市町村に限る。)」については、当該要綱を改正し、子育て世代包括支援センターと支援拠点を兼務する常勤職員がいる場合に限り、子ども家庭支援員の配置要件を常時1名以上とする。 【措置済み(令和3年4月15日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)】</p>	<p>「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)に規定する小規模入型(人口5万人未満の市町村に限る。)」について、一定の要件を満たす場合に、子ども家庭支援員の配置要件を常時2名以上から常時1名以上とする通知改正を行った。</p>	<p>【厚生労働省】市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱の一部改正について(令和3年4月15日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seibanbooyu/2020/2f1tsuchi.htm#2_188</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】</p> <p>(7)宅地建物取引業法(昭27法176) 二以上の都道府県の区域にわたる宅地建物取引業の国土交通大臣に対する免許申請等に係る都道府県級事務(78条の3)については、廃止する。</p> <p>(13)種立宅地建物販売業法(昭46法111) 二以上の都道府県の区域にわたる種立宅地建物販売業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県級事務(54条の2)については、廃止する。</p>	—	宅地建物取引業法及び種立宅地建物販売業法における都道府県級事務の廃止のため、同法の関係規定の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第44号)」が第204回国会において成立し、令和3年5月26日公布、種立宅地建物販売業法に係る改正については同年8月26日から施行された。	【国土交通省】種立宅地建物販売業の国土交通大臣に対する免許申請等に係る都道府県級事務の廃止について(通知)(令和3年5月31日付け国土交通省不動産・建設経済局不動産課長通知) 【国土交通省】宅地建物取引業の国土交通大臣に対する免許申請等に係る都道府県級事務の廃止について(通知)(令和3年5月31日付け国土交通省不動産・建設経済局不動産課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_189	国土交通省不動産・建設経済局不動産課
<p>【国土交通省】</p> <p>(10)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法162) 二以上の都道府県の区域にわたる不動産鑑定業の国土交通大臣に対する登録申請(23条1項)等に係る都道府県級事務については、廃止する。あわせて、国土交通大臣の登録を受けた者に関する不動産鑑定業者登録簿等の都道府県における供覧(31条)を廃止する。</p>	—	不動産の鑑定評価に関する法律における都道府県級事務等の廃止のため、同法の関係規定の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第44号)」が第204回国会において成立し、令和3年5月26日公布、同年8月26日施行された。	【国土交通省】国土交通大臣に対する不動産鑑定業者登録申請に係る都道府県級事務の廃止等について(通知)(令和3年6月30日付け国土交通省不動産・建設経済局地価調査課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_190	国土交通省不動産・建設経済局地価調査課
<p>【国土交通省】</p> <p>(4)建築士法(昭25法202) 一級建築士の免許等に関する書類の提出、届出及び書類の交付(10条の3)並びに一級建築士試験の受験の申込み(15条の7)に係る都道府県級事務については、廃止する。 その際、一級建築士の住所等の届出(5条の2)、死亡等の届出(8条の2)、免許の取消しの申請(9条1項1号)及び失踪宣告の届出(施行規則6条1項)の窓口について、運用において、中央指定登録機関(10条の4)が設置する一級建築士の免許申請等の窓口と一本化する。</p>	—	建築士法に基づき都道府県級事務を廃止する内容を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第44号)」が第204回国会において成立し、令和3年5月26日公布、令和3年8月26日に施行された。 一級建築士の住所等の届出(5条の2)、死亡等の届出(8条の2)、免許の取消しの申請(9条1項1号)及び失踪宣告の届出(施行規則6条4項)の窓口について、運用において、中央指定登録機関(10条の4)が設置する一級建築士の免許申請等の窓口と一本化された。	【国土交通省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う建築士法の一部改正について(技術的助言)(令和3年8月26日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_191	国土交通省住宅局建築指導課
<p>【国土交通省】</p> <p>(15)社会資本整備総合交付金 (イ)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、地方公共団体に通知する。【措置のみ(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長通知)】 ・申請書等の提出を含め、事務手続が社会資本整備総合交付金システムで全て完結を行うとともに、改訂内容や操作方法等を明確にするため、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」(平29国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長)を改訂し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。</p>	—	公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、その旨を地方公共団体に通知。また、社会資本整備総合交付金システムを改訂した上で、当該システムのマニュアルを改訂し、地方公共団体に周知した。	【国土交通省】社会資本整備総合交付金等に係る事務手続における公印省略及び電子メールについて(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_192	国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室
<p>【厚生労働省】</p> <p>(39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。</p>	—	新型コロナウイルス感染症の対応による医療機関の繁忙等の事情を勘案し申請を待たざるを得ず、結果として標準処理期間内の交付決定を行うことはできなかったものも、可能な限り早期の交付決定に努め、令和4年2月24日に交付決定を行った。	【厚生労働省】令和3年度臨床研修費等補助金(歯科医師)交付決定通知依頼書(令和4年2月24日付け厚生労働省医政課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_193	厚生労働省医政局医療経理室
<p>【環境省】</p> <p>(8)循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び廃棄物処理施設整備交付金 循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び廃棄物処理施設整備交付金については、地方公共団体による交付対象の判断に資するよう、令和2年度中に新たな交付金申請の手引を作成するとともに、循環型社会形成推進交付金サイトへの関連資料の集約等を行い、管内市区町村への周知を依頼した。</p>	—	【環境省】循環型社会形成推進交付金等申請ガイド(施設編)(令和3年3月環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)を作成するとともに、循環型社会形成推進交付金サイトへの関連資料の集約等を行い、都道府県廃棄物行政主管部(局)に対し周知するとともに、管内市区町村への周知を依頼した。	【環境省】循環型社会形成推進交付金等申請ガイド(施設編)(令和3年3月環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_194	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
<p>【環境省】</p> <p>(8)災害等廃棄物処理事業費補助金 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付資料については、地方公共団体の負担軽減を図り災害対応に注力できるようにする観点から、必要最小限のものとなるよう、「災害関係業務事務処理マニュアル」(平26環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)を改訂し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	—	災害関係業務事務処理マニュアル(令和3年2月改訂版 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)を改訂し、都道府県廃棄物行政主管部(局)に対し周知するとともに、管内市区町村への周知を依頼した。	【環境省】災害関係業務事務処理マニュアル(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課令和3年2月改訂)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_195	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
<p>【国土交通省】</p> <p>(11)河川法(昭39法167) 水利使用に係る関係河川使用者の同意(38条)については、当該水利使用により関係河川使用者が損失を受けないことが明らかであるとして河川管理者が判断する場合には当該同意の取得を要しないとしているところ、災害復旧事業としての施設の原形復旧工事であって、取水量など従前の取水態様に変更がなく、水質等が河川環境に影響を与えない場合においては、基本的に関係河川使用者は損失を受けないと判断できることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。</p>	—	災害復旧事業としての施設の原形復旧工事であって、取水量など従前の取水態様に変更がなく、水質等が河川環境に影響を与えない場合には、基本的に関係河川使用者は損失を受けないと判断できることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に周知を行った。	【国土交通省】国土交通省HP: https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/suiriken/sinsei/	—	国土交通省水管理・国土保全局水政課

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) 救助の期間(4条3項)の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、延長すべき期間が予測できる場合は延長すべき期間は予測できないもの一定期間以上の延長が必要であることが明らかでない場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることと具体的な事例を示すつ明確化し、全国会議を通じ、地方公共団体に令和3年6月を目途に周知する。</p>		<p>令和3年5月に開催した災害救助法等担当全国会議において、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかでない場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることについて、具体的な事例を示したとともに、内閣府HP(※)においても掲載した。 (※)下記URLにおけるページ番号82～88 http://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujuu_b8.pdf</p>			<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)付</p>
<p>5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (iii)特定医療費の支給認定に係る申請書等(施行規則12条1項、25条1項及び27条1項)における性別の記載については、削除することを検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【厚生労働省】 (33)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (iii)特定医療費の支給認定に係る申請書等(施行規則12条1項、25条1項及び27条1項)における性別の記載については、令和3年度中に省令及び「特定医療費の支給認定について」(平26厚生労働省健康局長)を改正し、削除する。</p>	<p>特定医療費の支給認定に係る申請書等(施行規則12条1項、25条1項及び27条1項)における性別の記載については、民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号)により性別の記載について廃止する(令和3年12月27日公布、令和4年4月1日施行)ととし、令和4年3月17日付け「特定医療費の支給認定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)の改正通知を发出した。</p>	<p>【厚生労働省】民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号) 【厚生労働省】「特定医療費の支給認定について」の一部改正について(令和4年3月17日付け厚生労働省健康局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/12fu-tsuchi.htm#2.2.02</p>	<p>厚生労働省健康局難病対策課</p>
<p>5【内閣府(2)】【財務省(1)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令7> 4【児童福祉法(昭22法164)】 (4)小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る医療受給者証(19条の3第7項)については、令和2年度中に健康保険法施行規則(大正15内務省令36)や「児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)等を改正し、高額療養費制度の所得区分情報及び加入医療保険情報(保険者名称を含む。)の記載を不要とする。</p>	<p>小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)については、高額療養費制度の所得区分情報及び加入医療保険情報(保険者名称を含む。)の記載を不要とするため、健康保険法施行規則(大正15内務省令36)及び「児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)等を改正した。</p>	<p>【厚生労働省】健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第7号) 【厚生労働省】「児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて」の一部改正について(令和8年2月16日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/12fu-tsuchi.htm#2.2.03</p>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課</p>
<p>5【内閣府(2)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (1)小規模住居型児童養育事業(児童福祉法6条の3第5項)を行う者に委託されている児童については、保育所へ入所が可能であることを確保するため、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平11厚生省大臣官庁障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、保育課長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 また、当該児童が保育所へ入所する場合の費用の支弁等の取扱いについても検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【内閣府(6)(1)】【厚生労働省(7)(1)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (1)小規模住居型児童養育事業(児童福祉法6条の3第5項)を行う者に委託されている児童が保育所へ入所する場合の費用の支弁等については、政令を改正し、利用者負担を求めないこととする。 (関係府省・厚生労働省) 【措置済み(子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第93号))】</p>	<p>小規模住居型児童養育事業者に委託されている児童については、保育所へ入所が可能であることを明確化するため通知を发出し、保育所入所における費用の支弁等については利用者負担を不要とするため政令を改正した。</p>	<p>【厚生労働省】「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」の一部改正について(令和3年3月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、保育課長、社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課長通知) 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第93号) 【内閣府・文部科学省・厚生労働省】子ども・子育て支援法施行令の改正について(通知)(令和3年4月1日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/12fu-tsuchi.htm#2.2.06</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
R2	207	03_医療・福祉	中核市	豊橋市	内閣府、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和		認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格(日本の幼稚園、小学校教諭免許に相当する資格)」を加える等の見直し	認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格(日本の幼稚園、小学校教諭免許に相当する資格)」を加える等の見直し	認可外保育施設の保育従事者資格については、認可外保育施設指導監督基準において、概ね3分の1以上は保育士若しくは保育士の資格を有する者と定められている。当市には外国人専用に運営されている認可外保育施設が施設あり。そこで保育従事者として働く海外の幼児施設に十分な資格を取得した者については、日本における有資格者として認めることができない状況がある。日本の保育士資格を取得するためには、養成校や通信教育での学科、及び認可施設等での実習などが必要とされているが、多くの認可外保育施設において人員が限られ、保育従事者の実習等による欠員補充が困難なほか、当該施設の多くの保育従事者は日本語が堪能ではなく、専門用語を理解し、短期間で保育士資格を取得することはハードルが高い。基準を満たすことができない場合は、経過措置の終了後幼児教育・保育の無償化対象施設から除外されることになるが、資格者の部分のみ問題があるのであれば、認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格」を加える、「海外における教員資格」を日本の保育士資格として認定する制度を構築するなど、研修等の一定の要件を設けたうえで「自治体の長が認めた者」の配置でも可とする等の対応ができないか。	例えば、教員資格については、都道府県の検定によって日本で相当する免許を取得できる制度があり、また海外において日本の保育士資格を所定の手続きをもってその国の保育士資格として認める制度もある。そして、認可保育施設については、神機見直し済まで期間が過ぎたが、幼稚園教諭等、つづきは教員資格取得者を保育士とみなせる特例もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2020/teianbosyus/teianbosyus_jokka.html
R2	208	03_医療・福祉	中核市	豊橋市	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和		保育士等に対する給与等に関する見直し	保育士等に対する給与等に関する見直し	施設の状態によって当然保育士等の配置数は変わるため、保育士等を配置する前に保育士が退職した場合など、前年より保育士等が少ない等の理由で保育士等を配置したとしても補助金を活用できない施設がある。ある保育所では、保育士等が確保できなかった年度には上記取扱いにより、補助対象外となってしまったという事例が生じると、支障をきたしている。令和元年度は予算段階では30園が計画したが、「保育士、保育士以外の人員がそれぞれ前年度以上」という基準をクリアできない園も多く実際に実施できた園は20園にとどまる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2020/teianbosyus/teianbosyus_jokka_yosana.html	
R2	209	03_医療・福祉	中核市	豊橋市、海部郡市、新城市、田原市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和		子ども子育て支援法「子ども子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」(令和元9月11日)第9の1(3)、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ	新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の施設等利用費の日割り計算に係る事務負担軽減	子育てのための施設等利用給付に係る認定に当たっては、「月」単位ではなく、「日」単位での認定となる。新制度未移行幼稚園の利用者が、月の途中で他市町村へ転出した場合、改めて転出先の市町村が認定のうえで施設等利用費を支給する必要があるが、転出前後の支給額は日割り計算より算出するため、転出があった場合、その月の当該幼稚園の行事等に伴う日曜日や祝日等の開園状況やその振替による平日の休園等を確認し、転出前後のそれぞれの日数に応じて算出する必要がある。また、「幼児教育・保育の無償化」に関する自治体向けFAQ(2020年3月5日版)5-29)において、国は日割り計算を共通した法則のもとで実施することにより市町村間の日割り計算に係る連絡調整は不要としているが、転出前後の市町村で過給付をしたが、月の途中で市町村間の転出入に伴う日割り計算の事務の軽減のため、在園しながら転出した場合は、「日」単位ではなく、毎月1日を基準日として、基準日に居住する市町村が当該月に係る施設等利用費の全額を支給する取扱いを認め、事務の簡素化を図っていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2020/teianbosyus/teianbosyus_jokka.html	
R2	210	03_医療・福祉	都道府県	福島県	①内閣府 ②厚生労働省 ③④内閣府 ⑤⑥厚生労働省 ⑦法務省	B_地方に対する規制緩和	①義務 ②都道府県基本計画(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3) ③都道府県児童福祉計画(児童福祉法第33条の22) ④努力義務「できる規定」 ⑤都道府県子ども若者計画(子ども、若者育成支援推進法第9条) ⑥都道府県計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条) ⑦都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条) ⑧自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条) ⑨都道府県推進計画(都道府県総合振興策推進計画)(平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知) ⑩地方福祉防止推進計画(母防止等の推進に関する法律第8条)	関係法律等に基づく計画策定の義務付けとされているものについて、策定、改定、改定時期、計画の内容について、自治体が必要や実態を踏まえて判断できるような任意規定とする。また、実質的には義務付けとなっている努力義務について、策定が任意であることと周知すること。	関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものが多く、その一つ一つに係る当初計画の策定や大綱見直し等による改定作業が、自治体にとって大きく負担となっている。限られた人員体制の中で行政サービスを担っている自治体が、その計画の必要性、自治体における現状を踏まえて、策定するしかないやも含めての判断を尊重するよう求めるもの。また、努力義務「できる規定」となっている計画についても、計画策定状況を公表するなど、実質的な義務付けとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2020/teianbosyus/teianbosyus_jokka.html		
R2	211	03_医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟市、伊勢崎県、沼田市、館林市、渋川市、前橋市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	生活保護法第50条の2 生活保護法施行規則第14条、第14条の2	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届について、告示対象以外の変更時には、変更届を省略できるようにする。	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届について、告示対象以外の変更時には、変更届を省略できるようにする。 【告示対象】名称及び住所の変更	処理に多大な事務手間がかかっている。特に、管理者変更の届出が未提出である医療機関への提出依頼や記載漏れの照会(管理者の生年月日・住所の漏れ)が多数。チェーン薬局は管理者の変更が年数回あることも珍しくなく、届出の提出側も事務手間が生じている。管理者の変更については、厚生労働省が行っている医療医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令8条に基づく「医療医療機関の指定の変更」で十分である(県は、厚生労働省から管理者変更等に関する情報提供を受けている)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2020/teianbosyus/teianbosyus_jokka.html	
R2	212	03_医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、茨城県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎県、太田市、沼田市、館林市、渋川市、前橋市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金、介護扶助費等国庫負担金及び生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金交付要綱	生活保護費等国庫負担金等に係る事務負担の軽減	生活保護費等国庫負担金等に係る実績報告書について、実績報告書様式の入力内容をチェックするために、要綱に定めのないチェック媒体の提出を求められており、入力及び確認に二度手間がかかっている。要綱(報告書様式)の改正が提出期限直前にあるため、報告書の作成及びとりまとめに時間的猶予がない。	実績報告書の記載項目が非常に多く複雑である。交付要綱紙様式の入力内容をチェックするために、要綱に定めのないチェック媒体の提出を求められており、入力及び確認に二度手間がかかっている。要綱(報告書様式)の改正が提出期限直前にあるため、報告書の作成及びとりまとめに時間的猶予がない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2020/teianbosyus/teianbosyus_jokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【5】内閣府(2)【厚生労働省(7)】</p> <p>(16)児童福祉法(第22法164)及び子ども・子育て支援法(第24法65)</p> <p>(a)利用する児童の全て又は多くが外国人である認可外保育施設における保育従事者の配置基準については、国家戦略特別区域の区域内に所在する場合に保育従事者の資格基準を緩和する現行の特例について、活用状況を踏まえつつ、その在り方について検討し、令和3年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【5】内閣府(9)【文部科学省(8)】【厚生労働省(34)】</p> <p>子ども・子育て支援法(第24法65)</p> <p>(iv)子育てのための施設等利用給付(30条の2)について、施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)が、その小学校就学前子ども(30条の4第1項)の利用する特定子ども・子育て支援施設(7条10項1号から3号の施設に限る。)を変更せずに月の途中で他の市町村(特別区を含む。)でこの事項(おいて)に転居した場合には、関係市町村間の調整により、月割りにする給付が可能であること等を地方公共団体に通知する。【措置済み(令和2年10月26日付)内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年10月30日版)】</p>		<p>子育てのための施設等利用給付について、一定の条件下、月割りによる給付が可能である旨等を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【内閣府】文部科学省【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出入時における事務手続の円滑化に向けた住民基本台帳担当部局との連携の強化について(令和2年10月26日付)内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) ・幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年10月30日版) 	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/2f1tsuchi.htm#r2.209</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室</p>
<p>【6】内閣府</p> <p>(6)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平19法31)</p> <p>基本計画(2条の3第1項及び同条第3項)については、地方公共団体の判断により、関係機関による協議会における協議結果を計画の一部として活用することが可能であること、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実施に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p> <p>(8)子ども・若者育成支援推進法(第21法71)</p> <p>子ども・若者計画(9条1項及び2項)については、以下のとおりとする。</p> <p>子ども・若者育成支援推進大綱(8条1項)を勘案した内容であれば、総合計画など地方公共団体における既存の計画等を当該計画とみなすことが可能であること、地方公共団体がその実施に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p> <p>子ども・若者計画(9条1項及び2項)については、以下のとおりとする。</p> <p>子ども・若者育成支援推進大綱(8条1項)を勘案した内容であれば、総合計画など地方公共団体における既存の計画等を当該計画とみなすことが可能であること、地方公共団体がその実施に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p> <p>(12)子どもの貧困対策に関する法律(第25法64)</p> <p>子どもの貧困対策に関する法律(9条1項及び同条2項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実施に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。</p>	<p>＜令5＞ 【3】子ども家庭庁</p> <p>(13)子ども・若者育成支援推進法(第21法71)</p> <p>子ども・若者計画(9条1項及び2項)については、少子化社会対策大綱(少子化社会対策基本法(平15法13)7条1項)及び子どもの貧困対策に関する大綱(子ども貧困対策の推進に関する法律(第25法64)8条1項)と合わせて子ども施策に関する大綱(子ども基本法(令4法77)9条1項)と一元化した。【措置済み(子ども基本法(令和4年法律第77号)】</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく基本計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策についての計画、再発防止等の推進に関する法律に基づく子ども・若者育成支援推進大綱(8条1項)については、少子化社会対策大綱(少子化社会対策基本法(平15法13)7条1項)及び子どもの貧困対策に関する大綱(子ども貧困対策の推進に関する法律(第25法64)8条1項)と合わせて子ども施策に関する大綱(子ども基本法(令4法77)9条1項)と一元化した。【措置済み(子ども基本法(令和4年法律第77号)】</p> <p>【内閣府】子ども・若者育成支援推進法第9条第1項及び第2項に基づく子ども・若者計画の策定について(令和3年1月29日付)内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官</p> <p>【内閣府】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項及び第2項に基づく基本計画の策定について(令和3年2月19日付)内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p> <p>【内閣府】文部科学省【厚生労働省】子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項及び第2項に基づく都道府県計画及び市町村計画の策定について(令和3年1月29日付)内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p> <p>【法律省】地方再発防止推進計画策定の手引き(改定版)(令和5年3月)</p> <p>【厚生労働省】都道府県社会的養育推進計画に基づく取組状況の公表等について(令和3年3月31日付)厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】次世代育成支援対策推進法第8条第1項及び第9条第1項に基づく市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定について(令和3年3月30日付)厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】母子及び父子並びに暮婚福祉法第12条に基づく自立促進計画の策定について(令和3年2月8日付)厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室</p> <p>【厚生労働省】子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室</p> <p>【厚生労働省】子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室</p> <p>【厚生労働省】子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/2f1tsuchi.htm#r2.210</p>	<p>内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(青少年企画担当)</p> <p>内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課</p> <p>内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)</p> <p>子ども家庭庁児童障害児支援課</p> <p>法務省大臣官房秘書課企画再発防止推進室</p> <p>文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課</p> <p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p> <p>厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室</p> <p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室</p> <p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室</p> <p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室</p>	
<p>【7】法律省</p> <p>(7)再発防止等の推進に関する法律(第28法104)</p> <p>地方再発防止推進計画(8条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実施に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化するため、「地方再発防止推進計画策定の手引き」(令文法律省)を改定し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(5)児童福祉法(第22法164)</p> <p>(a)障害児福祉計画(33条の20第1項及び33条の22第1項)については、計画に定めるように努めるものとされている事項(33条の20第3項及び33条の22第3項)を記載するの否かは地方公共団体の判断によること、地方公共団体において障害者基本法(昭45法84)36条1項及び4項の協議の機能を設置している場合には、当該計画の策定及び変更に向けた意見集約の場として当該機能を活用することができること、地方公共団体に次回の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平29厚生労働省告示116)の改正時に改めて通知する。</p> <p>(26)母子及び父子並びに暮婚福祉法(昭39法129)</p> <p>(a)自立促進計画(13条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村(以下この事項において「都道府県等」という。)がその実施に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、都道府県等に令和2年度中に通知する。</p> <p>(31)次世代育成支援対策推進法(第15法120)</p> <p>(1)行動計画(8条1項及び9条1項)については、地方公共団体がその実施に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p> <p>(46)社会的養育推進計画の策定に関する事務</p> <p>社会的養育推進計画については、地域の実情を踏まえつつ、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(特別区を含む。以下この事項において「都道府県等」という。)の判断により策定されるものであることを、都道府県等に令和2年度中に通知する。</p>	<p>＜令3＞ 【厚生労働省】</p> <p>(19)生活保護法(第25法144)</p> <p>(1)都道府県知事等が指定する医療機関の申請(49条の2)等については、令和4年度中(中)を令改正し、医療機関が健康保険法に基づき行う医療機関等の指定に係る申請(健康保険法(大11法70)65条)等併せて地方厚生局を窓口として行うこととする。</p>	<p>医療機関等が健康保険法に基づく医療機関等に係る指定の申請等を行う際、同時に生活保護法に基づく指定医療機関に係る指定の申請等を行う場合については、前申請を併せて地方厚生(支)局に提出し、地方厚生(支)局を経由して都道府県知事等に届け出ることが可能とする省令改正を行い、令和5年3月31日に公布した。</p> <p>医療機関等が健康保険法に基づく指定医療機関等に係る指定の申請等を行う際、同一契機で生活保護法に基づく指定医療機関に係る指定の申請等を行う場合については、生活保護法に基づく指定医療機関に係る指定の申請等を健康保険法に基づく指定の申請等と併せて地方厚生(支)局に提出し、地方厚生(支)局を経由して都道府県知事等に届け出ることが可能とするよう、健康保険法等管理システムの改修を行い、令和5年7月1日から可能とした。</p>	<p>【厚生労働省】生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令の公布について(令和5年3月31日付)厚生労働省社会・援護局長通知)</p> <p>【厚生労働省】令和5年度(2023年)7月から生活保護法に基づく指定医療機関に係る申請・届出が簡素化されます。(リーフレット)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/2f1tsuchi.htm#r2.211</p>	<p>厚生労働省社会・援護局保護課、保険局医療課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(15)生活保護法(昭25法144)</p> <p>(a)都道府県知事等が指定する医療機関の申請(49条の2)等については、医療機関が健康保険法に基づき行う医療機関等の指定に係る申請(健康保険法(大11法70)65条)等併せて地方厚生局を窓口として行うこととする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【厚生労働省】</p> <p>(16)生活保護法(昭25法144)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平46法30)及び生活困窮者自立支援法(平25法105)</p> <p>(a)生活保護法(昭25法144)第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平46法30)第4条及び15条4項並びに生活困窮者自立支援法(15条1項)の実績報告については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、報告に用いる様式の改正が必要な場合は可能な限り早期に行うとともに、令和2年度事業の報告から当該様式への入力事務を効率化するための所要の措置を講ずる。</p>		<p>実績報告については、令和3年1月に、生活保護法等国庫負担金等交付要綱を改正し、報告様式を改正するとともに、報告様式への入力事務の効率化を図るための事務連絡を、2月26日に厚生労働省から発出した。</p>	<p>【厚生労働省】生活困窮者国庫負担金、医療共済費等国庫負担金、介護共済費等国庫負担金及び生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金における実績報告に係るチェック徹底様式の送付について(令和3年2月26日付)厚生労働省社会・援護局保護課課長(部長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/2f1tsuchi.htm#r2.212</p>	<p>厚生労働省社会・援護局保護課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R2	213	03.医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る事務負担の軽減	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る当初協議を廃止し、事務の負担軽減を求める。	交付申請の前に、要綱に定めのない事前協議書の提出を求められており、二度手間となっている。	—
R2	214	03.医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る申請書類等の簡素化及び交付決定時期の統一化	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る補助区分種目について、細分化されている補助区分種目を統合し、交付申請書や交付決定時期を統一化するなど、事務の簡素化を求める。	同補助金の補助区分種目が複雑かつ多数であり、それぞれ交付申請書の様式や提出時期が異なっているほか、交付決定時期も異なっていることから、大きな事務負担となっている。特に、県は市町村のとりまとめを行う必要があることから、負担が非常に大きい。	—
R2	215	12.その他	都道府県	愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡平市、新潟県、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高岡町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	独立行政法人福祉医療機構法第12条、心身障害者扶養保険約款(昭和45年1月31日付け厚生省政令第44号の4)、住民基本台帳法	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し	心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡の届出については全国共通の事務であることから、受給者の情報を把握している独立行政法人福祉医療機構(WAM)から、地方公共団体情報システム(IIS)に受給者情報を提供し、直接、全国の受給者の生存状況等について、一括して住基ネットによる確認が出来る仕組みとしていただきたい。	【現況届に関する事務】毎年6月末までに、「心身障害者扶養保険約款第23条」の規定により、保険契約者は独立行政法人福祉医療機構(以下、WAM)に受給者の現況届書を提出することになっている。県内在住者は住基ネットで氏名・住所・性別・生年月日を確認できるが、県外在住者は住基ネットでの検索が出来ないため、住民票を送付してもらう必要がある。このため、確認時間を要し、市町村の事務負担も大きく、受給者にとっても負担となっている。(R1処理状況:県外の受給者114名) 【死亡の届出に関する事務】「心身障害者扶養保険約款第24条」の規定により、保険契約者は、年金給付保険金支払対象障害者が死亡した場合、速やかにWAMに死亡届を提出することになっているが、届出が遅れることによる県の過払年金件数が毎年約10件発生している。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyujokka.html
R2	216	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡平市、新潟県、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高岡町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、高知県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等に関する基準、特定教育・保育等に要する費用の算定に関する基準等の実施上の留意事項について、子ども・子育て支援交付金交付要綱、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について	幼稚園等に通関する児童養護施設入所者に係る朝食費については、子どもの数に関わらず、いったん施設負担ののち措置費により補填する制度となるよう運営基準を見直し	幼稚園等に通関する児童養護施設入所者に係る朝食費については、通常は県の措置費、多子減免が適用される場合は、市町村からの給付という違いがあるものの、いずれにせよ全て公費で負担される。児童養護施設入所者の朝食費の免除に係る多子世帯の判定については、施設長が保護者として整理されるため、異なる場合に長子の人込所が繰り返されたり親権者が異なるために苗字が違っている等の理由により、本籍地市町村へ戸籍の照会や児童養護施設に確認するなど判定が煩雑であり、市町村の負担となっている。また、幼稚園についても給食費の徴収が複雑な負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyujokka_yosan.html	
R2	217	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域児童福祉事業等調査要綱	地域児童福祉事業等調査に係るスケジュールの見直し	厚生労働省からの委託を受けて県が実施している「地域児童福祉事業等調査」について、実施依頼や調査票の送付が調査に支障のない時期となるようスケジュールを見直していただきたい。	県は、毎年、厚生労働省の委託を受け、統計法に基づく一般統計調査「地域児童福祉事業等調査」を実施している。調査目的は、認可保育施設、認定こども園、認可外保育施設等の現状把握や、保育所利用世帯の状況等の把握で、県は市町(中核市除く)を通じて施設及び施設を利用する世帯に対して調査を実施している。なお、国との委託契約については、県が契約事務を担当しており、支出負担行為担当官として国と県、国と中核市間の契約書を作成している。例年あらかじめ実施が予定されている調査であり、また、年度末に実施しなければならない調査内容ではないと考えられていたが、調査の実施スケジュールが毎年遅延しており、例年、契約事務と調査業務を県・市町村の両方で実施も多岐である年度末に実施しなければならず、負担となっている。また、調査対象の施設が協力が拒否する事例もあり、統計の正確性が確保できなくなっている。そのため、11月末までには実施を依頼していただくようスケジュールを見直していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyujokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【総務省(8)】【厚生労働省(27)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び独立行政法人福祉医療機構法(平14法166) 心身障害者扶養保険事業(独立行政法人福祉医療機構法2条1項)において地方公共団体から独立行政法人福祉医療機構へ提出している現況届書及び死亡届書については、令和3年度から住民票の写しの添付を不要とする。 また、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、年金受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令3＞ 5【総務省(11)】【厚生労働省(41)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び独立行政法人福祉医療機構法(平14法166) 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認等については、地方公共団体の条例に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの活用等により、年金受給者の情報を確認することが可能であることを令和3年中に通知する。</p>	<p>心身障害者扶養共済制度における年金受給者の現況等の確認については、住民基本台帳法の規定に基づいて定めた条例に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することが可能であることを、条例の規定例と併せて通知した。</p>	<p>【厚生労働省】心身障害者扶養共済制度における年金受給者の現況等の確認に係る住民基本台帳ネットワークシステムの活用について(令和3年12月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/2fu_tsuchi.htm#t2_215</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>
<p>5【厚生労働省】 (49) 地域児童福祉事業等調査 地域児童福祉事業等調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度から可能な限り早期に調査依頼を发出する。</p>		<p>地域児童福祉事業等調査スケジュールを早期化した。</p>	<p>【厚生労働省】令和2年地域児童福祉事業等調査の実施について(通知)(令和2年9月18日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/2fu_tsuchi.htm#t2_217</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R2	218	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県、高知県、香川県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、上島町、久万高原町、松前町、鬼北町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条	輸血用血液製剤の円滑な融通を可能とする見直し	輸血用血液製剤について、適正な管理・管理体制が整っていないと都道府県が認定した二次救急医療機関に限り、医薬品医療機器等法に基づく販売業の許可を必要とせずに、圏域内のみあらかじめ指定を受けた二次救急医療機関への融通が可能となる制度とすること。	日本赤十字社による医療機関での血液製剤備蓄所の廃止に伴い、救急医療機関では救急患者に対応するため、一定量の輸血用血液製剤を在庫する必要があるが、本県では地理的要因により、血液製剤の販売を行う愛媛赤十字血液センター(八幡浜)から遠隔地にある救急医療機関も多く、それらの医療機関には十分な在庫を確保する必要がある。医療機関においては適正な在庫量の確保に努めているものの、使用期限が短いことから、血液製剤備蓄所の廃止により、使用期限超過による廃棄血液製剤が増加し、貴重な献血が無駄になることが懸念される。また、緊急に輸血が必要な患者が発生した際に、血液製剤の在庫が少なく救急医療機関において迅速な対応が困難であり、血液製剤を多く保有している三次救急医療機関への救急患者の集中が懸念される。血液製剤を販売、授受等する際には、医薬品医療機器等法に基づく医薬品販売業の許可が必要であり、基準に適合した販売店舗、管理する専任薬剤師の確保が必要であるほか、譲渡・譲受時には相手先等を記載し、その旨を通知する必要があるため、許可取得が難しい。なお、自治体においては、地域の赤十字血液センターからの配達に時間を要し、緊急時に血液製剤の確保が困難になることが想定されていたり、現に血液製剤備蓄所の廃止後、血液製剤の廃棄量が増加しているところがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka.html
R2	219	12.その他	一般市	合志市	総務省、防衛省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法、自衛隊法施行令第97条第1項、自衛隊法施行令第120条、自衛隊法等に関する法律に定める住民基本台帳業務の適切な執行について(平成27年3月31日付け総務省令第40号総務省自治行政局住民制度課長通知)	自衛隊法等に基づく自衛官等の募集に関する事務について住民基本台帳の一部の写しを提出することに住民基本台帳上の法的根拠がないもの等が認められるが、対外的な説明の観点から通知等によりその旨明確化することを求める。	本市では、自衛隊から依頼された対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しているが、提供における法令上の根拠について市民から問い合わせが寄せられている。住民基本台帳法上、住民基本台帳の一部の写しの提供に関する規定は設けられていないことから、他の法令に基づく場合には住民基本台帳の一部の写しを提供することは可能であると解しており、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、自衛官等の募集対象者情報を提出しているところであるが、この住民基本台帳法上の解釈が必ずしも明文化されていないため、対外的な説明が困難となっている。なお、「自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳業務の適切な執行について(平成27年3月31日付け総務省令第40号)」において、「自衛官及び自衛官候補生の募集に關し必要となる氏名等の情報に關する資料の提出については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により、自衛隊地方協力本部の長が市区町村の長に対し求めることができると解されています」と記載されているが、「市区町村長が同意決定に基づき住民基本台帳の一部の写しを提供することが住民基本台帳法上可能である」とも明記されていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka.html	
R2	220	05.教育・文化	都道府県	埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市、川口市、行田市、松茨市、本庄市、東松山市、羽生市、羽生市、深谷市、上尾市、飯沼市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、騎ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、二芳町、毛呂山町、鳩山町、ときがわ町、皆野町、栗里町、神井町、上里町、寄居町、山梨市、栗原市、磐田市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料	特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援教育就学奨励費の定額支給化	特別支援教育就学奨励費の学用品費等を定額支給とすること。	【現行制度】特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料(令和元年度版)文部科学省において国庫補助対象限度額一覧があり、その中で、学用品購入費については「実費」と定められている。また、同資料に対象経費の算定方法について記載があり、「保護者等が費用負担している実態について確認を行うこと。なお、確認方法については、レシート・領収書等による確認」とされている。特別支援教育就学奨励費の支給事務について、支給対象額の算定のために事務担当者、教員、保護者に過度な負担が生じている。一つ一つの支給金額は数百円程度のものが多く、支給する金額に対して、事務担当者、教員、保護者の負担感が大きい。特に、「学用品・通学用品」について、当該費は、支給件数が年間20,000件弱となっているが、保護者が申請してきた品物について、教育課程上必要なものがどうか一つ一つ確認が必要であり、その都度教員への確認作業が生じている。また、保護者には領収書、レシートなど、金額と支出したことを証明する書類の提出が必須とされているが、「雑貨」などと品物名がはっきり記載されないケースもあり、証書書類として採用できないものもある。内容確認のための電話連絡や領収書の取り直しなど保護者に負担が生じている。提出された領収書やレシートが、税抜きで記載されている場合や購入店舗のポイントを使用されている場合は、支給額算定時に再計算を要し、事務担当者の負担になっている。【制度改正の必要性】本提案は、「制度の趣旨として定額支給にしないこと」等を理由に関係府省との調整が行われなかった令和元年度の提案の再提案事項である。特別支援教育就学奨励費のほかにも、同じく保護者の経済的負担を軽減することを目的として、学用品費等を支給する「奨学のための給付金制度」や、「生活保護法に基づく教育扶助費(基準額等)」は、一般家庭の学用品の費用を踏まえて定額支給とされている一方で、当該奨励費のみ「制度の趣旨として定額支給にしないこと」として、実費支給とされ、過度に事務担当者や保護者に負担をさせている状況は実情に合っていないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka_yosana.html
R2	221	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第15条、建築基準法施行規則第38条、建築動態統計調査規則	建築基準法第15条第4項の建築物計の届出に係る届出・報告の内容のオンライン化	建築基準法第15条第1項及び第2項の「建築物工事」(建築物除却届)及び同法第38条の「建築物災害報告書」の内容についてオンライン化し、国が当該入力結果を確認することができるようにすること。なお、法制度上、都道府県が関係するステップが必要とされているが、建築士等が入力した届出・報告の内容を、都道府県が電子端末上で確認し、確認の完了した届出・報告が国に連携されるようにすることが考えられる。	【現行制度】建築物を建築する建築主や建築物を除却する施工者は、都道府県等に対して建築基準法第15条第1項及び第2項に基づく「建築物工事」や「建築物除却届」を提出しなければならない。また、市町村の長は、その区域内における建築物が災害により滅失等した場合に、都道府県に対して、同条第3項に基づく「建築物災害報告書」を提出しなければならない。これらの「建築物工事」等を受理した都道府県等は、法第15条4項の規定に基づき、毎月、「建築者統計調査票(マークシート形式)」等に「建築物工事届出」等の内容を転記して作成し、国土交通大臣へ提出することが義務付けられている。【支障事例】調査票の作成は、シャープペンシル(0.5mm、HB)を使用することが求められており、都道府県等は、建築主から紙面に提出された「建築物工事」等をもとに、手書きで調査票に転記している。提出された人員の中で、年9,429件(令和元年実数)の調査票を手書きで転記作成することは、非常に負担が大きい。また、正確さが求められる統計において、人手で届出が転記されているという問題は、転記ミス、転記漏れなどのヒューマンエラーが生じることで正確性を損なうおそれがある。(令和2年度から、ワークシートではなくExcelの調査票の提出が可能となる旨が国土交通省より周知されているものの、紙面に提出された内容をExcelに入力する労力は依然として大きく、またヒューマンエラーが生じる可能性が軽減されていないものと考えられる。)加えて、「建築者統計調査」は基礎統計であり、当該調査に要する経費は、地方財政法第10条の4に基づき、地方公共団体が負担する義務を負っている経費とされているが、国からは予算の範囲内として少額しか措置されず(年120万円程度)、1件当たり33円程度の予算では実作業量とあっていないと考える。(令和2年度から、ワークシートではなくExcelの調査票の提出が可能となる旨が国土交通省より周知されているものの、紙面に提出された内容をExcelに入力する労力は依然として大きく、またヒューマンエラーが生じる可能性が軽減されていないものと考えられる。)加えて、「建築者統計調査」は基礎統計であり、当該調査に要する経費は、地方財政法第10条の4に基づき、地方公共団体が負担する義務を負っている経費とされているが、国からは予算の範囲内として少額しか措置されず(年120万円程度)、1件当たり33円程度の予算では実作業量とあっていないと考える。(令和2年度から、ワークシートではなくExcelの調査票の提出が可能となる旨が国土交通省より周知されているものの、紙面に提出された内容をExcelに入力する労力は依然として大きく、またヒューマンエラーが生じる可能性が軽減されていないものと考えられる。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka.html
R2	222	12.その他	都道府県	埼玉県	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の公務者等が定める事務及び情報を定める法令第58条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項	高等学校等就学支援金の支給に関する事務において、マイナンバーを利用して、「生活保護関係情報」を取得することを可能とすること。	【現行制度】高等学校等就学支援金は、高等学校等に通う所得要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給する。法律に基づく制度である。受給要件として、保護者等の住民税のうち市町村民所得割額及び市町村民所得割額の合算額が50万7000円未満であることが定められている。受給資格の確認のため、当該費はこれまで保護者等の申請者に対して課税証明書の提出を求めていたが、マイナンバー・別表第二の項目113に基づき、マイナンバーを利用して、市町村長から地方税関係情報を取得することが可能となった。【支障事例】マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯、または無職無収入により住民税が非課税である方の情報の取得に支障が生じている。上記の方については課税対象の所得がなく、特に生活保護受給世帯は、地方税法上、住民税が非課税とされていることから、住民税申告書を市町村に提出されない方がほとんどである。結果として、市町村がその方の照会対象者の所得情報等を把握しておらず、地方税関係情報が未登録もしくはNull等と登録されており、所得要件を確認することができない。そのため、生活保護受給世帯、または無職無収入の方の住民税関係情報の提出を求めたが、申請者の負担になっている。結果として、政府が進捗する「デジタル・ガバナメント」そして、当該費に連関する「ペーパーレス化」の表現の妨げとなっている。本提案は、地方税関係情報における副本登録に関して、全ての市町村に対して、未申告者及び無所得者に係る副本登録を徹底することの明確化を求めるべきと考えられるが、市町村への義務付けに類することや、すでに総務省において、都道府県を介して市町村へ、未申告者及び無所得者に係る副本登録を適切に実施するよう事務連絡が発出されていることから、左記の措置を求めるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (23)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 輸血に用いる血液製剤(以下「血液製剤」という。)の地域における供給体制については、緊急時には、販売業の許可(24条)の有無にかかわらず、医療機関の間で血液製剤を融通することが可能であることを明確化し、令和3年9月31日付けで地方公共団体に通知した。 また、地域の実情に応じた血液製剤の安定供給に係る取組事例について、地方公共団体に令和2年度中に通知するとともに、日本赤十字社による血液製剤の搬入や血液製剤の配達回数、配達ルートの見直し等について、地方公共団体、医療機関及び日本赤十字社との間において検討されるよう、必要な支援を行う。</p>	---	<p>血液製剤の地域における供給体制について、緊急時には、販売業の許可の有無にかかわらず、医療機関の間で血液製剤を融通することが可能であることを明確化し、令和3年9月31日付けで地方公共団体に通知した。 また、地域の実情に応じた血液製剤の安定供給に係る取組事例について、令和3年3月31日付けで地方公共団体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】緊急時に輸血に用いる血液製剤を融通する場合の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の考え方や地域の実情に応じた血液製剤の安定供給に係る取組事例について(令和3年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、血液対策課長連名通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-tsushin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2.218</p>	<p>厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、血液対策課</p>
<p>【総務省(6)】【防衛省(1)】 自衛隊法(昭29法165)及び住民基本台帳法(昭42法81) 自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合(自衛隊法97条1項及び同法施行令120条)については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、令和3年2月5日付けで地方公共団体に通知した。</p>	---	<p>自衛官等の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合について、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、令和3年2月5日付けで地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省・防衛省】自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について(通知)(令和3年2月5日付け防衛省人事教育局人材育成課長、総務省自治行政局住民制度課長連名通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-tsushin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2.219</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課 防衛省人事教育局人材育成課</p>
---	---	---	---	---	---
<p>【国土交通省】 (3)建築基準法(昭25法201) (a)建築統計の作成(15条4項)については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、建築主が届け出る建築工事前及び建築物除却の様式を、都道府県が作成する建築着工統計調査票及び建築物除却統計調査票への転記が容易となるよう変更する。また、地方公共団体からの意見を踏まえて、建築統計に関する手続のオンライン化について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 3【国土交通省】 (2)建築基準法(昭25法201) (a)建築統計に関する手続については、令和4年度までを目途にオンライン化する。</p>	<p><様式改正> ・建築工事前及び建築物除却の様式を変更する「建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令」(令和3年国土交通省令第27号)を公布し、自治体への周知を行った。 ・令和4年4月1日の施行に向けて集計システムの改修等を行った。</p> <p><オンライン化> ・令和4年度末にシステムを改修し、全都道府県における調査票のオンライン提出を可能とし、令和5年1月に都道府県を対象とした電子化推進に係る説明会を実施した。</p>	<p>【国土交通省】「建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令」(令和3年国土交通省令第27号) 【国土交通省】「建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正及び建築物用途分類の改定について(技術的助言)」(令和3年6月24日付け、国土交通省総合政策局情報政策課長、国土交通省住宅局建築指導課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-tsushin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2.221</p>	<p>国土交通省住宅局建築指導課、総合政策局情報政策課</p>
<p>【内閣府(10)(i)】【総務省(11)】【文部科学省(9)】【厚生労働省(35)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(至25法22) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)による高等学校等就学支援金の支給に関する事務(別表2の113)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。</p>	---	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務について、生活保護関係情報の情報連携を可能とした。</p>	<p>【文部科学省】デジタル改革関連法等の公布及び一部施行に伴う今後の高等学校等就学支援金支給事務等に関する運用の予定について(事務連絡)(令和3年8月2日付け文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-tsushin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2.222</p>	<p>デジタル庁デジタル社会共通機能グループ 文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課 厚生労働省社会・援護局保護課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R2	223	05.教育・文化	都道府県	埼玉県	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	奨学のための給付金交付要綱別表、生活保護法第36条	「奨学のための給付金の支給」に関する事務において入手可能な生活保護関係情報の見直し	「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して、生活保護情報の開照照会を行った場合について、生業扶助(高等学校就学費)の情報を一律取得できるような措置を行うこと。 具体的には、生活保護法に基づく生業扶助情報を保護者(親権者)のマイナンバーに紐づいた上で規定すること。なお、親権者が不在の場合には、生徒本人のマイナンバーに紐づけること。	【現行制度】 奨学給付金は、高校生いる生活保護受給世帯等に対して、授業料以外の教育費(学用品等)を支給する制度である。「奨学給付金」給付単価を決定するに当たり、「奨学のための給付金交付要綱」に基づき、生活保護法に基づく生業扶助(高等学校就学費)の受給の有無を確認する必要がある。そのため、当県でこれまで生活保護受給世帯に対して、「生業扶助受給証明書」の提出を求めてきた。 しかし、平成31年4月から、「マイナンバー法」及び「当県マイナンバー条例」に基づき、「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して生活保護情報を取得することが制度上では可能となった。 【支援事例】 生活保護法に基づく生業扶助の受給情報は、福祉事務所によって保護者に紐づいている場合と高校生本人に紐づいている事例がある。この場合、「奨学給付金」申請者ど保護者から取得したマイナンバーを利用して福祉事務所に情報照会を行っても、高校生本人に生業扶助の受給情報が紐づいている場合は、生業扶助の受給情報が確認できない。そのため、当県では、現状においても、「生業扶助受給証明書」の提出を申請者に求めており、申請者の負担となっている。加えて、申請窓口の高等学校においても、事務職員による添付書類の確認や、不足書類の提出依頼が必要となり、負担となっている。結果として、政府が推進する「デジタルガバナンス」を、当県が推進する「パーソナル化」の実現の妨げとなっている。 (参考) 過去3年間 当県での生活保護受給世帯に対する「奨学給付金」支給件数 H29:1,652件 H30:1,626件 R01:1,421件	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teimboosyu/2020/teimboosyu_jekku.html
R2	224	09.土木・建築	都道府県	埼玉県、越谷市、戸田市、朝霞市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法施行令第3条、公営住宅法施行規則第23条	「公営住宅法」に基づく近隣同種の住宅の家賃の算定方法の見直し	借上げ型公営住宅(近隣同種の住宅の家賃)の算定方法について、建設に要した費用等の確定再建築費の算出が困難な場合には、地域の実情に応じて事業者主体が算定方法を決定することが可能となるよう、公営住宅法を改正すること。	【現行制度】 公営住宅の家賃の決定等に使用する「近隣同種の住宅の家賃(以下、近隣同種家賃)」について、公営住宅法施行令第3条及び同法施行規則第20条等で算定方法が定められているが、「当該近隣同種の住宅の建設に要する費用の額」を基に確定再建築費を算出するが、確定再建築費は、算定方法により算出することが定められている。そのため、算出が困難な場合には、地域の実情に応じて事業者主体が算定方法を決定することが可能となるよう、公営住宅法を改正すること。 【支援事例】 公営住宅の家賃の算定等に使用する「近隣同種の住宅の家賃(以下、近隣同種家賃)」について、公営住宅法施行令第3条及び同法施行規則第20条等で算定方法が定められているが、「当該近隣同種の住宅の建設に要する費用の額」を基に確定再建築費を算出するが、確定再建築費は、算定方法により算出することが定められている。そのため、算出が困難な場合には、地域の実情に応じて事業者主体が算定方法を決定することが可能となるよう、公営住宅法を改正すること。 【支援事例】 建設から長期間経過していることが多く、住宅の建設に要した費用(以下、工事費)が不明な場合があるため、現行の算定方法では近隣同種家賃の算定が困難となっている。平成8年の旧建設省通知では、「建設後、相当年度の年数が経過した等により近隣同種の住宅の建設に要した費用の確定が困難な場合・・・には、事業者が建設年度別、構造別、床面積別の標準的な費用の額を算定することも許容される」とされている。標準的な費用の額の推計に当たっては、棟の詳細な床面積が必要となるが、図面が欠損している場合があるため、工事費算定が困難な場合がある。また、建設年度別の国土交通大臣が定める生業扶助工事費が必要となるが、古いものは通知が入手困難な場合があり、同様に算定が困難である。本県では、毎年6月の戸別訪問後の借上げ型公営住宅を調査している。今後、戸単価で借上げ型公営住宅を調査し、現行の算定方法では戸ごと工事費を算定しなればならず、工事費を算定する棟数が増加し、事務負担も膨大なものとなる。以上を踏まえ、工事費の算出が困難な場合は、例えば、UR賃貸住宅は、UR法に基づき、公営住宅とは別の算定方法によって近隣同種家賃を算定しているため、当該住宅を借上げる場合には、当該住宅の家賃を算定することと可能とするなど、事業者が地域の実情に応じた近隣同種家賃の算定を行うことが可能とするよう、現行の算定方法の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teimboosyu/2020/teimboosyu_jekku.html
R2	225	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県、埼玉県町村会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者総合支援法、に居住地特例対象施設の見直し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項、第4項、第51条の5第2項、附則第18条第1項、第2項	居宅や現在入所している障害者施設等から、別の市町村に存在する介護施設に入所した場合に、現行では当該介護施設が所在する市町村に障害福祉サービスに係る費用を負担するが、当該介護施設入所前手続を完了していた市町村が引き続き負担するよう、居住地特例を見直すこと。 また、障害福祉サービスの利用申請手続きについても、介護保険サービスと同様に、介護施設入所前手続を行っていた市町村で引き続き行えるよう、居住地特例を見直すこと。	【現行制度】 障害者施設等から介護施設に入所した方には、介護保険サービスに加えて、障害福祉サービスを利用する場合がある。この場合に、介護保険サービスに係る費用は、障害者施設及び介護施設が介護保険法に基づく住所地特例施設に位置付けられているため、障害者施設や介護施設の入所前に居住地があった市町村が負担する。一方、障害福祉サービスに係る費用は、介護施設が障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設に位置付けられていないため、介護施設が所在する市町村が負担する。また、介護保険サービスの利用申請手続きは、介護保険法に基づく住所地特例により、障害者施設及び介護施設の入所前に居住地があった市町村で行うが、障害福祉サービスの申請手続きは、介護施設が障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象外となっているため、介護施設が所在する市町村で行う必要がある。 【支援事例】 現行制度では、介護施設が所在する市町村に障害福祉に関する財政的負担が集中している。また、介護保険サービスと障害福祉サービスの利用申請手続きについて、介護は介護施設入所前手続を行っていた市町村で、障害は介護施設が所在する市町村でそれぞれ行わなければならないが、住民の負担となっている。 ※介護保険制度に係る住所地特例については、平成27年の提案募集で複数の自治体が提案・要望した結果、見直しされたものである。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teimboosyu/2020/teimboosyu_jekku.html
R2	226	06.教育・文化	一般市	太宰府市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	文化財保存事業費関係補助金交付要綱、補助金等に係る予算案の執行の適正化に関する法律第22条	史跡等購入費国庫補助金で取得した土地の活用範囲の明確化	「史跡等購入費国庫補助要綱(以下「要綱」とする)」に基いて補助を受け取得した史跡等について、近隣の大風による倒木や堰による崩壊しなどから史跡等を守る(保存する)ため、保存を目的とした財産を得るための史跡等の活用範囲について明らかにする。 現在の要綱の第1項(趣旨)においては、「保存のための史跡等の土地買上げ等に要する経費について国が行う補助」と定められているため、これにより取得した財産を活用して保存のための財産とするには、補助金適正化法第22条に定める「目的に反した使用」にあたることと認められない場合があるが、例えば史跡等の整備上やむを得ず且つ且つ間伐材・廃棄物を加工・販売等することについては、「目的に反した使用」にあたり認められるものと考えられる。法律上及び要綱上認められる史跡等の活用範囲が明らかになれば、それに照らして文化庁が「文化財保存用地地計画」の認定申請(において)自治体が行う史跡等の活用可否を判断することができるようになり、自治体が史跡等の活用により自主的に財源を確保することが可能となることで、要綱が目指す「保存のための目的をより明確に」できると考えられる。	当市の史跡面積は、4.85平方キロで市の面積の約16%を占め、年間6,000万円の史跡保存のための費用(内3%が補助事業、それ以外は市単独費)を必要とし、市の財政状況に大きな影響を与えている。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teimboosyu/2020/teimboosyu_jekku.html
R2	227	12.その他	一般市	舞鶴市	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第22条	「老人福祉法第11条の措置の実施の事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。別表第2の61の項に係る事務(老人福祉法第11条の措置の実施に関する事務)を処理するために情報連携できる特定個人情報には、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、当該特定個人情報(利用できる)番号法別表第2の61の項に中国残留邦人等支援給付等関係情報の追加を行う。	老人福祉法第11条の措置の実施(老人ホームへの入所等の措置)に関する事務については、当該措置の対象者は、同条第1項第1号の規定により、65歳以上のものであって、環境上及び経済的理由(救済)を定めることにより、次に掲げる措置を受け得る者(以下「措置対象者」とする。)とされている。また、中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び特定帰国者等に対する法律施行令第22条第20号において老人福祉法第11条の規定の適用については、支援給付を保護とみなす」とされていることから、老人福祉法第11条等が定める要件の該当性を適切に確認するために、中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要と考える。しかしながら、番号法別表第2において、生活保護関係情報等は情報連携可能な情報として規定されているが、中国残留邦人等支援給付等関係情報は規定されていない。当市では、条例で個別に規定し、情報連携を行っているが、中国残留邦人等支援給付は生活保護とみなすこととされていることから、同一の法的根拠で情報を扱えることが必要と考える。	—
R2	228	12.その他	一般市	舞鶴市	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第22条	「老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。別表第2の62の項に係る事務(老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務)を処理するために情報連携できる特定個人情報には、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、当該特定個人情報(利用できる)番号法別表第2の62の項に中国残留邦人等支援給付等関係情報の追加を行う。	中国残留邦人等支援給付支援給付は生活保護制度に準じて制度設計されており、当市においては、生活保護と中国残留邦人等への支援給付を同内容のものとして扱っており、「舞鶴市における老人福祉法の施行に関する規則」第28条第1項の費用の徴収(階層区分)において従前は「生活保護法による被保護者と記載されていた箇所に中国残留邦人等への支援給付を受けている者」を平成20年に追加している。老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務については、「負担能力に応じて」費用を徴収することとなるため、上述のとおり生活保護関係情報に加え中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要と考える。しかしながら、番号法別表第2において、生活保護関係情報等は情報連携可能な情報として規定されているが、中国残留邦人等支援給付等関係情報は規定されていない。当市では、条例で個別に規定し、情報連携を行っているが、中国残留邦人等支援給付に関する事務は、生活保護制度に準じて制度設計されていることから、同一の法的根拠で情報を扱えることが必要と考える。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【文部科学省(15)】【厚生労働省(44)】</p> <p>高校生等奨学給付金 高校生等奨学給付金については、生徒本人の個人番号を用いて生業扶助(高等学校等就学費)の受給の有無を確認できることを明確化するため、「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)等の手引き(平26文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)を令和2年度中に改正する。また、情報提供ネットワークシステムにおいて、当該生業扶助の受給情報を生徒本人に関する情報として登録されるよう促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>文部科学省 生徒本人の個人番号を用いて生業扶助(高等学校等就学費)の受給の有無を確認できることを明確化した事務連絡を令和3年3月26日に発出した。</p> <p>厚生労働省 生業扶助の受給情報を生徒本人に関する情報として登録されるよう促す事務連絡を令和3年3月30日に発出した。</p>	<p>【文部科学省】高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)の取扱いについて、等の一部改正について(通知)(令和3年3月26日付け文部科学省初等中等教育局長通知)</p> <p>【文部科学省】高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)等の手引き【該当箇所抜粋版】(令和3年3月 8次改正)</p> <p>【厚生労働省】情報提供ネットワークシステムにおける生業扶助の副本登録に関して(令和3年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu_tsuchi.htm#r2_223	<p>文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課</p> <p>厚生労働省社会・援護局保護課</p>
<p>【国土交通省】</p> <p>(6)公営住宅法(昭26法193) 公営住宅の家賃の上限額となる近傍同種の住宅の家賃(16条1項)の算定については、既存民間住宅等を活用し公営住宅を供給する場合において、当該既存民間住宅等の原価の欠損等により算定が困難なときは、地方公共団体が収集可能な情報から簡便に算定する方法を、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>公営住宅法に係る近傍同種の住宅の家賃の算定について、原価の欠損等により算定が困難なときは、収集可能な情報から算定する方法について技術的助言として通知した。</p>	<p>【国土交通省】公営住宅法に基づく近傍同種の住宅の家賃の算定における合理的な方法について(通知)(令和3年3月25日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu_tsuchi.htm#r2_224	<p>国土交通省住宅局住宅総合整備課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(32)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (a) 居宅や障害者支援施設等から他の市区町村に存する介護保険施設等に入所し、障害福祉サービスを利用する場合の居住地特例(19条3項)の適用については、介護保険施設等の入所者の状況等についての実態調査の結果等を踏まえつつ、介護保険施設等を対象とすることについて検討する。その上で、社会保障審議会での議論を踏まえ、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令2> 【厚生労働省】(32)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (a) 居宅や障害者支援施設等から他の市区町村に存する介護保険施設等に入所し、障害福祉サービスを利用する場合の居住地特例(19条3項)の適用については、介護保険施設等の入所者の状況等についての実態調査の結果等を踏まえつつ、介護保険施設等を対象とすることについて検討する。その上で、社会保障審議会での議論を踏まえ、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 【厚生労働省】(48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (a) 居宅や障害者支援施設等から他の市区町村に存する介護保険施設等に入所し、障害福祉サービスを利用する場合の居住地特例(19条3項)の適用については、当該特例の対象に介護保険施設等を追加する。</p>	<p>居宅や障害者支援施設等から他の市区町村に存する介護保険施設等に入所し、障害福祉サービスを利用する場合の居住地特例(19条3項)の適用については、当該特例の対象に介護保険施設等を追加することとした。</p> <p>当該内容を盛り込んだ改正障害者総合支援法が第210回国会(臨時会)にて令和4年12月10日成立、令和4年12月16日付けで公布された。</p> <p>(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第104号))</p>	<p>【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の公布について(通知)(令和4年12月16日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu_tsuchi.htm#r2_225	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>(11)史跡等購入費補助金 史跡等購入費補助金により取得した土地の活用については、以下の措置を講ずる。 ・文化財保護法(昭25法14)125条に規定する現状変更等の許可を受けて行われる木竹の伐採等により生じた木材等を加工・販売する行為については、当該行為により得た収益の用途にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法119)22条に規定する補助金等の交付の目的に反した使用(以下この事項において「目的外使用」という。)には当たらないことを、全国会議を通じて地方公共団体に周知する。 【措置済み(令和2年11月26日・27日埋蔵文化財・史跡担当者会議)】 ・上記のほか、史跡等購入費補助金により取得した土地の活用について、目的外使用に該当するか否かを地方公共団体が判断するに当たって参考となる事例を交えた質疑応答集を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>令和2年11月26日・27日に行われた埋蔵文化財・史跡担当者会議において、史跡の現状変更等の許可を受けて行われる木竹の伐採等により生じた木材等を加工・販売する行為については、補助金等の交付の目的に反した使用には当たらないことを周知した。</p> <p>また、令和3年3月22日に、史跡等購入費補助金により取得した土地の活用について、目的外使用に該当するか否かなど補助金適正化法の考え方を具体事例やQAも交えてとりまとめた事務連絡を発出した。</p>	<p>【文部科学省】補助金適正化法の考え方について(令和2年11月27日)</p> <p>【文部科学省】補助金適正化法の考え方に関する参考資料の送付について(令和3年3月22日付け文化庁文化財第二課事務連絡)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2020/r2fu_tsuchi.htm#r2_226	<p>文化庁文化財第二課</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	229	12.その他	都道府県	兵庫県	内閣官房	B 地方に対する規制緩和	新型コロナウイルス等対策特別措置法第45条第2項、第3項、第4項 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)、第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について(令和2年4月23日付付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)	新型コロナウイルス等対策特別措置法第45条に基づく施設使用制限(休業要請)を個別施設ではなく、まずは業種別に要請できるようにすること	特定都道府県知事として、第45条の中で、①業種や施設ごとの要請、②個別の施設管理条件に対する要請、③それに基づく指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。 第45条第2項の要請、同条第3項の指示及び同条第4項の公表について、同条上掲他のない旨の事前協議を廃止すること。	【現状】 特定都道府県知事として特措法第45条に基づき要請、指示を行う場合、国の基本的対処方針及び、国の要請・指示等のガイドラインにおいて示された手順のとおり実施することとなっている。 【支障】 中でも、第45条第2項に基づく要請は、第24条第9項に基づく協力要請と前提としているが、特措法上、第24条第9項は都道府県対策本部長による一般的な協力要請であるが、第45条第2項は特定都道府県知事による政令の定める多数者が利用する施設等に対する範囲を限定した要請であるため、本案は異なるものであると解釈すべきである。 この点を問題とせず、第45条第2項に基づく要請を行う場合、いきなり個別の施設ごとに行うのではなく、まずは業種や施設ごとに法的な要請を行うべきである。 今回、パチンコ店に対して第45条を適用する際、店舗数が限定される業種であったため、第2項に基づく個別店舗への要請は可能であったが、仮に、全国的に多数の店舗等が点在し、組合など同業者の団体がいない業種や団体であっても未加盟事業者が多数存在する業種(例えば接客を伴う飲食店等)に対して第2項の要請を行うこととなし、相当数の個別店舗の営業確認等にかかりの時間を要するなど迅速な対応が困難となる。平急に業種防止のための休業要請の強い姿勢を示すのであれば、第45条に基づき、まずは業種ごとに要請を行うべきである。 また、第45条第2項の要請に際し、国との事前協議が必要となっているため、機動的な対応が困難となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka.html
R2	230	12.その他	都道府県	兵庫県	内閣官房	B 地方に対する規制緩和	新型コロナウイルス等対策特別措置法第45条第3項、第4項	新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく施設使用制限等の「指示」の実効性の担保	休業指示に対する実効性を高めるために必要な法整備(罰則適用など)を行うこと。	【現状】 本県では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、パチンコ店に対し、兵庫県緊急事態措置上、①特措法第24条第9項に基づく施設使用制限等の協力要請、②同法第45条第2項に基づく施設使用の停止(休業)の要請を行い、それでも休業要請に応じない店舗に対し、③同法第45条第3項に基づく、施設の使用停止(休業)の指示を行ってきた。 【支障】 同法第45条第3項に基づく施設の使用停止(休業)の指示を行ったものの、結局2つの店舗が営業を継続して休業指示に応じなかった。これは指示に対して、「店名の公表しが行えず、実効性の担保が課題となっているためである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka.html
R2	231	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、三田市、たつの市、神河町、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	診療放射線技師法第26条第2項第2号、健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第6号	市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化	日本人の体型に合い、痛みのない装置の開発を医療機器メーカー等に求め、がん検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる検診体制が十分に担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。	【現状】 健康増進法により市町村はがん検診の実施に努めるものとされている。また、第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月9日閣議決定)において、がん検診受診率の目標値は50%とされているが、H30乳がん検診の受診率は本県内平均17.7%である。 令和2年がん診療放射線技師法改正後、病院・診療所以外で行うのが検診は胸部X線撮影のみを行う場合に限り、医師又は歯科医師の立会いがなくても実施が可能となった。 【支障】 集団乳がんマンモグラフィ検診は、平成28年から視診、触診は実施しないに変更されたが、医師の立ち会いには従来とおり必要となっている。 胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるような検診への説明および問診は看護師が対応しており、医師が立会いなくても可能であるにもかかわらず、診療放射線技師法上、乳がんマンモグラフィ検診は医師の立会いが必要とされている。マンモグラフィ検診時、乳房に痛みを感じた受診者は、二度と受診しないケースがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka.html
R2	232	12.その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、神戸市、姫路市、加古川市、西脇市、三田市、南あわじ市、たつの市、神河町、和歌山県、徳島県、関西広域連合	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	移住支援事業・マッピング支援事業について(令和元年12月20日付内閣府地方創生推進事務局)、住基本法	移住支援金制度における居住期間に応じた返還制度の廃止	移住支援金は移住した事実に着目したものであるため、居住期間に応じた移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること。 また、移住先が在住地や在住期間の確認、移住先での居住確保の事務が煩雑であるため、住基本法を根拠として位置付けるなど、自治体において効率的な事務運用が図られるようにすること。	【現状】 移住支援金は地方創生推進交付金を活用して、東京圏からの移住者が県内で新規就業または起業した場合に支援を行っている。移住者は、申請時に移住先の在住地や在住期間(5年以上)を確認できる書類(住民票除票や戸籍附票の写し)を提出するとともに、移住先の県内市町に5年以上継続して居住する意思表示を行う。支援金の申請から5年未満で転出した場合は全額、5年以上に転出した場合は半額を返還しなければならぬ。 【支障】 移住支援金は東京圏への過剰な一極集中の是正を目的として実施するものである。本来、移住の事実が確認された時点でその制度の趣旨は満たされているにもかかわらず、実際は支給後5年に渡り居住確認を行う必要が生じている。 等、煩雑な事務手続きが生じている。 また、申請期間の短縮や申請書の簡便化、申請書の複数を自治体に住民票除票の交付を郵送等で依頼する必要があるが、申請手続きが煩雑である。移住先市町は返還の要否を確認するため、支給後5年に渡って、申請者の居住確認を行う必要があるが、申請者が市町外に転出した場合、転出先の市町に住民票を請求して確認するなど手続きが煩雑である。	—
R2	233	12.その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、加古川市、西脇市、三田市、南あわじ市、たつの市、神河町、和歌山県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	起業支援事業について(令和元年12月20日付内閣府地方創生推進事務局)	起業支援金制度における補助対象期間等の見直し	起業(登記)して事業活動が本格化するまでには一定期間を要するケースもあるため、前年度に起業した者も支援対象となるよう、応募資格の要件を前年度4月1日からとする。 また、事業所開設に要する経費を補助対象とするため、補助対象期間を当該年度の4月1日以降とする。	【現状】 起業支援金は、地方創生推進交付金を活用して、Uターン等による起業支援を行っている。 【支障】 応募資格は、公募開始日(今年度は4月1日)から当該年度1月末までに起業(登記)した者に限定され、前年度中に起業(登記)して、今年度に事業開始する場合は支援対象とならない。 また、補助対象期間は、執行団体が起業者への交付決定日(当県の場合、募集・審査を経ると概ね8月頃)以降とされているため、4月から7月に事業所開設に要する経費として支出した改修費や初年度備品費等を補助対象とすることができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka_yosana.html
R2	234	08.消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、加古川市、西脇市、三田市、南あわじ市、たつの市、神河町、和歌山県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条	災害救助法における「救助」の範囲へ家庭被害認定調査等の追加	災害救助法における「救助」の範囲に被災証明書の発行業務(その範囲となる家庭被害認定調査を含む)を追加すること。 災害救助法における「救助」の範囲に被災証明書の発行業務(その範囲となる家庭被害認定調査を含む)を追加すること。	【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が①避難所・応急仮設住宅の設置、②食品・飲料水の供給、③住宅の応急修理、④埋蔵などに限定されている。 被災後、応急仮設住宅への入居や住宅の応急修理の適否を判断するためには、家庭被害認定調査を行い被災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家庭被害認定調査や被災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象である。 大阪府北部地震や平成30年7月豪雨等の大規模災害時には被災自治体だけでは人員不足により家庭被害認定調査や被災証明書の発行を迅速に実施するのが困難となった。 他の自治体から応援職員を派遣する際にも、災害救助費の対象でないため、応援自治体の負担となっている。 【再提案理由】 令和元年の豪雨災害15号を契機として災害救助法が改正(令和元年10月施行)され、住宅の応急修理の支援対象が一部損壊(損害割合が10%以上)まで拡大された。支援対象が拡大された住宅の応急修理や、応急仮設住宅の供与を迅速に行うためには、その判断基準となる家庭被害認定調査及び被災証明書の速やかな発行が不可欠である。救助以外の目的のために活用されることをもみても、災害救助費の対象外とするとは災害救助業務の遅延を招きかねない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka_yosana.html
R2	235	08.消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、加古川市、西脇市、三田市、南あわじ市、たつの市、神河町、和歌山県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第2条第2号、被災者生活再建支援法施行令第1条	被災者生活再建支援制度について(令和元年12月20日付内閣府地方創生推進事務局)	制度の対象となる被災地域について、同一の災害により被害を受けた全ての市町を平等に支援対象とすること。制度の対象となる被災世帯について、全壊及び大規模半壊に加えて、半壊及び一部損壊(損害割合が10%以上の世帯)も支援対象とすること。	【現状】 被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が都道府県で100世帯または市町村で10世帯以上発生したことが適用要件となっている。 同制度は、自然災害の被災者の生活の再建を支援し、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものであるが、半壊世帯の一部損壊世帯は支援対象となっていない。一方、災害救助法では、住宅の応急修理について支援対象が一部損壊(損害割合が10%以上)世帯まで拡大されている。 【支障】 平成30年7月豪雨災害において、県内では神戸市や粟野市は被災者生活再建支援法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない市町が発生した。 令和元年の豪雨災害15号による住宅被害では、災害救助法に基づき一部損壊世帯まで住宅の応急修理の支援対象が拡大された。一方、本制度では半壊一部損壊世帯は支援対象外である。 【再提案理由】 同一の災害により被害を受けた世帯に対して、単に住居地のみによって被災者生活再建支援法の支援対象となる事柄は公平性の観点からも避けるべきで、法に基づく支援が平等に行われる必要がある。対象となる被災世帯を災害救助法に基づく住宅の応急修理の支援対象と同様とすることで住民にも分かりやすい制度となるうえ、各種災害において多数発生している半壊被害も支援対象とすることは、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興につながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu_jokka_yosana.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【内閣官房】 (1) 新型コロナウイルス等対策特別措置法(平24法31) 施設の使用制限の要請等(24条9項及び45条)の在り方については、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、新型コロナウイルス等対策有識者会議等における議論及び新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【内閣官房】 (4) 新型コロナウイルス等対策特別措置法(平24法31) 施設の使用制限の要請等(45条)については、以下の措置を講ずる。 ・45条2項に基づく要請については、施設類型ごとに行うことを可能とする。 ・45条2項に基づく要請の実効性を担保するため、施設管理者等が要請に応じない場合は命令を行うことを可能とする。また、その施行に必要な限度において立入検査等を行うことを可能とし、命令に違反した場合は過料に処することとする。 〔措置済み(新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)、新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和3年政令第28号)等)〕</p>	<p>特措法第31条の6第1項のまん延防止等重点措置に係る要請及び特措法第45条第2項に基づく要請について、特措法第24条第9項に基づく要請を前置きせず、実施及び施設類型ごとに行えるようにするなどの措置を講じた。</p>	<p>【内閣官房】新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律、及び新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布について(令和3年2月12日付け内閣府新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡) 【内閣官房】新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)新旧対照表</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_229</p>	<p>内閣府新型コロナウイルス感染症対策推進室</p>
<p>【内閣官房】 (1) 新型コロナウイルス等対策特別措置法(平24法31) 施設の使用制限の要請等(24条9項及び45条)の在り方については、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、新型コロナウイルス等対策有識者会議等における議論及び新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【内閣官房】 (4) 新型コロナウイルス等対策特別措置法(平24法31) 施設の使用制限の要請等(45条)については、以下の措置を講ずる。 ・45条2項に基づく要請については、施設類型ごとに行うことを可能とする。 ・45条2項に基づく要請の実効性を担保するため、施設管理者等が要請に応じない場合は命令を行うことを可能とする。また、その施行に必要な限度において立入検査等を行うことを可能とし、命令に違反した場合は過料に処することとする。 〔措置済み(新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)、新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和3年政令第28号)等)〕</p>	<p>緊急事態宣言の対象区域の都道府県知事が、施設の使用制限等の要請を受けた者に対し、命令を発するのに必要な限度において報告を求め又は事業場に立ち入る等の措置を講ずることができることとともに、施設管理者等が正当な理由なく施設の使用制限等の要請に応じなかった場合の命令及び過料に関する規定を設けると、実効性を担保する措置を講じた。</p>	<p>【内閣官房】新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律、及び新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布について(令和3年2月12日付け内閣府新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡) 【内閣官房】新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)新旧対照表</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_230</p>	<p>内閣府新型コロナウイルス感染症対策推進室</p>
<p>【厚生労働省】 (18) 診療放射線技師法(昭26法226) 集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、医師の立会いを不要とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【厚生労働省】 (25) 診療放射線技師法(昭26法226) 集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、省令を改正し、医師の立会いを不要とする。 〔措置済み(診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第119号))〕</p>	<p>令和3年7月9日に診療放射線技師法施行規則を改正し、集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査における医師の立会いを不要とした(令和3年10月1日施行)。</p>	<p>【厚生労働省】診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働省令第119号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_231</p>	<p>厚生労働省医政局医事課、健康局がん課</p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	236	12.その他	都道府県	兵庫県、兵庫県市長会、兵庫県町村会	総務省	B 地方に対する規制緩和	電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第26条	マイナンバーカードに搭載されている電子証明書書の有効期限の延長(5年→10年)	マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)に合わせて延長すること。 電子証明書の有効期間の延長が難しい場合は、パソコンやスマホによるオンライン申請、もしくは住民票の写しを交付するコンビニエンスストア(住民票データとの兼用が可能)や郵便局等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きできるようにすること。	【現状】 マイナンバーカードの有効期限は発行日から10日目の誕生日までとなっている。 一方、カードに搭載された電子証明書の有効期限は、発行日から5日目の誕生日までとなっているため、電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。 (令和2年1月から、電子証明書の更新申請が必要な者が発生しており、県内では6月末時点の累計で約13万人) 【支援】 カード本体と電子証明書の有効期間が異なり、更新時期が分かれていく。 特別定額給付金のオンライン申請にあたり、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限の更新や暗証番号の再設定が必要な住民が多いため、全国的にアクセスが集中して、公的個人認証システムがダウンした。 電子証明書の有効期限が切れているために、コンビニ交付サービスが利用できない場合、マイナンバーカード本体が使えないという誤解が生じ(急にコンビニ交付が出来なくなったとの問い合わせが寄せられている)、マイナンバーカードの利活用の機会を奪うこととなかねない。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/einbosyuu/2020/einbosyuu_jokka.html
R2	237	12.その他	都道府県	兵庫県、神戸市、姫路市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第29条、第32条、地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条	公営住宅の許可取消後の家賃相当額の回収事務について、私人への一括委託を可能とする見直し	公営住宅法施行令において、滞納家賃と損害賠償金(近隣家賃相当額)の双方について、請求から取納までの事務を一体的に私人に委託できるよう規定すること。	【現状】 県営住宅の退去者の滞納家賃の回収事務については、地方自治法施行令第158条の規定により私人委託ができ、債権回収の効率化を図るために債権回収会社及び弁護士に委託している。 一方で、当該損害賠償金は滞納家賃に比べて多額となっているが、回収に係る一連の事務(主体となって行う)請求受領使(③納付交渉)④取納については、私人委託を認める規定がないため、当県の職員が督促や納付交渉等の回収事務を長期に渡り行っている。 【支援】 国土交通省が提示した委託可能な事務は、請求書の送付などの事務補助的作業にとどまるため、請求や納付交渉などの取納に係る主体的かつ煩雑な業務は県の職員が改めて行うこととなり、本質的な解決になっていない。 滞納に係る一連の債権回収事務であるにもかかわらず、滞納家賃の回収は私人(債権回収業者等)のノウハウ(請求から納付交渉、取納に至るまでの主体的な一元管理による滞納の回収)が活用できるが、損害賠償金については私人のノウハウが活用できず、債権回収業者の効率化に繋がらない。	—
R2	238	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、淡路県、京都府、大塚市、堺市、神戸市、西脇市、宝塚市、高砂市、南あわじ市、たつの市、神河町、新温泉町、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発達の促進に関する法律 多面的機能支払交付金実施要綱第1条第5の7及び8、(別紙2)第5の8及び9 多面的機能支払交付金実施要綱第1の7～9、第2の8～10、様式第1～6、1～8号	多面的機能支払交付金の状況報告様式を簡素化すること、考えられる様式と該当欄は以下のとおり。 様式第1～6号 ……「活動実施日時欄」 様式第1～7号 ……「日付欄」「分画」欄 様式第1～8号 ……「収支実績」欄のうち「支出総額」欄の内訳欄 ③ 多面的機能支払交付金に係る事業の成果」欄のうち「備考」欄 また、様式第1～6号の「活動参加人数」欄については、別の別立した様式に記述すること、加算措置を希望しない場合には、提出不要とすることとした。	農地や農業施設を保全するため、地域の農業者等で構成された活動組織は、多面的機能支払交付金の交付を受けて農地法の草刈りや水路の泥上げ等の共同活動を実施している。 【現状】 農地や農業施設を保全するため、地域の農業者等で構成された活動組織は、多面的機能支払交付金の交付を受けて農地法の草刈りや水路の泥上げ等の共同活動を実施しているところ、活動組織の大半は、パワフル作業の若手から高齢の農業者が事務を担っており、毎年の活動記録や金銭は納簿、実績報告など多くの書類作成に苦慮している。 また、交付金の制度改定が毎年行われ、それに伴って事務様式も毎年変更されるため、活動組織を指導する市町担当者の負担も大きく増えている。 なお、事務負担が大きいため、県内の70組織が活動期間(5年間)終了後に共同活動を継続しなかったため、約800haの活動区域が減少し保全体制に支障が生じた。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/einbosyuu/2020/einbosyuu_jokka.html	
R2	239	12.その他	施行時特例市	宝塚市、兵庫県、京都府、堺市、和歌山県、関西広域連合	法務省	B 地方に対する規制緩和	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第12条第1号、第19条第1項及び第4項 同法施行規則 第17条第2項及び第4項 市区町村在留関連事務取扱要綱 第6条 2(6)特別永住者証明書の交付	特別永住者証明書の交付方法の弾力化	申請者の利便性の向上、窓口業務の負担軽減の観点から、特別永住者証明書の申請者本人、代理義務者(同居している配偶者及び6親等内の血族又は3親等内の姻族)または取次者(別世帯の親族等)が申請時に来庁した場合は、交付時の本人出頭義務を免除し、郵送(本人限定受取郵便、簡易留留等)による交付を可能とする。	【現状】 特別永住者証明書の申請受付及び交付事務は、法定受託事務として市町が実施している。 特別永住者証明書の有効期間は7年間であり、特別永住者は7年毎に特別永住者証明書を更新申請しなければならないが、申請時と交付(受領)時の2回の出頭義務が課せられている。 【支援】 更新申請時と交付(受領)時の2回ともに、本人または代理人もしくは取次者が市役所窓口に来庁しなければならないが、申請者の負担もとり窓口の事務負担にもなっている。一方、マイナンバーカードの場合、申請時もしくは受領時のいずれか1回の来庁で手続きが完了し、交付手続きの簡素化が図られている。 本人以外の者が手続きできる要件が限られているため、更新手続きを行う義務を履行することが困難になっている特別永住者が存在する。例えば本人または代理義務者が就労している場合でも、「疾病その他の事由により自ら来庁等を行うことができない」場合に該当しないため、別居の親族等が取次者となって手続きを行うことは認められない。そうした場合、更新申請時はともかく、受領のために再度来庁を求めることについて、合理的な説明に苦慮しており、窓口でのトラブルが絶えない。 また、高齢で移動に制約がある場合でも、「疾病その他の事由」に該当しなければ原則は本人が2回出頭する義務があり、チームが多く発生している。さらに、取次ぎが認められる場合でも、親族が遠隔地にかかわれない場合もあり、申請時はもちろん、交付(受領)のために再度来庁を求めることは、時間的・金銭的な負担が大きく、更新手続きを円滑に進めるうえで大きな支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/einbosyuu/2020/einbosyuu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】</p> <p>(9) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120) (1) 以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)に追加する。</p> <p>③ 署名用電子証明書の発行の申請(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書の提供(同条7項)並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法9条1項)の受付</p> <p>④ 利用者証明用電子証明書の発行の申請(同法22条1項)の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書の提供(同条7項)並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付</p>		<p>地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正により、マイナンバーカードの署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行、更新の受付等について、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることが可能となった(日本郵便株式会社との協議及び当該地方公共団体の議会の議決が必要)。</p>			<p>総務省自治行政局住民制度課</p>
<p>【農林水産省】</p> <p>(18) 多面的機能支払交付金 多面的機能支払交付金については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、地域の農業者等が作成し地方公共団体が集計する報告書の様式の変更を必要最小限とするともに、活動記録又は金銭出納簿の項目と同等と認められる情報が記載された資料があることを確認した場合は、当該項目を省略した様式が使用可能である旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>		<p>活動記録等の項目と同等の情報が記載された資料を確認した場合は、当該項目を省略した様式が使用可能な旨を通知した。</p>	<p>【農林水産省】多面的機能支払交付金実施要領における様式の項目省略について(令和2年12月24日付け農林水産省農村振興局整備部農地資源課多面的機能支払推進室長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/12fu_tsuchi.html#2.238</p>	<p>農林水産省農村振興局農地資源課</p>
<p>【法務省】</p> <p>(5) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平3法71) 以下に掲げる特別永住者証明書の交付については、特別永住者及び市区町村の負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、本人の受領が確保される場合に限り、郵送によることを可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住地以外の記載事項の変更の届出に係る交付(11条2項) ・有効期間の更新の申請に係る交付(12条3項) ・紛失等による申請に係る交付(13条2項) ・汚損等による申請に係る交付(14条4項) 		<p>特別永住者証明書の有効期間更新申請等に関し、特別永住者又は16歳未満の特別永住者等に代わって申請等を行わなければならない者が、特別永住者証明書を受領するために出席することに苦しい支那があつて、出入国在留管理庁長官が相当と認めるときについては、特別永住者及び市区町村の負担の軽減を図るため、省令を改正し、本人限定受取郵便により特別永住者証明書を受領することを可能とした。</p>	<p>【法務省】日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令(令和3年法務省令第9号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/12fu_tsuchi.html#2.239</p>	<p>出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理業務室</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R2	240	08.消防・防災・安全	都道府県	兵庫県	財務省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公共土木施設災害復旧事業費 B 地方に対する規制緩和 公共土木施設災害復旧事業費 公費負担指針第7章 公共土木施設災害復旧事業費 方針第12-1 大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業費の方針	災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築	ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金銭の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること。 机上査定的手法として、Web査定の方法を構築すること。	【現状】 災害復旧事業費を決定する災害査定は原則として実地で行うが、被災箇所申請額が300万円未満の場合に限り、被災箇所を写真や設計書等の資料で確認する机上査定を実施することができる。 被災箇所指定された場合は災害査定の手続きを迅速にするため、机上査定限度額の引き上げや査定設計図書の簡素化措置などが実施される。 災害査定(実地、机上査定)は、被災自治体において行われている。 平成30年7月豪雨が激甚災害に指定されたことにより、災害では机上査定限度額が2,500万円以下(都市局所管災害は2,400万円以下)に引き上げられ、被災箇所975件中821件(84%)が机上査定の対象となった。一方、本県では激甚災害に指定されない規模の災害も発生しており、平成30年は220件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件(18.6%)に止まっている。 【支障】 実地査定は、災害が頻発する中、1日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがある。被災自治体の準備が負担となっている。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言等が発令されている場合には、東京等から被災自治体への移動が制限され、災害査定の実地が困難となり、災害復旧事業が遅れる恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teiambosyu/2020/teiambosyu_jokku.html
R2	241	04.雇用・労働	中核市	徳島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第58条第3項	地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間とする変形労働時間制の適用	企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」や「1か月単位の変形労働時間制」の適用が除外されているが、働き方改革の一環として、教職員については令和2年度から1年単位の「変形労働時間制」が適用される。 また、国の働き方改革の取組の一環として、平成31年4月1日から「フレックスタイム制」の清算期間が1か月から3か月に延長された。 これらの法改正の趣旨を踏まえ、地方公務員に関して、条例で定めることにより1か月を超え1年以内の期間で勤務時間を振り回ることができるよう地方公務員法等を整備していただきたい。	現行の法律によると、企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」(第32条の3)、「1年単位の変形労働時間制」(第32条の4)の規定が適用除外とされている(地方公務員法第58条第3項本文)ため、「1か月単位の変形労働時間制」(労働基準法第32条の2)によるフレックスタイム制しか運用できない。 このように制度の下では、1か月単位の業務の繁閑に対応できず、複数月にわたる業務の繁閑には対応できず、業務繁忙時期等による時間外勤務の平準化の効果が限定的である。 本市では、「1か月単位の変形労働時間制」によるフレックスタイム制を導入し、1か月の期間で日々の業務の繁閑を調整しているが、複数月にわたる業務の繁閑がある場合、どうしても時間外勤務が多く発生する月が生じることになり、業務量に応じた柔軟な働き方が十分できないといえない。 内部管理業務においては、出納整理事務や条例等の例規審査事務などがあがるが、期間ごとの繁閑の差が著しく、1人あたりの時間外勤務時間でみると1か月に約30～55時間の差が生じ、効率的な行政運営の支障となっている。 窓口業務においては、住民異動事務、国民健康保険事務、福祉・子育て関連の手当支給事務などがあるが、職員の勤務時間と市民サービスへの影響の相関性が高く、職員の勤務時間が固定化されると、出勤状況によっては市民の窓口の待ち時間が長くなるなど、市民サービスへの支障が生じる可能性がある。 【取行制度による対応】 【編成策】による業務配分の見直し、人事異動による人員配置の見直しを行っているが、限られた人的財源を効果的に活用する観点から、繁忙期の業務量を基本として人員配置することはできない。 【解消策】 地方公務員の勤務時間について、3か月単位で清算できれば、より一層の業務量の平準化が見込まれ、時間外勤務の縮減及び効率的な働き方につながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teiambosyu/2020/teiambosyu_jokku.html
R2	242	03.医療・福祉	都道府県	香川県、徳島県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者等に対する医療に関する法律第5条第2項、難病の患者等に対する医療に関する法律施行令第1条	指定難病の医療受給者証の負担上限額決定方法の見直し	指定難病の医療受給者証について、負担上限月額の認定方法を、市町村民務(所得割)から保険者の所得区分に代えて認定する方法に改めること。	負担上限月額の難病区分の認定方法と健康保険の高額療養費の適用区分の認定方法は異なるもの、ともに所得水準に応じた区分であり、高い相関関係が見られる。各保険者に申請者の高額療養費の適用区分を照合しているにもかかわらず、医療受給者証に記載するのみで事務に活用されていない。 指定難病の負担上限額は、6月に確定する住民課税額に基づいて毎年見直す。高額療養費の適用区分は前年の所得によって見直しを行っているが、二つの事務が重なる夏は、超過勤務が生じている。 難病患者は大抵、世帯に1人しかいないにもかかわらず、申請時に世帯員全員の住民課税証明書を提出させており、申請者にとって大きな負担である。 現在、事務効率化のためマイナンバーを利用した情報連携を進めているため、申請の際にマイナンバーを取得する必要があるが、難病患者だけでなく支給認定基準世帯員全員のマイナンバーを取得・管理することは、職員の負担となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teiambosyu/2020/teiambosyu_jokku.html
R2	243	09.土木・建築	都道府県	香川県、高知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第77条第1項、道路施設現況調査、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査	道路法第77条第1項に基づき実施する「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」について、都道府県が行う調査の作成等(市町村及び地方道路公社が管理する道路に係る調査の取扱いを含む。)の事務の負担軽減に資するよう、これらの調査の一括による実施又は各調査抽出様式の統合若しくは重複している事項の名称を可能とすること等、調査事務の運用改善を図る措置を求める。	【現状の概要】 都道府県は、道路法第77条第1項に基づき、「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」について、国土交通大臣からの依頼を受けて調査の作成・提出を行っている。調査の作成に当たっては、都道府県が自ら管理する道路だけでなく、区域内の市町村(政令指定都市を除く。以下同じ)及び地方道路公社等が管理する道路についても併せて取りまとめた上で、国土交通省へ提出する必要がある。 【支障事例】 現状、調査ごとに都道府県において調査の作成等を行う必要があるが、特に市町村等からの取扱いに当たっては、県に対して提出されたデータの確認を行い、全ての市町村の回答が揃ってから、県独自の回答データを統合し、国土交通省へ提出する必要がある。これは単純な事務作業であるが、県単体の分の調査の入手と市町村分の取扱いを合わせると、約1～2週間程度の処理日数を要しており、調査ごとに負担が生じている。 また、それぞれの調査について、一部の調査項目の内容が重複しており、一方の調査で報告すれば足りるものについて、重ねて報告を求められている(例：後者の調査項目のうち、「路線」、「行政区域」、「区間距離」、「一般道/自動車区分」)。これらの項目について、当県の場合、対象となる路線が、報道ごについて約300路線の入力が必要であり、市町村運営についても提出された約17,000路線の確認を行う必要がある。加えて、それぞれで入力する内容は一律であっても、一方は道路管理者の名称で、他方ではその団体コードで管理する必要があり、単純な転記等で処理しづらい重複事項もあり、作業が繁雑になっている。なお、都道府県に対し調査の提出を行う市町村においても、類似の事務負担が生じているものと推察される。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teiambosyu/2020/teiambosyu_jokku.html	
R2	244	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	厚生事務次官通知(昭和27年)、厚生労働省社会・援護局長名の協力依頼	日本赤十字社の活動資金に関する業務について、自治体が日本赤十字社の活動資金に付する業務の法的地位づけ	日本赤十字社の活動資金に付する業務について、自治体が日本赤十字社の活動資金に付する業務の法的地位づけ 日本赤十字社の活動資金に付する業務について、自治体が日本赤十字社の活動資金に付する業務の法的地位づけ 日本赤十字社の活動資金に付する業務について、自治体が日本赤十字社の活動資金に付する業務の法的地位づけ	日本赤十字社の活動資金に付する業務について、自治体が日本赤十字社の活動資金に付する業務の法的地位づけ 日本赤十字社の活動資金に付する業務について、自治体が日本赤十字社の活動資金に付する業務の法的地位づけ 日本赤十字社の活動資金に付する業務について、自治体が日本赤十字社の活動資金に付する業務の法的地位づけ	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teiambosyu/2020/teiambosyu_jokku.html

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)
R2	245	12.その他	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政不服審査法第51条	情報公開等に係る処分における審査請求に対する認容否の取扱い	情報公開等に係る処分について、被処分者以外の第三者が審査請求を行う場合、審査請求人の氏名等が知られない形で被処分者に対する裁決書の謄本の送付が可能である旨明確化する。	情報公開・個人情報に関する処分の対象となる「情報」は、一般的な行政処分とは異なり、一旦、情報に記録されている者の意に沿わない形で公表されてしまふ、その損害回復が非常に困難なものとなる。また、一般的に情報公開については、何人に対しても情報公開請求権を保障している一方で、公開請求者以外の第三者の権利保護のため、当該公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者に対し、公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている。しかし、公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者より公開を希望しない意見を付したにもかかわらず、処分が公開決定をし、その公開決定に対して執行停止の申立てと審査請求がなされた場合、被処分者(公開請求者)以外からの審査請求に対し認容否決定をする場合には被処分者となる公開請求者に対して、裁決書の謄本を送付しなければならない。審査請求が第三者に自らの情報が記載されていること自体知られかねない場合でも、裁決により情報公開がなされた場合でも、審査請求人の氏名・名称が必必要記載事項とされる裁決書の謄本が公開請求者に送付されることにより、結果的に審査請求人の情報が公開請求の対象となった情報に記録されていることを知られてしまふこととなり、そもそも審査請求の趣旨が損なわれてしまふ。行政不服審査法においては、このような管理関係人(被処分者(公開請求者)、審査請求人)間で匿名性を要するケースについて対応が明らかでないため、その明確化を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2020/teianbosyus/kekka.html
R2	246	12.その他	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政不服審査法第9条第3項、第28条～第42条	情報公開等に係る処分における審査請求に対する認容否の取扱い	情報公開等に係る処分について、次のとおり行政不服審査の特例を創設する。 各地方公共団体の条例において、行政不服審査法と同様の審査手続を情報公開審査会等の附属機関が行わなければならない旨を定めた場合において、重複した審査手続について行政不服審査法の規定を適用除外とする。または審判員を指名しない場合において「審査庁」と読み替えて適用する規定に代えて、情報公開審査会等の実質的審査を行う附属機関に読み替えて適用する規定を置く。	本来、「情報」は時間の経過とともにその性質・価値が大きく変わることも想定されるため、迅速な審査手続が行われることが望ましいが、現状、各地方公共団体の条例と行政不服審査法との二重の手続を経る必要がある。迅速性が失われており、同様の手続を二重にこなしている。具体的には、情報公開法に基づき手続として行政不服審査法と同様の手続を行う旨を定めることと情報公開審査会に実質的審査を委ねているにもかかわらず、行政不服審査法に審査庁が行う審査業務がなされていることにより、類似した審査手続を行わなければならない。 (国の情報公開・個人情報保護事務においては、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により審査庁における審査手続を省略して、情報公開審査会に諮問することとなっている。)	—
R2	247	12.その他	指定都市	神戸市	法務省	B 地方に対する規制緩和	登録免許税法第10条、第25条、第26条、附則第7条、登録免許税法施行令第103条、不動産登記規則第109条、第190条、地方税法第422条の3	不動産移転登記等に係る登録免許税の算定	不動産移転登記等に係る登録免許税を算定する際は、地方税法第422条の規定により市町村から法務局へ通知している電子での評価額情報を利用して、法務局が算定すること。	不動産の移転登記等を行う際に申請者が登録免許税を算定して申告し、法務局が記載内容を確認する必要があるが、申請者は市町村が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書より算定することとなっている。これにより市町村においては不動産移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約5万6千件あり、市町村においては窓口対応に多大な労力がかけられているとともに、住民にとっても市町村窓口へ来る手間が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2020/teianbosyus/kekka.html
R2	248	12.その他	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第415条、第416条	土地・家屋価格等縦覧のインターネットによる縦覧が可能となつた場合、現状よりも再利用の恐れが高まるため、併せて掲載項目の制限を求める。	土地・家屋価格等縦覧情報のインターネットによる縦覧をできるよりにすること。また、インターネットによる縦覧が可能となつた場合は、現状よりも再利用の恐れが高まるため、併せて掲載項目の制限を求める。	納税者が縦覧するためには、定められた期間内(通常4月中)に縦覧会場に赴かなければならず、納税者によって不便な制度となっている。また、現行の縦覧制度では、所在地や家屋番号まで表示することとなっているため、インターネットでの縦覧が可能になると、容易に所有者及び評価情報が特定され得るため、本来の趣旨にとらざらず、商業目的等、二次利用される危険性がある。 【縦覧制度】 納税者が所有する資産にかかる評価額が適正かどうか、行政区内の他の所有者の資産と比較できる制度。 土地:所有地番、地目、地積、価格 家屋:所在地番、家屋番号、構造、種類、床面積、価格	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2020/teianbosyus/kekka.html
R2	249	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民年金法第12条1項、第4項、国民年金法施行令第1条の2	国民年金関係の申請・届出のインターネット手続化	事業主が年金事務所に対し、第2号被保険者や第3号被保険者の電子申請ができることと同様に、法定受託事務とされている国民年金関係の申請・届出を、市町村の窓口及び届出による手続と併用して、インターネットでもできるようにする。	加入者にとって、国民年金事務(手続き内容(加入・免除・納付)や「加入種別(第1号、第3号)」)によって、手続が市町村と年金事務所に分かれるなど、極めて分かりづらい状況。市町村が担当する第1号被保険者は、国民年金関係の申請・届出の窓口に来所する必要があり、負担となっている。市町村にとっても事務負担が生じており、市民・窓口にも負担軽減を図る必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2020/teianbosyus/kekka.html
R2	250	05.教育・文化	一般市	三田市	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	教育基本法、教育支援教育就学援助費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱	要保護児童生徒援助費補助金の対象経費の明確化	要保護児童生徒援助費補助金(文部科学省)の対象経費の算定に係る就学援助費対象者の判断手続の明確化 本補助金の対象経費の算定に係る就学援助費対象者の判断手続は、「現に生活保護を受けていないが保護を必要とする状態にある世帯」にのみ適用される。以下の内容でご指示いただきたい。 対象となる世帯は、「不動産を所有している者については、不動産等の資産を処分したとしても生活保護の基準を満たしている者、もしくは「不動産等の資産を所有していない者であること」の確認ができている者である必要がある。 現に、この基準に基づき判断するにあたり、不動産を所有していないこと、処分したとする場合の判断手続等について、疑義が生じる点もあるため、具体的に示していただきたい。 経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者への支援を行うことで、子どもの教育環境を保障する当該補助事業の趣旨を鑑みると、判断手続等についても、保護者へ過度な負担を求めることなく、また事務の簡便さも一定必要であると考えます。	【現行制度の概要】 本補助金は、市町村が経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒(要保護児童生徒)の保護者に対して必要な援助(就学援助)を与えた場合、費用の一部を補助するものである。「現に生活保護を受けていない世帯(要保護世帯)」の他、「現に生活保護を受けていないが保護を必要とする状態にある世帯」を対象とすることができる。 【支障事例】 昨今、子どもの貧困問題や生活困窮者自立支援への対応について社会的関心が高まっている。国庫補助金を活用して、より一層積極的な支援を行ってきたいと考え、「現に生活保護を受けていないが保護を必要とする状態にある世帯」にのみ適用するため、文部科学省に見解を求めたところ、以下の内容でご指示いただきたい。 対象となる世帯は、「不動産を所有している者については、不動産等の資産を処分したとしても生活保護の基準を満たしている者、もしくは「不動産等の資産を所有していない者であること」の確認ができている者である必要がある。 現に、この基準に基づき判断するにあたり、不動産を所有していないこと、処分したとする場合の判断手続等について、疑義が生じる点もあるため、具体的に示していただきたい。 経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者への支援を行うことで、子どもの教育環境を保障する当該補助事業の趣旨を鑑みると、判断手続等についても、保護者へ過度な負担を求めることなく、また事務の簡便さも一定必要であると考えます。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2020/teianbosyus/kekka.html
R2	251	03.医療・福祉	一般市	由布市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	児童手当法第8条	児童手当等における認定、支給及び支払い方法の適宜	児童手当等における認定、支給及び支払い方法の適宜	児童手当等は、児童手当法第8条第2項の定めにより、認定の請求をした日の属する月の翌月から支給されている。市町村の開庁外に出生届を提出した際に十分な制度周知がなされず、認定請求が遅れたことにより、不支給期間が発生した。また、公務員の児童手当等は、児童手当法第17条の定めにより、各所属長の認定を受けることとなっている。公務員にない一般受給資格者としての受給事由が消滅したとき、又は、公務員でなくなり、一般受給資格者として、認定請求する際には手続きを要するが、住所地の市町村長に対する手続きを失念する事例が後を絶たない。市町村においても出生・死亡・転居の場合と異なり、手続きの周知・説明が困難な場合が多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2020/teianbosyus/kekka.html
R2	252	05.教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱	学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金の対象事業の自由度の拡大	「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金」は、国が補助するものであるが、全国自治体の申請額の総額が国の予算額を上回った場合には、国による査定が行われ、予算額の範囲内で各自自治体の配当額が決定されている。査定に際しては、本市では実施計画中の学校運営協議会や地域学校協働本部の設置実績が加味されており、配当割合が年々減少している状況である。このため国の方針を踏まえ、必要となるような状況下では、各自自治体は地域の特性や自由意思に基づいた事業展開ができていないため、当補助金についての検討が望ましい。また、マニュアル等だけでは、学校教職員等の学校・地域の連携構築に資する取組を査定の上で加味してほしい。	学校運営協議会の設置以外の方法で、学校と地域の連携を図っている自治体が査定の上で不利になり、十分な補助を受けられず、事業の実施に支障をきたす問題がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2020/teianbosyus/kekka_yosana.html
R2	253	05.教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	へき地児童生徒援助費補助金交付要綱	学校統廃合に伴うへき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費(スクールバス委託料)の補助期間の延長等	現在、学校統廃合に伴うスクールバスの運行に係る国庫補助金については、補助期間が5年と定めており、その後は地方交付税で措置されるため、補助期間を延長していただきたい。 また、学校統廃合は、地区毎にまとまって行われることとなるため、補助対象者を現行の通学距離4キロ以上に限るのではなく、スクールバスを利用する地区全体の児童を対象としていただきたい。	学校統廃合が5年間を経過し、国庫補助がなくなること、地方自治体の財政負担が大きくなる。その結果、スクールバスの台数や1日の発着回数削減、児童生徒の下校時刻に合わせた運行の見直しなどの検討が必要となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2020/teianbosyus/kekka_yosana.html
R2	254	05.教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	独立行政法人日本スポーツ振興センター振興センター法施行令第4条	日本スポーツ振興センター災害共済給付金交付要綱	現在、災害共済給付金、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び関係学校を抽出し、災害共済給付金交付要綱に基づき、被災者への給付金決定通知書や領収書等を用意し、保護者に連絡したうえで受け渡しを行うが、送金漏れによる保護者手続しが出なかった事がある。また、被災者への給付金決定通知書や領収書等を用意し、保護者に連絡したうえで受け渡しを行うが、送金漏れによる保護者手続しが出なかった事がある。また、被災者への給付金決定通知書や領収書等を用意し、保護者に連絡したうえで受け渡しを行うが、送金漏れによる保護者手続しが出なかった事がある。また、被災者への給付金決定通知書や領収書等を用意し、保護者に連絡したうえで受け渡しを行うが、送金漏れによる保護者手続しが出なかった事がある。	日本スポーツ振興センター(以下、JSC)が決定する給付金を市の口座に入れ、学校毎の給付額を送金漏れが起きないように、学校で(各教育委員会等)と連携し、給付金決定通知書や領収書等を用意し、保護者に連絡したうえで受け渡しを行うが、送金漏れによる保護者手続しが出なかった事がある。また、被災者への給付金決定通知書や領収書等を用意し、保護者に連絡したうえで受け渡しを行うが、送金漏れによる保護者手続しが出なかった事がある。また、被災者への給付金決定通知書や領収書等を用意し、保護者に連絡したうえで受け渡しを行うが、送金漏れによる保護者手続しが出なかった事がある。また、被災者への給付金決定通知書や領収書等を用意し、保護者に連絡したうえで受け渡しを行うが、送金漏れによる保護者手続しが出なかった事がある。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【公務省】</p> <p>(1) 行政不服審査法(平26法68)</p> <p>行政不服審査の不服申立ての手続において、第三者である審査請求人が処分の相手方に自らの氏名等を知れることにより重大な権利利益の侵害が発生するおそれがあるなど、やむを得ない事情がある場合の手続の在り方については、処分の相手方が第三者である審査請求人の氏名等を知ることができない取扱いとする方向で、有識者の意見も踏まえた検討を行い、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令4 ></p> <p>行政不服審査の不服申立ての手続については、情報公開の開示決定等の処分に対し、第三者が審査請求を行った場合など、一定の情報を不開示とすることができる制度の趣旨が浸透されたと考えられる場合には、運用において氏名等が分からないような形で裁決書を作成することは、法令改正によらずとも当然に可能であると考えられると示された。</p> <p>検討会の最終報告を踏まえ、令和4年6月28日、上述の考え方を記載したガイドラインを整備・配布した。</p>	<p>令和3年5月28日から「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、論点として取り上げ、令和4年1月に最終報告が取りまとめられた。検討会における最終報告では、情報公開の開示決定等の処分に対して、第三者が審査請求を行った場合など、一定の情報を不開示とすることができる制度の趣旨が浸透されたと考えられる場合には、運用において氏名等が分からないような形で裁決書を作成することは、法令改正によらずとも当然に可能であると考えられると示された。</p> <p>検討会の最終報告を踏まえ、令和4年6月28日、上述の考え方を記載したガイドラインを整備・配布した。</p>	-	-	総務省行政管理局調査法制課
<p>【法務省】</p> <p>(2) 地方税法(昭25法226)、登録免許税法(昭42法35)及び不動産登記法(平16法123)</p> <p>不動産の登記申請に係る登録免許税の額等を計算するための書類については、申請者及び市町村の負担軽減を図る観点から、固定資産税の納税者に交付される固定資産課税明細書(地方税法304条3項)の利用を促す旨を関係団体等に通知するとともに、ホームページ等で周知する。【措置済み(令和2年12月8日付け法務省民事局民事第二課事務連絡)】</p> <p>また、市町村長から登記所への通知(地方税法422条の3)がオンラインで行われる場合における登録免許税の額の調査(登録免許税法26条1項)については、当該通知のオンラインによる全国的な実施状況等を踏まえて、当該通知により得た固定資産評価額の電子データにより行う仕組みの構築等必要な措置を講ずる。</p>	-	<p>不動産登記の申請に当たり、申請者が保有する固定資産課税明細書により固定資産課税台帳に登録された不動産の価格を確認することができる場合には、市町村が発行する固定資産評価証明書ではなく当該明細書を利用するよう、日本司法書士会連合会に協力を依頼した。</p> <p>また、法務局ホームページにおける案内についても、令和2年12月8日に同旨の内容を更新した。</p> <p>なお、市町村長から登記所への通知がオンラインで行われる場合における登記官による登録免許税の額等の調査については、当該通知により得た固定資産評価額の電子データにより行う仕組みの構築等は、当該通知のオンラインによる全国的な実施状況等を踏まえて、検討している。</p>	【法務省】不動産登記の申請における固定資産課税明細書の活用について(令和2年12月8日付け法務省民事局民事第二課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.html#2_247	法務省民事局民事第二課
<p>【厚生労働省】</p> <p>(21) 国民年金法(昭34法141)</p> <p>国民年金第一号被保険者に係る申請及び届出については、オンライン化に向けて検討を行い、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令3 ></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(34) 国民年金法(昭34法141)</p> <p>(1) 国民年金第一号被保険者に係る申請及び届出については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除の申請、国民年金保険料納付猶予の申請及び学生納付特例の申請並びに資格取得の届出及び種別変更の届出については、申請者がマイナンバーにより行うことができる仕組みを構築し、令和4年度上期に運用を開始する。 ・付加保険料の納付の届出等については、申請者がオンラインにより行うことができる仕組みを構築し、令和7年中に運用を開始する。 	<p>国民年金保険料免除・納付猶予・国民年金保険料学生納付特例の申請及び国民年金第一号被保険者資格取得届等について、令和4年5月11日よりオンラインによる運用を開始した。</p> <p>また、付加保険料の納付の届出等について、令和6年3月29日よりオンラインによる運用を開始した。</p>	【厚生労働省】国民年金第一号被保険者に係る申請、届出等手続の電子化について(令和4年5月2日付け厚生労働省年金局事業管理課事務連絡) <p>【厚生労働省】国民年金第一号被保険者に係る申請、届出等の電子申請対象手続きの追加について(令和6年3月12日付け厚生労働省年金局事業管理課事務連絡)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.html#2_249	厚生労働省年金局事業管理課
<p>【文部科学省(12)】【厚生労働省(40)】</p> <p>要保護児童生徒援助費補助金</p> <p>要保護児童生徒援助費補助金については、補助対象見込額の算定のため地方公共団体が提出する事業計画書の記載方法が明確となるよう、令和3年度事業から事業計画書の様式を見直す。</p>	-	<p>要保護児童生徒援助費補助金の交付申請に先立って、補助対象見込額の算定のため地方公共団体が提出することになっている「事業計画書(第2費)」の「C欄(親・生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯)」には、生活保護を申請中であるもの、生活保護受給が決定していない世帯の児童生徒について記入することを明記するなど事業計画様式を見直した。その見直し後の様式を令和3年5月13日に発出した。</p>	【文部科学省】令和3年度要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)に係る事業計画書の提出について(取組)(令和3年5月10日付け文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.html#2_250	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課 厚生労働省社会・援護局保護課
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R2	255	05.教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	GIGAスクール構想の実現	学校における1人1台の端末を活用した教育の確実な実現に向け、自治体の多様な導入方式を効果的に推進し実現できるよう「公立学校情報機器整備費補助金」のうち、「公立学校情報機器購入事業」及び「公立学校情報機器リース事業」について、Wi-Fi端末とLTE端末の選択が可能となるよう補助額を設定してほしい。	当市が導入しているLTE方式のタブレット端末は、Wi-Fi方式の場合に必要なネットワーク整備費が不要である一方、端末にモデムを搭載するため約1.7万円増加し、通信費も必要となる。現在のGIGAスクール構想の実現における端末の補助額(4.3万円)はWi-Fiを想定したものであるため、LTE端末の導入には十分ではない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeokka_yosana.html
R2	256	03.医療・福祉	指定都市	熊本市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う前置事項等について(通知)(令和元年9月13日)第3の1の(3)、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ	幼児教育・保育の無償化に係る月割りの取扱いを可能とすること	幼児教育・保育の無償化に伴う認定において、月割りの取扱いを可能とする。	当市では、幼児教育・保育の無償化に係るFAQ4-11において、「施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めて施設・事業を利用した日から認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に満たすことはできません」とされ、週4認定はできないと規定されている。また、FAQ7-16においては、「認定区間に空白が生じることにより利用者の不利益につながる」という。両市町村は在籍園の緊密な連携および子育てや保育認定手続きをお手伝いします」ともされている。しかし、保護者の申請するタイミングによっては、認定期間に空白が生じることがある。例えば、児童の転園を待たない転入の場合、申請手続きが転入日より後になり認定期間に空白ができ、保護者が実費で保育料を負担することになるという事例が多い月で20件程度発生している。そのため、教育保育給付認定のFAQ-419のとおり「当該市町村間で調整が済んだ場合は、月割りの取扱いとすることはできない」。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeokka.html
R2	257	03.医療・福祉	指定都市	熊本市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱	幼児連携型認定子ども園が行う施設整備事業に対する交付金の一本化による協力の統一及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。	幼児連携型認定子ども園の施設整備事業に対する交付金の一本化による協力の統一及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。	幼児連携型認定子ども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省(保育所等整備交付金)、教育機能部分は文科省(認定子ども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。1つの事業に対して、2つの業務を行わなければならないため事務負担が大きくなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeokka.html
R2	258	03.医療・福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法施行令第24条、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(令和元年7月1日)、障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き(令和元年7月版Ver.13)、就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ(令和元年8月29日発出版)	「就学前の障害児の発達支援の無償化」が実施されたことに伴い、無償化対象児童については、障害児通所給付決定における「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定及び受給者証への記載を不要とする。	現行では、事務処理要領(令和元年7月1日)において、「無償化対象児童の場合、無償化後の負担上限月額を記載するのではなく、所得区分に応じた負担上限月額を記載したうえで、特記事項欄に無償化対象児童であることを記載(とされている。また令和元年8月29日発出版の無償化に関するFAQ№21により、無償化対象児童についても多子軽減対象者は記載が必要とされている。無償化対象児童については、無償化対象期間中に利用者負担が発生しないことが明らかであり、「所得区分に応じた負担上限月額」や「多子軽減」を認定する必要はない。特に、「多子軽減」の認定については、FAQ№18では「支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースがあることから、従前どおり収入認定を行っていただく必要があります」とあるが、小学校入学の前年度まで無償化が続き、就学猶子の対象となった児童についても、小学校就学の始期に達するまでの間は無償化の対象となるため、児童発達支援等の支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースは想定されないかと思われる。①障害児通所支援事業者の業務への影響については、負担上限月額の認定時に負担上限月額と所得区分が不整合にならないように登録を行うことで影響は出ないと思われる。②障害児通所支援事業者の業務への影響については、「所得区分に応じた負担上限月額」の認定や「多子軽減」の認定の有無にかかわらず、無償化対象児童としての請求をすることになるため、影響は特に生じないと思われる。③保護者への影響については、「多子軽減」の認定にあたっては、在園証明等を求めることもあったため、簡素化によりそれが不要になる。特にデッドストックは生じないかと思われる。④自治体業務への影響については、①に記載のとおり、負担上限月額を0円で認定する際には所得区分との整合が取れていなければならないため、その点に気をつける必要があるが、「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務が簡素化されれば、事務負担の軽減は大きいと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeokka.html	
R2	259	03.医療・福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基幹型障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)	重心児には該当しない医療的ケア児の受入れを促進するため、医療型短期入所の基本報酬に係る対象要件拡大及び障害児通所支援事業所が医療的ケア児の支援を評価した加算を算定できる仕組みとしたい。	重心児には該当しない医療的ケア児の受入れを促進するため、医療型短期入所の基本報酬に係る対象要件拡大及び障害児通所支援事業所が医療的ケア児の支援を評価した加算を算定できる仕組みとしたい。	重症心身障害児(以下、「重心児」といふ。)を対象とする事業所において、重心児を受入れた場合の基本報酬は、重心児以外を受入れた場合の2倍以上である。重心児に該当しない医療的ケアが必要な児童は、支援において配慮が必要にも関わらず、重心児以外の基本報酬を算定することになるため、特に児童発達支援や短期入所支援において、医療的ケア児に係る受入れの妨げとなっている。「重心児以外の児童発達支援事業所と重心児を対象とする児童発達支援事業所の基本報酬単位:重心児以外→利用定員が10人以下の場合830単位、重心児→利用定員が10人以上の場合1,088単位・福祉型短期入所と医療型短期入所の基本報酬単位:福祉型(福祉型強化短期入所サービス費)一区分3の場合968単位、区分2の場合803単位、区分1の場合699単位、医療型(医療型短期入所サービス費)→2,907単位※医療型短期入所の基本報酬に係る対象要件:重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児)具体的な支援例:視覚障害(全盲)、療育手帳A1 医療的ケアが必要で、てんかん持ちの児童について、常に職員付き添いが必要であるうえ、看護師がいる事業所でなければ受入れられないが、重心児には該当しないため、当該児童は利用することができなかった。上記のように、重心児には該当しない医療的ケア児が重心児を対象とする事業所を利用できない状況が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2020/teianbosyuu/jeokka_yosana.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【内閣府(9)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(34)】 子ども子育て支援法(平24法65) (ホ)子育てのための施設等利用給付(30条の2)について、施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)が、その小学校就学前子ども(30条の4第1項)の利用する特定子ども・子育て支援施設(7条10項1号から3号の施設に限る。)を家賃せず1月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合に、関係市町村間の調整により、月割りによる給付が可能であること等を地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ[2020年10月30日版])】</p>		<p>子育てのための施設等利用給付について、一定の条件の下、月割りによる給付が可能である旨等を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】 ・転出入時における事務手続の円滑化に向けた住民基本台帳担当部局との連携の強化について(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) ・幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ[2020年10月30日版]</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisambosyu/2020/r26tsuchi.htm#r2_256</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 【措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)】 また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>5【内閣府(7)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(10)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、実績報告書に関する様式の一部の共通化を図るとともに、入力事務を効率化するための必要な措置を講ずる。 【措置済み(令和3年7月6日付け厚生労働事務次官通知)】</p>	<p>認定こども園に係る施設整備の事務手続における事務負担を軽減するため、実績報告書の様式の一部の共通化を図るとともに、入力補助機能を付加した。</p>			<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (イ)障害児通所支援利用における無償化対象通所児童(施行令24条3号)に係る障害児通所給付決定(法21条の5の5第1項)については、所得区分に応じた負担上限月額及び多子軽減措置の認定について、報酬の審査支払等に係る事務処理システムの改修の必要性を勘案しつつ、簡素化する方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (イ)障害児通所支援利用における無償化対象通所児童(施行令24条3号)に係る障害児通所給付決定(21条の5の5第1項)については、無償化対象通所児童の保護者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・多子軽減措置の認定の対象となる児童のうち無償化対象通所児童については、多子軽減措置の認定をすることなく、無償化対象通所児童として利用者負担額の判定が可能であること及び受給者証において多子軽減措置の認定についての記載を不要とすることを明確化し、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和4年3月4日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)】 ・無償化対象通所児童については、所得区分に応じた負担上限月額の認定をすることなく、利用者負担額の判定が可能であること及び受給者証において所得区分に応じた負担上限月額についての記載を不要とする方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <令6> 4【こども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭22法164) (イ)障害児通所支援利用における無償化対象通所児童(施行令24条3号)に係る障害児通所給付決定(21条の5の5第1項)については、所得区分に応じた負担上限月額の認定をすることなく、利用者負担額の判定を可能とするとともに、受給者証における所得区分に応じた負担上限月額の記載を不要とするため、令和6年度中に報酬の審査支払等に係る事務処理システムを改修するための必要な措置を講ずる。</p>	<p>多子軽減措置の認定の対象となる児童のうち無償化対象通所児童である場合は、多子軽減措置の認定をすることなく、無償化対象通所児童として利用者負担額の判定が可能であること及び受給者証における多子軽減措置の認定についての記載を不要とすることを、地方公共団体に通知した。 多子軽減措置の認定については、多子軽減認定の対象となる障害児であっても、無償化対象児童である場合は、無償化対象児童の保護者に対して多子軽減認定の申請が不要である旨都道府県市町村へ通知した。 所得区分に応じた負担上限月額の認定をすることなく、利用者負担額の判定を可能とするとともに、受給者証における所得区分に応じた負担上限月額の記載を不要とするため、報酬の審査支払等に係る事務処理システムを改修し、インターネットを自治体向けに発出した。</p>	<p>【厚生労働省】無償化対象児童に係る多子軽減認定の取扱いについて(令和4年3月4日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡) 【厚生労働省】児童前障害児の発達支援無償化に係る認定手続きの簡素化等に係るインターネット審査(案)の提示について(令和6年10月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係事務連絡) 【厚生労働省】就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続きの簡素化等に係るインターネット審査(確定版)の提示について(令和7年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisambosyu/2020/r26tsuchi.htm#r2_258</p>	<p>こども家庭庁支援局障害児支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>